

日本社会福祉弘済会
刑事司法ソーシャルワーク実践研究

「刑事司法ソーシャルワーカーの支援と効果」 研究報告書

2023 年度

公益社団法人東京社会福祉士会
司法福祉委員会

目 次

I はじめに

ごあいさつ	4
本研究のねらい	5
研究代表報告	7
司法福祉における伴走型支援の意義—下関駅放火事件から	10

II 研究報告 刑事司法ソーシャルワーカーの支援と効果

1. 刑事司法ソーシャルワーカーの活動実績の集計データから	16
2. 判決後支援に関する検証	24
「当事者への判決後支援を受けて」に関するアンケート調査	25
「刑事司法ソーシャルワーカーへの判決後支援の実施」に関するアンケート調査	32
3. 事例を通して考える	47
(1) 5年を超える支援	48
(2) 飼い猫も支援	49
(3) 医療観察法	51
(4) 常習窃盗・生活保護	53
(5) 社会福祉士である刑事司法ソーシャルワーカーが行う伴走型支援の意義、限界、可能性	55
4. 更生支援計画書と判決後支援への期待	57
(1) 更生支援計画書と判決後支援への期待1	58
(2) 更生支援計画書と判決後支援への期待2	63
(3) 法務省における更生支援計画書の活用に関する概要	67

III まとめ

研究総括：刑事司法ソーシャルワークの課題と可能性	72
--------------------------	----

IV 資料

「社会福祉士の刑事司法への関与に関する事業」実施要項	78
刑事司法ソーシャルワーカーの手引き	80

修 正 表

間違いがありましたので、以下の通り修正いたします。

P7 下から7行目

誤 「対価のあり方」は、東京の三弁護士会が交通費5万円の頭打ちでスタートしたが、
 正 「対価のあり方」は、東京の三弁護士会が交通費込み5万円の頭打ちでスタートしたが、

P14 12行目

誤 「が求められている。下関駅放火事件は、そんなことを私たちに教えてくれと思う。」
 正 「が求められている。下関駅放火事件は、そんなことを私たちに教えてくれると思う。」

P2 【司法福祉委員会研究者】14人目

誤 栗原文夫 → 正 栗原 稔

研 究 者 名 簿

【司法福祉委員会研究者】

研究者氏名	担 当	役 職	研 究 報 告
小林 良子	研究代表者	委員長	本研究のねらい 研究代表報告 判決後支援に関する検証 研究総括
忠澤 智巳	研究分担者	幹事	刑事司法ソーシャルワーカーの活動実績の集計データから 研究総括
戸井 宏紀	研究分担者	幹事	研究総括
久保田邦子	研究分担者	副代表	判決後支援に関する検証 事例を通して考える
渡邊 有貴	研究分担者	幹事	判決後支援に関する検証
橋本久美子	研究分担者	幹事	判決後支援に関する検証
今橋 泰子	研究分担者	幹事	判決後支援に関する検証 事例を通して考える
倉重 敦子	研究分担者	幹事	事例を通して考える
撫養知恵子	研究分担者	委員	事例を通して考える
藤田 知美	研究分担者	幹事	判決後支援に関する検証 事例を通して考える
澤 陽子	研究分担者	幹事	判決後支援に関する検証
小宮 淑江	研究分担者	幹事	判決後支援に関する検証
高橋 澄穂	研究分担者	委員	判決後支援に関する検証
栗原 稔	研究分担者	委員	判決後支援に関する検証
竹田 純子	研究分担者	幹事	判決後支援に関する検証

東京社会福祉士会は、平成 5（1993）年 2 月の設立から 31 年、社会福祉士国家資格の有資格者による職能団体として活動しており、公益社団法人の認可を受けてからまもなく 12 年目を迎える。現在の我が国の福祉施策は、令和 2（2020）年の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」において重層的支援体制整備事業が創設され、属性や世代を問わない包括的相談や、社会とのつながりの構築や参加を伴走的に支援する体制整備などが重点課題として掲げられている。その中であって私たち社会福祉士は、多機関協働のもと複合化・複雑化した課題に対して、アウトリーチ等の手法をもって取り組むことのできる、人と社会がつながるコミュニティづくりや地域のコーディネートを担うことのできるソーシャルワークの専門職として、活躍が期待されている。この期待に応えるべく当会も、公益を目的とした各種事業及び、社会福祉士の実践・自己研鑽の機会の提供など、様々な取り組みを行っている。

刑事司法関連の当会における取り組みは、平成 20（2008）年に、刑務所出所者への支援から始まった。平成 22（2010）年には司法福祉委員会を組織し、公開講座や研修企画、情報発信・学術的な活動などを精力的に進め、やがては東京三弁護士会による障害者刑事問題検討協議会との連携において、福祉的視点での更生支援計画作成を含めた入所支援の活動へと発展した。平成 26（2014）年からは、刑事司法ソーシャルワーカー養成講座の開催を始め、講座の受講者は延べ 220 名、78 名（令和 5 年 11 月現在）が登録し活動している。この活動は年々広がり、今では東京以外の地域においても養成されるようになった。

刑事司法の分野でソーシャルワーカーが果たす役割の重要性と認知が進んだことは、今般の社会福祉士養成課程のカリキュラム見直しにおいて、従来の「更生保護制度」が「刑事司法と福祉」に変更され（必修時間数も 2 倍）、その領域が拡充されたことから窺えるところである。そして当会では、これまでの実践で積み上げたノウハウを活かし、出所後支援のコーディネートや切れ目のない支援を目指して、2023 年度に「立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業」をスタートし、組織を挙げて取り組みを広げていることを申し添えたい。

本報告は、日本社会福祉弘済会の助成を得て 3 回目で、過去には判決後支援の研究（平成 29・2017 年）及び、刑事司法ソーシャルワーク活動の検証（令和元・2019 年）を行い、今回は「刑事司法ソーシャルワーカーの支援と効果」をテーマとしている。この実践研究が、より一層の刑事司法ソーシャルワークを必要とする人のウェルビーイングの向上につながることを期待するとともに、ご協力いただいた関係の皆様には、この場を借りて心より御礼申し上げたい。

本研究のねらい

東京社会福祉士会司法福祉委員会委員長
小林 良子

1. 入口支援の流れ

2009（平成 21）年 1 月の「地域生活定着支援センター（モデル事業）」（2021（平成 24）年 3 月全都道府県に設置完了）開始後、福祉的支援が必要な方を矯正施設から出所する際に福祉に繋ぐ支援が始まり、その後、司法分野に福祉職が配置された。2012（平成 24）年より長崎県の社会福祉法人南高愛隣会が「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」で新長崎モデルを行い「更生支援計画書」の取り組みを始めた。最高検察庁では 2011（平成 23）年に検察改革が始まり刑事政策専門委員会が立ち上がった。様々な取り組みから、平成 25 年よりは東京地方検察庁他の地方検察庁で被疑者・被告人段階での入口支援が始まりまった。

これは 2003（平成 15）年の犯罪対策閣僚会議から始まる再犯防止の流れに関係しており、2016（平成 28）年に再犯防止推進法、2017（平成 29）年の再犯防止推進計画と続いている。2021（令和 3）年よりは厚生労働省が地域生活定着支援センターで「被疑者等支援業務」を始めた。出口支援を行っている地域生活定着支援センターが行う入口支援である。保護観察所と連携をしておける業務になるため、「更生支援計画書作成」「裁判での情状証人」等の弁護士会からの依頼は難しいようである。

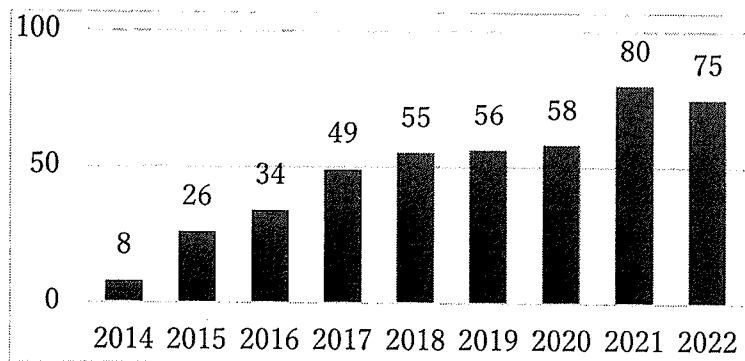
この間、2018（平成 30）年に、東京地方裁判所で判決のあった更生支援計画書は刑事施設に送られることになりました。続いて大阪地方裁判所でも同様に対応されるようになった。2023 年（令和 5）度には全国の裁判所で行われるようになった。さらに日弁連でも福祉的支援の効果を確認してくださり、判決後支援も含めて報酬がでることになり、これによって全国規模での取り組みとなるはずである。

2. 東京における刑事司法ソーシャルワーク活動

東京社会福祉士会の刑事司法ソーシャルワーク活動は、2013（平成 25）年に東京三弁護士会障害者等刑事問題検討協議会の弁護士から、福祉的視点から「更生支援計画書」を作りたいという相談から始まりました。「更生支援計画」という言葉も分からず連携を始め、東京社会福祉士会・司法福祉委員会で対応を行うこととなった。

社会福祉士は刑事司法に関する知識は少なく、刑事司法の基本から学ぶことになっていった。弁護士会にご協力いただき、2 日間で更生支援計画書を作ることで学んでいる。実際、被疑者・被告人への支援は、普段の場合とは異なり、警察や拘留所でアクリル板越しの面会で、時間制限もある、そして何より、被疑者であれば長くても 20 日以内、起訴されて被告人となっても裁判までと期間も限られているという特殊なものである。ご家族やそれまでの支援者から話をうかがい、犯罪に至ったアセスメントを行い、釈放後の生活の基盤作りをするという、平素のソーシャルワークとは大変、異なるものである。

毎年、20 人前後が刑事司法ソーシャルワーカーとして登録をしている。2023（令和 5）年 11 月現在、78 名が登録しており、弁護士会からの依頼を受任している。10 年が過ぎ、様々な課題が浮かび上がってきました。判決後支援の重要性がますますわかってき



た。以前は、社会福祉士の報酬の低さが問題でしたが、2023（令和 5）年に日弁連から報酬が出ることになり、報酬問題は解消され则认为ます。

新たな問題としては、判決後支援を含む支援の継続性です。10 年を超える活動で判決後支援の大切さがさらに認識されてきたが、東京社会福祉士会が取り組んでいるといっても個人受託の形となっているため、実刑で判決後支援が長くなることで継続が不安である。公的支援ではないため、関係機関との連携が難しいことは続いている。

3. 今回の研究のねらい

当会の日本社会福祉弘済会で行った実践研究は、2017（平成 29）年度「被疑者・被告人となった高齢・障害者への判決後支援の研究報告書」、2019（令和 1）年度「刑事司法ソーシャルワーク活動の検証」である。初年度は事業開始より 4 年目であり、件数も少なく 68 件で検証を行った。次の 2019（令和 1）年度はその年も含めて 228 件を検証した。

今回の検証は、開始より 10 年が過ぎた 2022（令和 5）年度の実績で、449 件と前回より倍近い数字になっている。判決後支援も判決直後の対応だけでなく、実刑になったケースも増え、収容先の本人とのやり取りも行われるなど実践がさらに進んでいる。

当初より「判決後支援」をテーマにしてきた。2017（平成 29）年「被疑者・被告人となった高齢・障害者への判決後支援の研究報告書」では判決直後の支援を中心に実態をまとめ、2019（令和 1）年度の研究では、主に更生支援計画書の実態と刑事司法ソーシャルワーカーの受任状況を検証した。

今回は、判決直後の支援だけでなく、その後の支援を検証した。これにより刑事司法ソーシャルワーカーと対象者のやりとりを明確にし、判決後支援の方向性を検討したいと考える。さらに、判決後支援の重要性が認識されているが、刑事司法ソーシャルワーカーは誰にどのように引き継ぐのが良いのか、生きづらさを抱えた罪を犯した人々が、再犯をしないで、その人なりに生きていくための支援を考えることにつながることを目的としたいと考える。

研究代表報告

東京社会福祉士会司法福祉委員会委員長
小林 良子

1. 過去の実践からの成果

当会が 2014（平成 26）年度に刑事司法ソーシャルワーク活動を始めて 9 年が過ぎようとしている。この間、更生支援計画書の有効性が知られるようになり、平成 30 年、法務省では東京地方裁判所で行われた裁判の判決後に、矯正施設・保護観察所に更生支援計画書が送られるようになり、その後、東京地方裁判所の案件だけであったものが大阪地方裁判所の案件でも行われるようになった。さらに、令和 5 年には全国的に対応されるようになっていく。同じく 2023（令和 5）年、日弁連で福祉的支援に予算が付き、全国展開となった。東京の三弁護士会では今までの各会独自の予算に加えられることになり、基本的金額は、日弁連で更生支援計画書に 5 万円、面会や同行支援他に 1 回 1 万円の報酬が出るようになった。

2017（平成 29）年実施の「被疑者・被告人となった高齢・障害者への判決後支援」の実践研究では、研究項目に「判決後支援をするために必要な物の研究」、「更生支援計画書を矯正・保護につなぐ方法の研究」「判決後支援に関わる福祉士への対価のあり方の研究」が検討されていた。まさに、初期刑事司法ソーシャルワーク活動で課題となっていたことである。

まず、「必要な物の研究」では東京社会福祉士会のロゴ入り名刺の作成を検討した。これは、警察や拘置所で接見の際にワーカー自身の個人住所を記入しており、業務としての立場がなかったためである。現在では、写真入りで東京社会福祉士会発行の身分証明書を作り、刑事司法ソーシャルワーカーとして登録したものは携帯することとなった。この身分証明書を提示することにより、警察や拘置所の受付で住所を記入する際には、自宅の住所ではなく東京社会福祉士会の住所を記入することができるようになった。さらに社会福祉士、精神保健福祉士であること、弁護士からの依頼を受けていることで、面会も特別枠となり、先に家族など他の面会者がいても面会ができることになり、時間も 40 分は確保できるようになった。

「矯正・保護につなぐ」に関しては、当初より、更生支援計画書が裁判の資料としてだけのものではなく、実刑になった際には出所時まで続いて利用できるものでありたいと考え、法務省矯正課に相談をしていたが、ご理解いただくことはできなかった。しかし、弁護士会からの熱心な要望もあり 2018（平成 30）年に東京地方裁判所で実刑先の矯正施設に繋ぐことが始まった。続けて、法務省内で、更生支援計画書が有効であることが認められ、全国的に利用が進められることになった。（注；第Ⅱ章「法務省における更生支援計画書の活用に関する概要」参照）

「対価のあり方」は、東京の三弁護士会が交通費 5 万円の頭打ちでスタートしたが、更生支援計画や実際の活動によって、各々の弁護士会で検討され上回る報酬が出たこともあったが、対価の見直しは延ばされてきた。しかし、日本弁護士連合会で福祉的支援の重要性が認識され、2024（令和 5）年から日本弁護士連合会から報酬が出されることになった。今までは各地の弁護士会の会費もしくは基金から支出されていたが、日本弁護士連合会より支給されることで、金額も上がり、さらに弁護活動において更生支援計画書の利用が全国的に行われることになった。

昨今、犯罪の認知件数は下がっているが（令和5年版犯罪白書では若干増えた）、検挙人員に占める再犯者の数である再犯率は下がることなく50%にとどこうとしている。これは依存症も含め、生きづらさを抱えた福祉的支援の必要な人々によるSOSの現れといえるのではないだろうか。

1. 更生支援計画書の検証

2019年度に行った「刑事司法ソーシャルワーク活動の検証」において2014年度から2019年度までの対象者228人を検証したが、今回はその後の増加分も含め449人を加えて検証した。

2. 支援を受ける当事者へのアンケート

実際支援を受けている当事者はどのように感じているのかを知るために、アンケートを行った。刑事司法ソーシャルワーカーが、現在まだ関係のある対象者からご協力いただけそうな方を推薦し、協力依頼を行い、実際、現在も繋がっている方は少なかったが、15名の方に依頼し、9名から回答を得た。いずれの方にもお礼に500円のクオカードを進呈した。刑事司法ソーシャルワーク活動で関わる人々は、福祉をはじめとした支援の必要な方々であり、500円のクオカードはたばこ代くらいの額ではあるが、依頼時に同封して、お礼として受け取ってもらうことができた。

3. 刑事司法ソーシャルワーカーへのアンケート

実践を行っている刑事司法ソーシャルワーカーに、判決後支援の実際についてアンケートを行った。更生支援計画書と判決後支援について、実施の実態と終了までを検証した。アンケート結果を見て、刑事司法ソーシャルワーカーによる座談会も実施。そのことで、アンケート結果を検証することができた。

4. 判決後支援の実際

アンケートだけでは支援の具体的な様子がわからないため、実際に判決後支援を行っている刑事司法ソーシャルワーカーに体験談のご執筆いただいた。さらに、下関駅放火事件で事件発生直後より事件を起こしたFさんの支援を行い、仮釈放時の引き受けを行い、現在も支援を行っているNPO法人抱撲理事長の奥田知志氏にご執筆いただいた。奥田さんは一般社団法人日本伴走型支援協会の共同代表として、伴走型支援で社会的孤立の解決、つまり孤立しない社会の創造を提唱しておられる。下関放火事件での支援の流れ、更生支援計画書の状況についてまで言及いただいた。

5. 判決後支援への期待

刑事司法ソーシャルワーカーと協働関係にある弁護士より、刑事司法ソーシャルワーカー、更生支援計画書、判決後支援への期待をご執筆いただいた。さらに、法務省より更生支援計画書の活用に関する概要として、法務省での活用状況をご執筆いただいた。

本研究では、刑事司法ソーシャルワーク活動の判決後支援を中心に検証を行なった。

2014年の活動開始以来の課題であった、警察や拘置所での面会に際しての専門職としての取り扱い、報酬の問題、更生支援計画書の矯正・保護への引き継ぎは行われるようになった。しかし、刑事司法ソーシャルワーカーが対象としている人々は支援の必要な人々であり、更生支

援計画書があればうまく行くわけではなく、ソーシャルワーカーが支援を計画書に沿って実行をしなければ絵に描いた餅になってしまう。被支援者たちの気持ちの変化も含め、判決後支援の進め方は今後も検討していかななくてはならないことと思われる。

本研究は、刑事司法ソーシャルワーカーだけではなく、連携をする東京三弁護士会や法務省の関係機関にもご協力いただいた。

司法福祉における伴走型支援の意義—下関駅放火事件から

認定 NPO 法人抱樸理事長

奥田 知志

1、はじめに—つながり

「再犯防止」が議論されて久しい。関連する法律がつくられ実施計画に基づき施策が進められている。住宅や就職の確保が必要であることは言うまでもない。これら基礎的要件が欠落した者の再犯率が高いのは周知の事実である。しかし、これらの要件が整えば再犯は防げるのかというところでもないと思う。基礎的要件の確保と共に「人とのつながりの確保」が何よりも大切だと思う。

抱樸では困窮（生きづらさ）の要因を「経済的困窮（ハウスレス）」と「社会的孤立（ホームレス）」として捉えてきた。「ハウス」と「ホーム」は違う。両者を同時に解決する支援を目指してきた。問題や課題の解決を目的とした「解決型支援」とつながりに重点を置く「伴走型支援」である。これは支援の両輪だと言える。

2、下関駅放火事件

F さん（74 歳）が刑務所を出所したのは 2005 年 12 月・30 日だった。これで 10 回目になる。その 8 日後、放火により下関駅は全焼した。これまで一度たりとも引受人がいたことはなく直前も引受人のないままの満期出所だった。二十二歳で最初の放火事件を起こし、この時点ですでに 42 年間で刑務所で過ごしていた。

これまでの裁判（法務省管轄）において知的障害があることが繰り返し認定された。しかし、現在に至るまで療育手帳（厚生労働省管轄）を取得することは出来ていない。裁判における障害判定は「量刑を定めるため」であり F さんが障害者として「生きるため」のものでは無かった。制度の縦割りの狭間を長年生きてきた。それが F さんであった。

満期出所の場合、すでに刑期が終了しているので原則、更生保護に係る支援を受けることが出来ない。「更生緊急保護」があるが、本人の申し出が必要となる。F さんはそのような支援があることも知らないまま毎度満期出所し再犯を繰り返してきた。40 年以上、刑務所で集団生活をしてきた F さんにとって出所は「ひとりぼっち」生きていくことを意味した。

出所時、懲役で貯めた金を所持していたが、障害のためか数日で使い果たした。一文無しの状態で年末を北九州市で過ごした。年明け友人を頼りと徒歩で福岡市に向かう。途中、道に迷い警察が保護、具合が悪くなり救急搬送され病院にも掛かっている。「窮迫保護」の手続きで福祉事務所が関わっているが生活保護の申請はできなかった。1 月 4 日北九州にもどり万引の現行犯で警察に連行された。F さんは「刑務所に帰りたい」と考えていた（後の証言）が「残念ながら」逮捕されなかった。6 日に再び万引きし自ら出頭するもやはり逮捕されることは無かった。同日、北九州市の福祉事務所に「保護申請」に向かうが申請できず「隣接市（下関市）」までの電車の切符を渡された。裁判では「被告は生活保護の申請をしようとしたが、定まった住所がないとの理由で拒まれている。結果、精神的に極限状況に陥り、本件に及んだ」と担当

弁護士が指摘したが、福祉事務所側は「郷里の京都に帰りたいとの話をされたので、規定に従って下関駅までのJR回数券などを渡した」と証言。両者の言い分は食い違っているがFさんはすでに50年以上郷里にはかえっておらず、さらに繰り返される事件を苦に父親は自殺している。Fさんが帰郷を望んだとは考えにくい。今回の事件も含めて11回にわたる逮捕において家族が身元引き受けをしたことはない。

1月6日夜、福祉事務所からもらった切符でたどり着いたのが下関駅だった。最終列車が出たあと構内から出された。日付が変わった2006年1月7日午前1時50分、福祉事務所を出た9時間後、下関駅は炎に包まれた。築60余年、市民のシンボリック的存在だった三角屋根の駅舎は放火により焼失した。幸いケガ人などはなかったが被害額は6億円近く、列車の運行にも支障が出た。世に言う「下関駅放火事件」である。

出所から事件までの8日間でFさんは8つの公的機関（病院含む）と接触している。だがどの機関もFさんに対応しなかった。当初「むしゃくしゃしてやった」と報道されたが裁判では一貫して「行く所がなく刑務所に戻りたかった」と証言している。満期出所者、つまり引受人がいらない、しかも知的障害があるFさんにとって自力ではいかんともしがたい現実がそこにあった。

しかし、どんな事情があっても「放火」を認めるわけにはいかない。当然だ。しかし、一方で私たちは、あの夜Fさんに対して社会は「あなたはこうすべきだったのだ」と言えたかが問われた。宿なし、身内なし、一文なしの知的障害者の当時七十四歳のFさんにとって「あの日の選択」は存在したのか。以来、それを考え続けてきた。

3、人生で最もつらかった時、人生で一番良かった時

事件当日、深夜にニュース速報が流れ炎上する下関駅が映しだされた。その後、逮捕されたのがFさんであることを知った。面識はなかったが事件当日まで北九州市にいたことを報道で知った。「遭ってさえいたら」、そんな思いになった。長らくホームレスの支援をしてきたがさすがに出会った日の即応は難しい。当時は抱撲では出会った人にテレホンカードを渡し定期連絡を取り合っていた。野宿状態がすぐには解決しなくても人は「つながること」で何とかなる。それを「伴走型支援」と呼ぶ。今からでも遅くはない。とにかく「ひとりにしない」ために拘留されている下関警察署を訪ねた。事件直後であり面会は叶わなかった。その後、国選弁護士と連絡を取り月末に面会することができた。

前科10犯。どんな人が現れるかとドキドキしていた。アクリル板の向こうに現れたのは小柄で気弱そうな老人だった。自己紹介を済ませ「あなたが望めばできるだけ支援をしたい」旨を伝えた。Fさんは素直に「お願いします」と頭を下げた。

「なぜ放火をしたのか」と問うと「行き場所がなく刑務所に戻りたかった」とFさんは答えた。「どんな事情があっても放火はダメ」というと「すいません」とFさん。私に謝っても仕方ない。「出所したら一緒に謝りに行こう」との提案にFさんは「はい」と答えた。（この約束は2016年8月出所後に果たされた。）

だが、刑務所に戻るだけなら「放火」でなくても良い（直前に二度万引きをしていたことは知らなかった）。「なぜ放火なのか」と問いにFさんは表情がこわばらせつつ話し出した。「小学生の時、親父（おやじ）の言いつけを守らず遊んでいて酔った父親に起こされ風呂のたき口に連れて行かれた。そこで火のついた薪を腹に押しつけられた。以来、親父と火を恨むようになった」とFさんは答えた。服をまくり上げると大きな火傷の跡が見えた。70年近く前の出来事だ

が、身体には大きな傷は今もはっきり残っている。心の傷となるとどうなのか。Fさんのこれまでの人生を想像しつつ私は彼を見つめていた。

私は誰かを支援する時、必ず二つのことを尋ねる。一つは「あなたの人生で最もつらかった時はいつか」。今後、避けるべきポイントを確認する。Fさんは「刑務所を出た時に誰も迎えに来なかった時が一番つらかった」と即答した。これは何とかなる。「必ず迎えに行く」と伝える。Fさんは安心した様子だった。もう一つは「あなたの人生で一番良かった時はいつか」だ。支援の目標を定める。しばらくの沈黙の後、「そうだな……。やっぱり、父さんといっしょに暮らしていた時が一番良かったなあ……」とFさんは答えた。衝撃が走る。「あなたにひどいことをした人ではないか。それでもお父さんと一緒にいた時が一番良かったのか」と問い直すと「やっぱり、ひとりよりも家族といた時が良かった」とFさんは言った。虐待は許されることではない。だが、Fさんはそれ以上に「独りぼっちが辛い」と言う。Fさんにとって孤立は虐待以上に「つらかった」のだ。

私自身、長く野宿状態の人々、困窮状態の人々と関わってきた。その中で人の生きづらさを二つ視点で捉えてきた。経済的困窮と社会的孤立である。前者を「ハウスレス（宿なし）」と呼び、後者を「ホームレス（つながりなし）」をとらえた。ハウスとホームは違う。Fさんは刑務所出所後、福祉制度の有意に使えず経済的困窮（ハウスレス）状態になった。同時に彼は頼れる身内もなく相談する相手もない社会的孤立（ホームレス）状態となっていた。この二つの困窮は彼の人生に一貫して存在しており、Fさんは自身は「社会的孤立（ホームレス）」が最もつらかったというのだ。

3、判決一人は変わる、そして国も

裁判では引受人として証言をした。面会と手紙のやり取りが続いた。2008年3月12日求刑。懲役十八年。出所後8日の犯行。判決が求刑通りでもおかしくない状況だった。となれば生きて社会に戻ることも難しい。当日所用で傍聴出来なった私に新聞記者から電話があった。「裁判では一貫して『刑務所に戻りたい』と言っていたFさんが今日の裁判で『僕はもういちど社会に戻りたい。奥田さんのところに行きたい』と証言した。すごく感激した」とのことだった。人は出会いによって変わる。

私自身、犯罪者になっていないのは良い出会いに恵まれた結果だと思う。それが無ければ私もアクリル板の向こうに座っていたかも知れない。変わり始めたFさん。だからこそ社会に戻り、生き、人を出会い、出会った人に看取られ死んでいく。それこそがFさんにできる「償い」であると考えた。

2008年3月26日判決。「有罪、懲役十年。但し未決拘留期間600日を認める」。傍聴席はざわついた。実質8年の判決だ。私は「再会」の希望を見た。しかし、担当弁護士は実質求刑の半分以下の判決であり検察は必ず控訴することになると言われた。本人の意向を踏まえ山口の検察庁に「控訴断念の嘆願」を提出。二週間後、検察は控訴せず8年の刑期が確定した。その後、手紙のやり取りと共に収監された刑務所に面会に通うことになる。

この事件は、社会に大きな影響を与えた。国も変わりはじめたのだ。先述の司法と福祉の縦割りの現実が事件の背景にある。触法障害者・高齢者、特に満期出所者に対する支援が検討された。2009年「地域生活定着支援センター」が全都道府県に設置されることになる。福岡県を担当したのは抱樸であった。

4、仮出所へ―伴走型支援

初めての引受人が付いた刑期が始まった。いよいよ出所が近づいた頃、刑務所長あてに「仮出所を求める嘆願」を出した。刑期二か月を残して仮出所が認められた。

私たちは、受け入れに向けて準備を開始した。保護観察官、定着支援センター長、抱樸館館長（Fさんが暮らすことになる施設）、デイサービス主任（抱樸館に併設されている介護事業所）、北九州市健康保険センター長（精神科医師）、そしてKPである奥田夫妻が一同に集い、今後のケアについて話し合いを重ねた。放火に向かう精神的なメカニズムの分析と理解、福祉制度活用の準備などが話し合われた。

2016年6月2日。Fさんは初めて仮出所を果たす。満期である8月3日までKPである奥田の自宅で暮らすことにした。介護サービスの利用手続き、精神科医による診察などが始まった。医師からはFさんの放火は、子どもの頃のトラウマの影響と共に環境的因子（行くところがない）が大きいとの意見が寄せられた。現在は精神的に落ち着いており処方する薬などはないことも伝えられた。Fさんの中には「放火につながる因子」があると思う。しかし、それをガン細胞を切除するように取り除くことはできない。専門職を中心とした「質的支援」、つまり「解決型支援」を続けつつも、私たちは「量的支援」つまり「伴走型支援」を進めることにした。

伴走型支援は「解決」を目的としない。「つながりを増やすこと」を目的とする支援である。当然「解決」をあきらめたわけではない。だが孤軍奮闘では「解決」も難しい。「自己責任論」が跋扈する社会では「自業自得」と言えば周囲は助けなくても良いことになる。罪を犯した人々には一層世間は「関わらない理由―自業自得」と言い張る。Fさんは「行く場所がなかった」と言ったが、それは「つながる人がいなかった」ということを示していると思う。ならば、それを改善すれば良い。孤立を解消することがFさんにとって何よりも重要だと結論に至った。

Fさんは確実に「つながり」を増やしていった。KP、抱樸館の友人、デイサービスの人々、時々通う教会（私が牧師をしている東八幡教会）の仲間、炊き出しボランティアへの参加、抱樸のスタッフ等。「つながり」がFさんの人生の空白を埋めていく。「つながり」が増えたことで相対的に「放火」に向かう気持ちは小さくなる。「放火をしている暇はない」。おかしい言い方だが伴走型支援はそういうことでもある。専門職を中心とした「質」を重視する「解決型」に比べ「伴走型」は「量」で勝負する。ゆえに「日常」が大事となり非専門家が担う部分が大きくなる。当然、何かあればその先にいてくれる専門家に「つなぐ」ことになるので、専門職の重要性は変わらない。

Fさんは、先日92歳になった。トータルで52年間を刑務所で過ごしたFさんが今、日々楽しく、忙しくして過ごしている。テレビの取材で「また放火しますか」との率直な問いに「もうせんね（しないね）。生活も安定したし引受人もしっかりしとるし」と答えるFさん。彼には放火をする理由がもうないのだ。

5、おわりに―これからの更生保護計画

抱樸の更生支援において「更生支援計画」を作成する場面がある。福祉的支援が必要な被疑者や被告人に対して、当人の障害特性や病状を踏まえて必要な福祉的支援等に関して書かれる支援計画書である。当然、福祉的支援限らず、居住支援、就労支援などについても記載される。それで「更生支援計画」の作成は福祉専門職に依頼することが多い。つまり、その作成は社会福祉士や精神保健福祉士など国家資格を有する専門家や福祉事業所が受け持つことになる。利用すべき福祉サービスや連携すべき機関を検討し計画にまとめるのだ。

課題もある。「更生支援計画」とその実施は別問題であるが「計画の作成した福祉職や事業所が計画実行の責任を取らされる」という「誤解」が生じ、「更生支援計画」の作成が進まないという事態が生じている。

さらに、「更生支援計画」の中身が専門職の連携や制度の利用という「解決型支援」に特化されることが多く日常生活を含む「つながり」の構築など「伴走型支援」の視点が脆弱なのだ。先のFさんの場合も専門職を中心とした「質的支援である解決型支援」と共に「(つながりの)量的支援である伴走型支援」のアプローチが必要であった。再犯防止においては、つながりや社会参加など、日常をどう担保するのがより重要になると思う。

これらのことを踏まえ、更生支援計画の今後の在り方について、さらなる議論が必要であると考ええる。

出会った責任。抱樸はそのことをまじめに考えてきた。出会いから看取りまで。そんな息の長い支援が求められている。下関駅放火事件は、そんなことを私たちに教えてくれと思う。

Ⅱ 研究報告 刑事司法ソーシャルワーカーの支援と効果

1) 刑事司法ソーシャルワーカーの活動実績の集計データから

東京社会福祉士会司法福祉委員会
忠澤 智巳

はじめに

2014 年（平成 26 年）から 2022 年（令和 4 年）までの刑事司法ソーシャルワーカー（以降 KSSW と呼ぶ）の活動実績を集計したデータでは、400 件以上の相談が弁護士会より依頼されていることが分かった。このデータを概観すると、この数年の傾向は公判段階の案件の割合が増え、これに伴う活動時間が長くなる相談が見られるようになってきた。

本章では、弁護士会からの相談依頼および KSSW 活動の実績データを収集して相談の依頼内容と支援活動に伴う期間や費用などを分類する。収集したデータは、2014 年（平成 26 年）年度から 2022 年（令和 4 年）年度における東京の弁護士会から東京社会福祉士会への支援相談として、書面による 449 件の「相談依頼書」から、KSSW が支援活動終了後に提出する「刑事司法ソーシャルワークの報告書」について活動 2023 年 12 月 1 日時点で確認できた 446 件を対象とした。

この対象データから、相談事案の傾向や KSSW の活動に要する時間や費用などを分析することで、KSSW 活動における人的・時間的・費用的リソースの捻出および調整における現状を明らかにする。そして、別章で触れるアンケートからの報告や KSSW 活動と作成する更生支援計画の有効性や効果について、今後の支援活動への展開の考察の材料として提示することを目的として報告する。また、本章では KSSW の活動として収集したデータから、特に活動期間などに焦点をあて、判決後支援における KSSW が抱える課題を探ると共に判決後の支援対象者との関わり方や再犯リスクについて言及する。

1 活動実績の集計データ

本研究の基礎データは、2014 年（平成 26 年）年度から 2022 年（令和 4 年）年度における「相談依頼書」と「刑事司法ソーシャルワークの報告書」から構成されており、前者は弁護士会から東京社会福祉士会へ送付されるものであり、後者は支援活動後に KSSW が活動の結果として、更生支援計画とその他の文書作成、支援対象者との面会回数、弁護士との打ち合わせ回数、情状証言による法廷への出廷の有無、活動に要した時間や費用、などを記載して提出する報告書である。

相談依頼書では、前章で述べた本研究の狙いで示した通り、増加傾向にある。特に、2021 年度の 80 件や 2022 年度の 75 件においては、例年の件数をはるかに超える数値が連続している。この数値を示した年度は、新型コロナウイルスが猛威を振るっていた時期と重なり、被疑者や被告人、弁護士、捜査機関などが感染リスクへの対応として、いわゆる三密と濃厚接触を避ける措置が最も強化されていた期間である。従って、相談依頼や支援活動においても自粛するもと考えられたが、2021 年度および 2022 年度の相談依頼書の件数は例年の数値を大幅に

上回っている。

本研究では、この相談依頼書の件数に対して KSSW の支援活動の報告書を照らし合わせて、分類した結果を次項で報告する。本研究における対象データを構成する弁護士会からの相談依頼書の件数を図 1 に示す。

なお、図 1 の相談件数は 2023 年 3 月 31 日時点で確認した弁護士会から東京社会福祉士会に送付された相談依頼書の件数であり、相談依頼後に KSSW の支援活動中に支援の取消が行われた案件も存在している。

この取消の理由としては、検察庁による 24 条通報で被疑者・被告人が措置入院となった場合や支援活動中に釈放や対象者の支援拒否などがあげられる。

図 1 年度別相談件数

年度	件数
2014 年度	8
2015 年度	26
2016 年度	34
2017 年度	49
2018 年度	55
2019 年度	64
2020 年度	58
2021 年度	80
2022 年度	75
合計	449

2 相談依頼の段階

弁護士会からの相談依頼では、前項で述べた通り毎年増加の傾向にある。KSSW の支援活動としては、刑事手続き上における入口支援が主となる。東京社会福祉士会司法福祉委員会が発行する KSSW のパンフレットによると、活動内容や支援開始の時期として、支援対象となる被疑者が逮捕され、その後担当弁護士が相談依頼する段階や起訴されて公判を待つ段階により、KSSW が支援対象者との面会や弁護士との打ち合わせの実施、必要に応じて更生支援計画を作成したり、公判での情状証言のための出廷などの活動内容が異なる。

また、警察が被疑者を逮捕するものの、検察へ送致せずに勾留後に釈放となる場合や起訴された被告人が罰金や刑の執行猶予により、判決後直ちに社会へ帰する場合がある。このように、弁護士会からの相談依頼の段階は様々であることから、本研究では弁護士会からの相談依頼を刑事手続き上における入口支援を捜査段階と公判段階と大別せず、起訴前の捜査段階では逮捕段階として位置付けている。

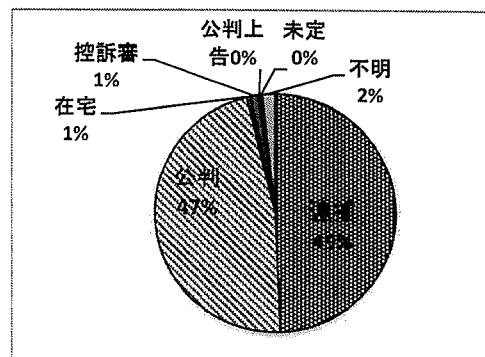
また、東京社会福祉士会が受理する相談依頼の段階を分類すると相談依頼の全体数から算出する割合では 1 パーセント以下の非常に少数ながらも、在宅事案を含め控訴審や公判上告などが含まれている事案も存在することが分かった。それらを公判段階とは分別して相談依頼の段階を更に細分化すると、図 2 で示す通りの割合となった。

(小数点以下省略)

相談依頼を受ける支援対象者の立場としては、逮捕および勾留の状態に限定されず、被疑者または被告人という状況下であり、KSSW が行う入口支援の活動においては、在宅事案をはじめ控訴審や公判上告の相談依頼においても支援対象としていることから、活動期間や被疑者・被告人の状態とそれに伴う支援内容が多様化することになる。

このように、KSSW 発足以降 10 年を経た現在では、活動期間や支援内容が様々であると共に

図 2 依頼段階別の割合



支援者側の事案対応力が求められ、図2で示した通り公判段階と逮捕段階の相談依頼の割合は僅差であり、特に逮捕段階の支援においては、起訴の見込みがない事案の場合ではより限られた期間内で支援機関の模索と調整が迫られ、公判段階においては判決までの時間的な余裕は生じるものの、判決後支援への体制構築と円滑な移行を行う必要がある。

KSSWの養成が始まった2014年度は支援対象となる被疑者・被告人に対する活動の黎明期であり、弁護士会においてもKSSWの活動や支援内容を把握することは容易ではなかったと推測できる。また、相談依頼の発信時期や支援に要する期間についても適切に捉えることが難しい時期であったと考えられる。

現在の相談依頼における支援対象者は、図2から逮捕段階と公判段階の割合が拮抗していることが明らかになり、更に2014年度以降の相談依頼の段階の推移を年度別に分類した結果を図3で示した。

図3 年度別相談件数推移

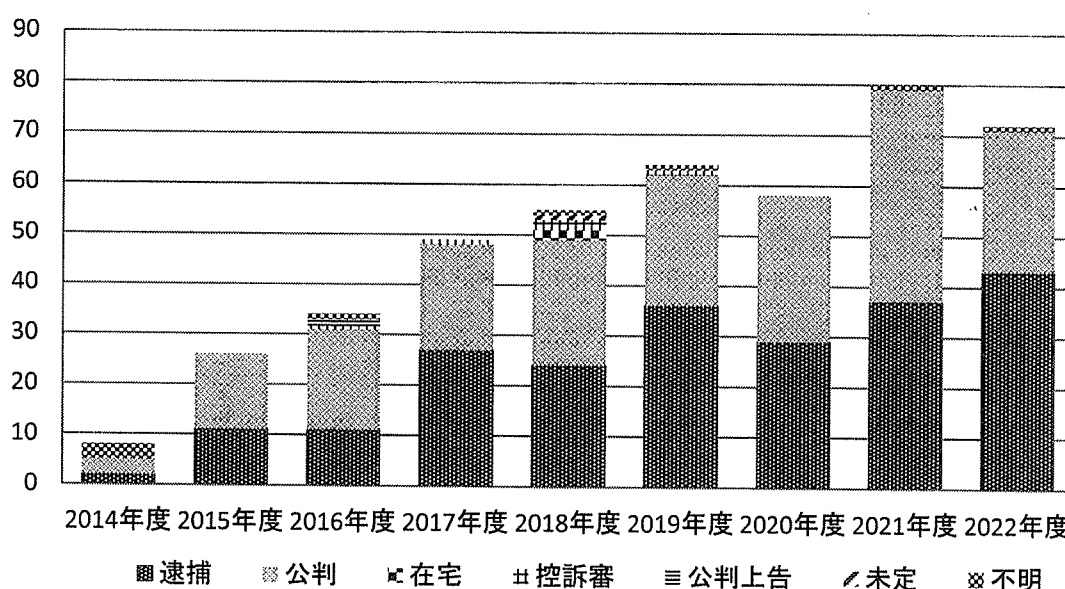


図3による分類を全体的に捉えると、2019年度の相談件数では、逮捕段階の相談依頼が公判段階の数値を上回った年度であるが、その他の年度を参照すると公判段階の相談依頼が捜査段階より多いことが分かる。これらの数値は、KSSW活動開始から3年間は公判段階の依頼が多かったものの、年を追うごとに全体的な相談依頼の件数が増加している共に逮捕段階の相談依頼も相当数が存在していることが図3の年度別推移から分かった。

KSSWの入口支援では、被疑者に対する支援として逮捕直後から判決後に至るまで様々な状況での相談依頼があり、被疑者を逮捕した警察が送致しない場合や検察が嫌疑不十分と判断する場合などがあり、在宅事件としての扱いや保釈中の相談依頼も存在する。併せて、公判段階による被告人の支援をはじめとして控訴審や公判上告などの段階の支援活動も含まれる。また、刑事手続き上の支援プロセスを捉える場合では被疑者の逮捕、起訴された被告人が罰金や刑の執行猶予などの判決直後に社会へ帰する段階を入口支援とし、判決後の実刑言い渡しにより矯正施設へ服役し、出所後の社会復帰支援を出口支援に大別される。本章における図1から図3に示した数値は、あくまでも相談依頼の件数と段階を表記して全体像を捉える材料を提示したものであり、本研究の主眼は活動における更生支援計画についての検証や支援者および支援対象者から支援活動の実態を明らかにするものである。次項では更生支援計画の作成を含めた活

動について記述する。

3 KSSW の活動と作業

本研究では、前述した研究の狙いにあるように KSSW による 10 年間の活動を迎え、関係機関に周知されて来た更生支援計画や判決後支援について、支援者および支援対象者からのアンケートの実施や関係者の実践から振り返り、今後の課題や展望を見据えることにある。弁護士会からの相談依頼の流れや KSSW の活動などの具体的内容については、東京社会福祉士会司法福祉委員会が配布する KSSW のパンフレットや実践研究として 2019 年度に行った「刑事司法ソーシャルワーク活動の検証」の報告書を参照されたい。

KSSW の活動では、相談依頼した弁護士との打ち合わせや支援対象者との面会があり、必要に応じて更生支援計画を作成することになる。本章では、これらの KSSW の活動について 2023 年 12 月 1 日時点で確認できた支援活動終了後に提出された 2014 年（平成 26 年）年度から 2022 年（令和 4 年）年度の活動における報告書から、支援対象者との面会回数弁護士との打ち合わせ回数を図 4 と図 5 に表記した。

図 4 支援対象者との面会回数

面会回数	回数
なし	14
1回	30
2回	47
3回	40
4回	32
5回	31
6回	20
7～9回	28
10～15回	6
16回～20回	2
21回以上	1
平均回数	4.0
最大回数	35

図 5 弁護士との打ち合わせ回数

打合せ回数	回数
なし	13
1回	51
2回	51
3回	30
4回	32
5回	22
6回	10
7～9回	26
10～15回	12
16回～20回	1
21回以上	1
平均回数	3.8
最大回数	50

図 4 では、支援対象者との面会回数の平均は 3.9 回で最大は 35 回に及んでいる。また、図 5 で示した弁護士との打ち合わせの平均は 3.8 回で最大は 50 回の数値が示されているが、分布としては面会数が 2 回から 3 回、打ち合わせ回数は 1 回から 2 回の範囲の活動が多いことが分かる。これらの回数は、図 2 の相談依頼の段階の割合から考えると逮捕段階から不起訴で釈放となる事案の場合では 10 日から最大 20 日の勾留の期間では時間的にも限界回数と考えられる。また、公判段階の相談依頼であれば、後述する判決までの支援期間に更生支援計画を作成できる時間的な猶予が保てる数値である。

次に、KSSW が作成する更生支援計画の有無について図 6 で示した。この有無の割合は、全体の母数 247 件に対して更生支援計画の作成が有った 188 件が 76 パーセントを占めている内容となる。

しかし、更生支援計画の作成は全てが公判段階の相談依頼であるとは限らず、逮捕段階の事案で勾留満期日に釈放される相談依頼の場合においても KSSW が更生支援計画を作成することもある。

また、公判段階の相談依頼であっても更生支援計画を作成しない場合も存在していることから、相談依頼の段階に関わらず、必要により更生支援計画を作成する作業も生じていることが分かる。

公判段階の KSSW の活動では、情状証人として法廷に立ち、被告人に対するアセスメントや作成した更生支援計画の内容を説明する活動もあり、裁判員裁判の場合では、別途スライドなどの資料を作成して法廷に臨む場合もある。そして、図 7

では、KSSW の活動における公判の出廷の有無についてその割合を示している。この図の数値では、118 件の公判出廷件数があり、全体における 51 パーセントを占めている。この図においても公判段階の相談依頼であっても公判出廷しない場合が 115 件の 49 パーセント存在していることに留意する必要がある。

このように、KSSW の活動では支援対象者との面会や弁護士との打ち合わせおよび更生支援計画の作成作業があり、公判出廷や裁判員裁判の対応など状況により KSSW の作業や活動が左右されるため、受任する事案により労力の負担も異なる。

4 判決後支援と活動期間

KSSW の活動では、公判段階の裁判員裁判を含め事案により長期化する活動となる場合がある。前項で分類した逮捕段階の相談依頼の場合、不起訴となり勾留満期で支援対象者が釈放される事案では、環境調整などの時間的な猶予がない反面、社会復帰や地域移行の支援期間は短い。しかし、実刑判決により出口支援に移行する場合では、重罪による長期の矯正施設での服役を科せられ出所後の支援までに相当な期間を要することもある。受任した KSSW としては、支援終了の目途が立たずいつまで支援対象者と関わるのかを自問自答することも想定される。そして、前述したように受任する事案により活動期間や作業量などの負担感も異なるため、労力や費用などに対する課題も見えてきている。

このように、判決後支援は罰金刑や執行猶予、実刑などの判決結果により、KSSW の活動期間は異なり、逮捕段階からの相談依頼が判決後支援におよぶ事案も存在する。本章では、相談依頼から判決までの日数について図 8 で示し、判決までの平均的な活動日数を割り出すことにした。

図 8 は、2023 年 12 月 1 日時点で確認できた支援活動終了後に提出された 2014 年（平成 26 年）年度から 2022 年（令和 4 年）年度の活動における報告書から相談依頼日と活動の終結日の記載があった 278 件を対象にしている。支援終結までの KSSW の活動平均日数は 101 日で活動期間の最大日数は 619 日である。

判決後支援においては、図 8 に示した相談依頼から判決までの日数に加えて更に社会復帰までの支援期間を要することになる。この場合、長期におよぶ支援活動から KSSW の費用負担など

図 6 更生支援計画の作成

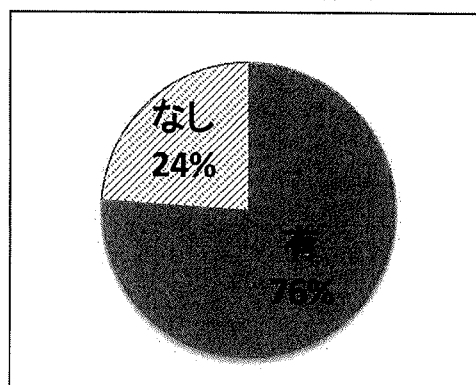


図 7 公判出廷(情状証人)の有無

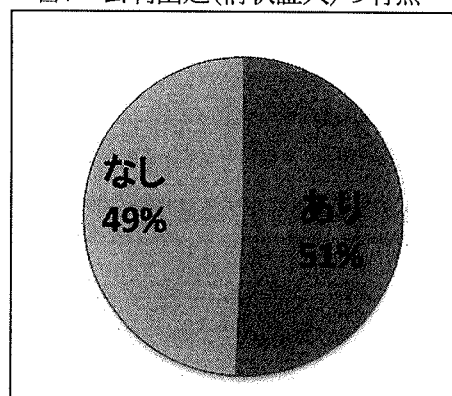
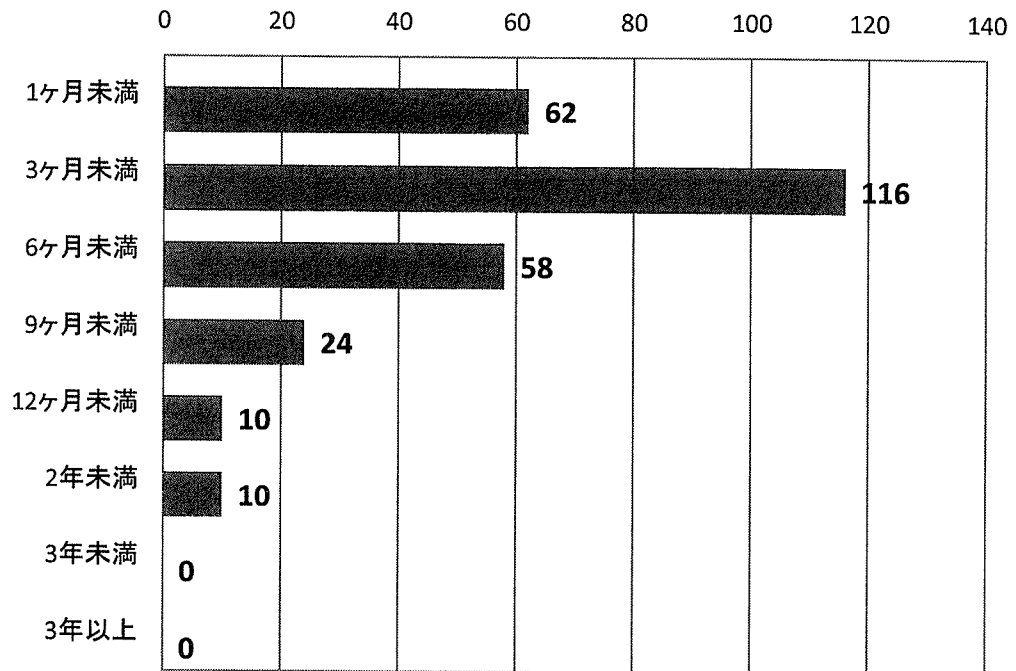


図8 依頼から終結(判決日等)までの日数



平均日数	101 日
最大日数	619 日

が生じるため、制度や活動費用の捻出についての課題があり、KSSW の判決後支援においては、実刑判決などにより長期化する場合の活動を抱える KSSW にとっては、以降の相談依頼に対する受任の影響も懸念される。

5 考察（困難案件および再犯リスクについて）

本章では、2014 年（平成 26 年）から 2022 年（令和 4 年）までの KSSW の活動実績を集計したデータを基に、相談依頼件数をはじめ、支援対象者の支援依頼の段階、KSSW の活動に伴う面会や打ち合わせ、更生支援計画の作成などを分類した。分類の結果として、相談依頼の段階や多様化する活動内容が明らかになった。これに伴い、KSSW の活動で生じる作業における労力や費用面の懸案も見えてきた。特に判決後支援へ移行する際には、長期化する支援期間や KSSW の更なる負担も課題となる。

今後、活動費用などは改善される方向が考えられるが、KSSW の人材養成における事案の対応力も重要であると考えられる。長期化や多様化する支援活動に対応できる人的資源は直ぐには充足が難しく、特に困難事例や長期化する相談依頼を受任できる KSSW に偏りが生じてしまう可能性もある。別省で触れる更生支援計画についても困難事例では、その有効性が問われる。また、再犯リスクへの課題も考えられ、支援対象者の再犯による相談依頼も存在する。集計したデータから再犯リスクの恐れがある相談依頼を抽出して分類すると、図 9 で示す結果となった。

図9 再犯リスクのある相談依頼

再犯リスク	件数	特徴
執行猶予中の再犯	19	窃盗 15 件 覚醒剤・大麻 3 件
入院中の再犯	2	措置入院中・医療保護入院中
出所後間もない再犯	16	窃盗 10 件 覚醒剤 3 件
累犯（常習）	15	窃盗 8 件 覚醒剤 5 件
複数余罪（連続犯行含む）	17	窃盗 9 件 特殊詐欺 連続強盗

図9で示した再犯リスクのある相談依頼は圧倒的に窃盗が多く、再犯リスクに限らず、弁護士会からの相談依頼の案件は窃盗が最も多いことが分かっている。また、覚醒剤や大麻による再犯もあり、更生支援計画の作成や支援活動においては再犯リスクへの対応が課題となる。図の最下段にある複数余罪で注目されるのは、特殊詐欺であり、いわゆるオレオレ詐欺の受け子や出し子の事案が存在するようになった。また、店舗への連続強盗についても目を引くことから、再犯リスクのある相談依頼として、特殊詐欺や連続強盗などの凶悪犯の事案も含まれるようになってきている。

これらは、KSSWの活動としては再犯リスクの可能性が高い事案であり、再犯の場合は実刑判決も予想され、判決後の出口支援や長期におよぶ支援になる。図9であげた事案の合計件数は69件であり、本研究の対象データ446件に対して約15パーセント程度の割合を占めているが、長期化する活動の案件を抱えるKSSWの労力負担を考えた場合、困難事例などに対する支援機関の調整が難航することが予想され、前述したように新たな相談依頼を受任する余裕が失われる可能性がある。これまでの相談依頼件数の推移から2023年度の件数を含め、この3年間では70件以上の年間相談件数が推測されることから、図9で示した再犯リスクがある案件は毎年約5件の割合で相談依頼が来ることになる。これらの案件は、再犯事案として扱われる場合では実刑判決になる可能性が高く、これに伴いKSSWの活動期間も長期化する。また、覚醒剤などの再犯を含め、依存症事案としてはアルコール依存の相談依頼も多く見られ、その他では放火や性犯罪などが存在していることが対象データから判明した。これらは累犯や再犯事案でない場合でも困難事例となり、更生支援計画書の作成や支援機関の調整にKSSWが苦勞することが予測できる。この点については、別章で触れる支援者や支援対象者のアンケートなどで実態が明確になることが望まれ、KSSWが作成する更生支援計画書と再犯リスクや困難事例案件への対応について、今後の支援者として備えるスキルや入口支援および判決後支援の枠組みとその確立が重要となる。また、KSSW活動に限らず、困難事例の支援は支援者の孤立や支援リソースの不足に遭遇することがあり、今後のKSSWの養成やバックアップ体制、活動費用やサポート制度の充実に期待したい。

【参考文献】

- ・ 「刑事司法ソーシャルワーカーの手引き」 ver1.8 (2018.3) 東京社会福祉士会司法福祉委員会
- ・ 「刑事司法ソーシャルワーク活動の検証」 研究報告 2019年度 (2020.3) 日本社会福祉弘済会助成金事業東京社会福祉士会司法福祉委員会
- ・ 「福祉的支援が必要な被疑者・被告人への入口支援（東京社会福祉士会による弁護士との

連携活動)」シンポジウム資料 第 30 回社会福祉士学会東京大会分科会 日本社会福祉士
会 (2022. 7. 3)

2) 判決後支援に関する検証

【検証内容】

東京社会福祉士会の刑事司法ソーシャルワーク活動では、判決後支援をおこなっている。受任した事件の判決後には国選弁護士の関与が終わるため、現状では刑事司法ソーシャルワーカーが単独で支援を行う状況になっている。

刑事司法ソーシャルワーカーは弁護士からの依頼を受けて被疑者・被告人段階で更生支援計画を作り裁判に臨む。更生支援計画書には犯罪をしないで社会生活を送るための支援計画が書いてある。更生支援計画書は刑事司法ソーシャルワーカーによって作成され、当事者には勾留中に説明され同意の署名をする。判決後には更生支援計画に沿って社会復帰支援を行うことになる。刑事司法ソーシャルワーカーは更生支援計画書が「絵に描いた餅」にならないように、判決後に当事者を支援すべく、動いている。更生支援計画書によって行われる判決後支援は、まさに判決後釈放された後に社会の中で行われる支援であるが、支援を受ける当事者と支援をするワーカーの共同作業ともいえる。

判決後、当事者は釈放されているため、更生支援を受けるかどうかは当事者に委ねられている。刑事司法ソーシャルワーカーは、更生支援計画書作成・同意時の当事者との約束だけで支援を行なう。公的義務があるわけでも、当事者と明確な契約があるわけではない。刑事司法ソーシャルワーカーは当事者が当該事件を犯したことについて、当事者の障害や困難な状況についてアセスメントを行い、罪を犯さないで生きるための生活目標と支援内容を裁判で証言した責任上、更生支援計画の実施を担っていくのである。

本項では、支援を受ける当事者と支援を行なう刑事司法ソーシャルワーカーに、判決後支援についてアンケートを行った結果を検証する。結果を集計した上で、アンケートに参加した刑事司法ソーシャルワーカー8人で座談会を行い内容の検証をした。

検 証 項 目

- (1) 「当事者への判決後支援を受けて」に関するアンケート調査による検証
- (2) 「刑事司法ソーシャルワーカーへの判決後支援の実施」に関するアンケート調査による検証

2) 判決後支援に関する検証

(1) 「当事者への判決後支援を受けて」に関するアンケート調査による検証

東京社会福祉士会司法福祉委員会

○小林良子、久保田邦子、渡邊有貴、今橋泰子、藤田知美、橋本久美子

【はじめに】

刑事司法ソーシャルワーカーから判決後支援を受けたことに関し、支援を受けた当事者に、実際に支援を受けてどのように感じているのかを明らかにすることを試みた。

【調査の概要】

2023年8月～9月の間にアンケート調査を行った。刑事司法ソーシャルワーカーが現在も連絡が取れている当事者で、現時点でアンケート回答を依頼できる人である。刑事司法ソーシャルワーカー78人にメーリングリストで、アンケート協力を依頼できる当事者の紹介を求めたところ15人であった。紹介してくれる刑事司法ソーシャルワーカーにアンケート用紙、同意書、謝礼のクオカード500円券、返信用封筒をセットにして依頼し、返信用封筒で返信された。アンケートに協力くださった方は9人であった。

アンケートの実施には同意書を取り、謝礼として500円分のクオカードを渡した。さらに、アンケートの文章にはふりがなをうった。

【調査結果】

年齢分布

① 30代2名、②40代2名、③50代3名、60代2名、計9名（60%）であった。

設問1 これまで困(こま)ったときに相談(そうだん)したことがありますか？

✧ 回答は ①ある 9人 ②ない 0人

これまでとは、今回のアンケートに回答を寄せる前という意味であるようだ。

設問2 (1.で相談したことが「ある」方) 相談(そうだん)したのはなぜですか？(複数回答)

✧

1) 福祉サービスを必要と感じた	4
2) 事件をきっかけに助けてほしいと感じた	8
3) 障害や病気の治療をしようと思った	4

自由記述

- ・相談できる相手が必要と感じた。
- ・そうしないと生活できなかった

設問3 更生支援計画を読みましたか

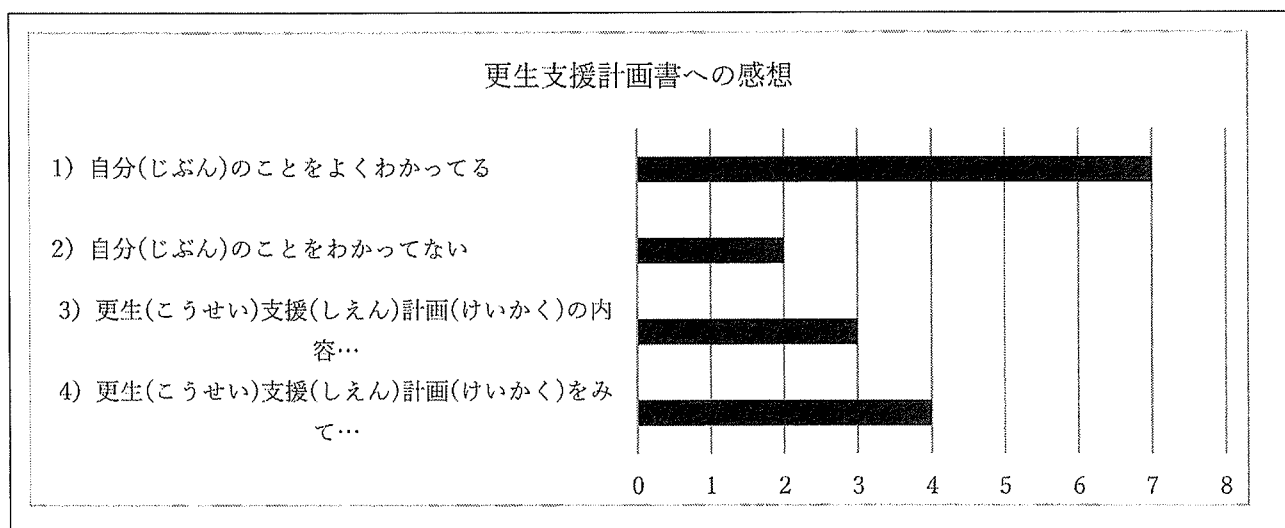
→ ①はい 8人 ②いいえ 1人

設問4（更生支援計画を読まなかったを選んだ方）読まなかった理由を教えてください。

読まなかったと回答した人は1人であった。その理由は、「更生支援計画を作成しないで裁判となった」で、実際は不起訴であった。

設問5（更生支援計画を読んだ方）更生支援計画を読んで感じたことを教えてください（複数回答可）

1) 自分のことをよくわかっている	6
2) 自分のことをわかってない	1
3) 更生支援計画の内容がむずかしい	2
4) 更生支援計画をみて初めて自分のことがよくわかった	3



自由記述

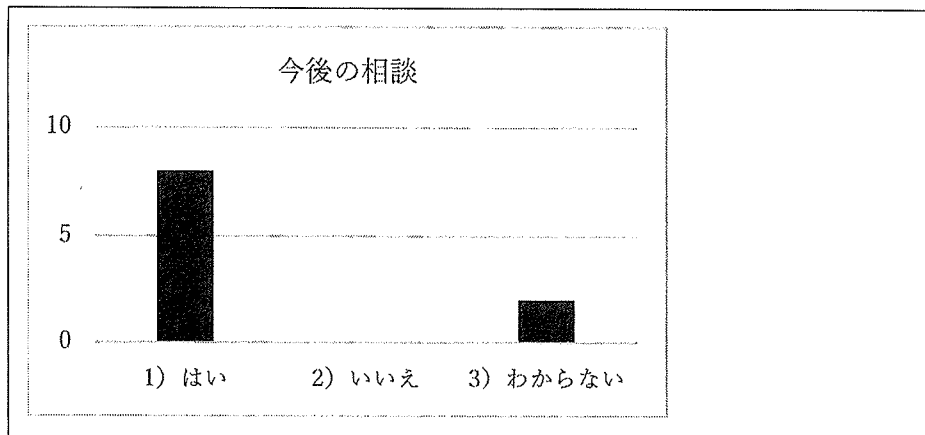
・実刑を想定した計画書でしたので、計画書とは違う形で支援をうけた

設問6 今後、誰かに相談しようと思えるようになりましたか。

→①はい 8人 ②いいえ 0人 ③わからない 1人

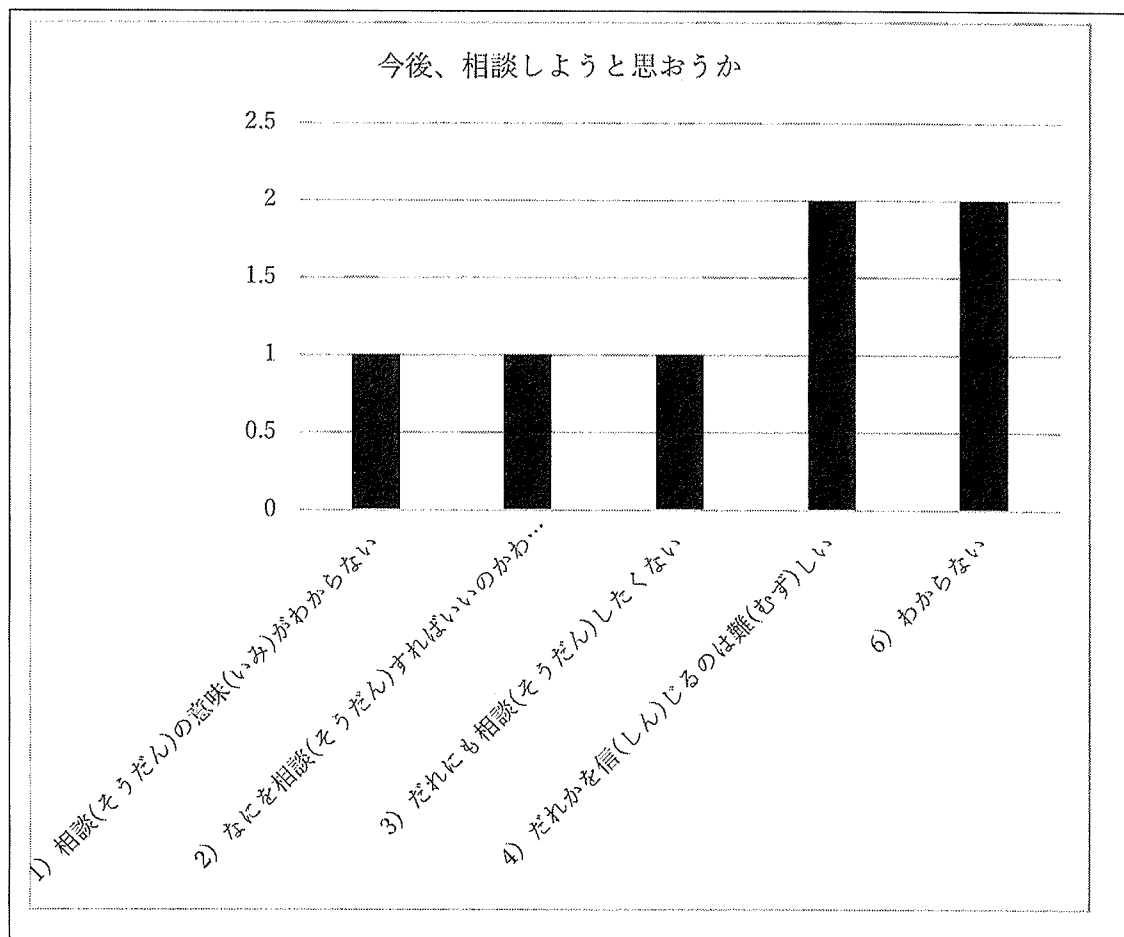
自由記述

・これからは相談して、色々な考えをいただき、自分だけで考えるより良い方法を選んでいこうと思った。



設問7 (今後も誰かに相談しようと思わないを選んだ方)、その理由を教えてください。
(複数回答可)

1) 相談の意味がわからない	1
2) なにを相談すればいいのかわからない	1
3) だれにも相談したくない	1
4) だれかを信じるのは難しい	2
6) わからない	2



設問8 最後に、自分の人生に相談する人がいたら人生は変わったと思いますか？

①はい 9 ②いいえ 0 ③わからない 0

自由記述

- ・事件後は相談するようにして、人生を考えるようになった。

【当事者アンケートの検証】

刑事司法ソーシャルワーカーで、回答結果について検証を行った。

・設問5の回答に「更生支援計画書の内容が難しい」があったが、本来、あまり聞いていない、聞いても忘れる、の傾向があるからかも知れない。

・更生支援計画書を説明したつもりでも、いざ同意欄に署名をするときに分からないと言われることがある。対象者はすべて理解できているとは思えず、どこかで抜けてしまうこともあるようだ。

・更生支援計画書は、けっこう専門的に書くので理解できない事もあり、具体的には「福ぷらん」で説明をする。読んで理解する人は聞いてくる。

・更生支援計画書は裁判の証拠だから、本人が理解をするには難しいこともある。「福ぷらん」は自分がやることをわかりやすく書いてある。

・回答を読むと、各々はすなおに答えていると思われる。

・実刑になった当事者から、福祉的支援はお金にならないので、支援は受けないと言われた。が、治療を受ける必要性は認識したとあり、今回の支援がきっかけになったと思われる。

・接見で当事者本人から聞いた話を更生支援計画書に書いたところ、自分の話したことが文字になっていることに感動してくれた。

・自分は誰も助けてくれないと言っていた人が、支援計画の中に支援者リストがあったのを見て感動してくれた。

・「福ぷらん」を出してようやく内容が分かったと言われた。

・更生支援計画書はやってもらっただけ感が強く、「福ぷらん」で自分がやらなくてはいけないことが書いてある。

・「福ぷらん」の説明を、刑事司法ソーシャルワーカー養成研修でおこない、更生支援計画書とともに福ぷらんを作る研修をするのが良い。

【まとめ】

以上のことより、当事者は刑事司法ソーシャルワーカーの接見と更生支援計画書作成を通して、自分の話を聞いてくれ文字にしてくれた、自分を助けて（支援して）くれる人がいる、ということで福祉的支援への繋がりを受け入れることができるようである。さらに、対象当事者全員が知的能力の検査ができていないわけではないが、物事一般への理解力が弱かったり、裁判などで自分が置かれている状況が理解できていなかったりするケースが多く、「福ぷらん」の利用により理解が進むようである。よりわかりやすい説明と支援が必要であると考えられる。

■当事者へのアンケート

けいじしほう しゃかいふくし
刑事司法ソーシャルワーカー（社会福祉士）との
かかわりについてのアンケート

ねんれい か さい
年齢をお書きください。（ 歳）

しつもん ばんごう
質問のあてはまる番号を○でかこんでください

1. これまで^{こま}困ったときに^{そうだん}相談したことがありますか？

1) ある

2) ない

2. 1.で^{そうだん}相談したことがある方^{かた}にお聞きします。

^{そうだん}相談したのはなぜですか？（いくつ^{えら}選んでもいいです。）

1) ^{ふくし}福祉サービスを^{ひつよう}必要と^{かん}感じた

2) ^{じけん}事件を^{たす}きっかけに^{かん}助けてほしいと感じた

3) ^{しょうがい}障害や^{びょうき}病気の^{ちりょう}治療を^{おも}したいと思った

4) その他（ ）

3. ^{こうせいしえんけいかく}更生支援計画を^よ読みましたか

1) はい

2) いいえ

4. ^{こうせいしえんけいかく}更生支援計画をよまなかった（^{えら}いいえを^{かた}選んだ）方^きにお聞きします。

よ
読まなかった理由^{りゆう}を教^{おし}えてください。

- 1) 更生支援計画^{こうせいしえんけいかく}を作^{さく}成^{せい}しないで裁^{さい}判^{ばん}となつた
- 2) 更生支援計画^{こうせいしえんけいかく}を受^うけ入^いれられなかつた (いやだつた)
- 3) 更生支援計画^{こうせいしえんけいかく}がで^できるま^まえに釈^{しゃく}放^{ほう}となつた
- 4) その他()

5. 更生支援計画^{こうせいしえんけいかく}を読^よんだ方^{かた}におき^きします。

更生支援計画^{こうせいしえんけいかく}を読^よんで感^{かん}じたこと^{こと}を教^{おし}えてください (いくつ選^{えら}んでも良^いいです)

- 1) 自^じ分^{ぶん}のこ^ことをよ^よくわ^わか^かつて^てる
- 2) 自^じ分^{ぶん}のこ^ことをわ^わか^かつて^てな^ない
- 3) 更生支援計画^{こうせいしえんけいかく}の^{ない}容^{よう}がむ^むず^ずか^かし^しい
- 4) 更生支援計画^{こうせいしえんけいかく}を^はみ^みて初^はめ^めて自^じ分^{ぶん}のこ^ことがよ^よくわ^わか^かつ^つた
- 5) その他 ()

6. (すべての方^{かた}) 今^{こん}後^ご、誰^{だれ}か^かに相^{そう}談^{だん}し^しようと思^{おも}えるようにな^なりましたか。

- 1) はい
- 2) いいえ
- 3) わからな^ない

7. 今^{こん}後^ごも誰^{だれ}か^かに相^{そう}談^{だん}し^しようと思^{おも}わ^わな^ない (いいえを選^{えら}んだ) 方^{かた}、その理^り由^{ゆう}を教^{おし}えてください。
(いくつ選^{えら}んでも良^いいです)

1) 相談の意味がわからない

2) なにを相談すればいいのかわからない

3) だれにも相談したくない

4) だれかを信じるのは難しい

5) その他 ()

6) わからない

8. 最後に、自分の人生に相談する人がいたら人生は変わったと思いますか？

1) はい

2) いいえ

3) わからない

4) その他 ()

ご回答ありがとうございました。

2) 判決後支援に関する検証

(2) 刑事司法ソーシャルワーカーへの判決後支援の実施に関する アンケート調査による検証

東京社会福祉士会司法福祉委員会

○小林良子、久保田邦子、渡邊有貴、今橋泰子、藤田知美、橋本久美子

【はじめに】

更生支援計画書は社会の中で犯罪をすることなく生活するための計画書である。計画書には支援体制がかかれており、刑事司法ソーシャルワーカーが支援者となっていることが多い。実際、判決後支援がどのように実行され、終了していくかを明らかにすることを試みた。

【調査の概要】

2019年度から2022年度までの4年間で受任したケースについて、2023年4月現在、登録されている刑事司法ソーシャルワーカー78人のうち、実際に受任したケースについて文書で質問をした。依頼したワーカーは45人で、199ケースあった。(33人は未受任) 回答者は30人、回答は150件、うち未記入が9件で、有効回答数は141件(74%)であった。

【調査結果】

設問1. 更生支援計画書の内容を実行しましたか？(実刑一出所後の支援も含みます。)

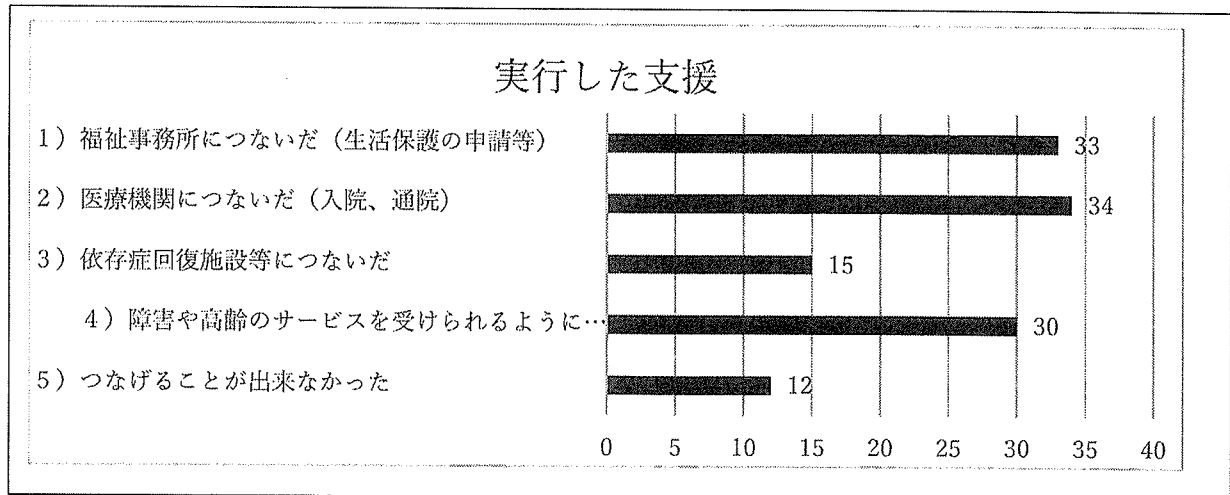
- 1) した 68人
- 2) していない 73人(うち実刑中45)

合計が141ケースなので、支援は実行していないがやや少ない。ただ、回答者の45ケースが実刑中もしくは係争中で拘置所にいて、まだ支援が行われない状態にある。

設問2. 設問1で「した」と答えた方へ。

①実行した支援について(複数回答可) nは68ケース

- | | |
|--------------------------|----|
| 1) 福祉事務所につないだ(生活保護の申請等) | 33 |
| 2) 医療機関につないだ(入院、通院) | 34 |
| 3) 依存症回復施設等につないだ | 15 |
| 4) 障害や高齢のサービスを受けられるようにした | 30 |
| 5) つなげることが出来なかった | 12 |



主なつなぎ先は福祉事務所と医療機関であった。障害や高齢の福祉サービスに繋ぐケースも多く、行政機関への同行が行われている。また、医療機関へは一度だけでなく、その後の通院同行がおこなわれているケースもある。さらに、診療時に同席し医師への説明サポートを行っているケースもあった。

他には、罰金刑で対応後、保護観察所で更生緊急保護の手続きをした。東京チャレンジネットに繋いだ。国民健康保険加入手続き同行、保護観察所同行、親族との意見交換を実施。本人から出所の連絡があったので支援計画実行のアドバイスをした。親族がおられるので連絡はできる等があった。

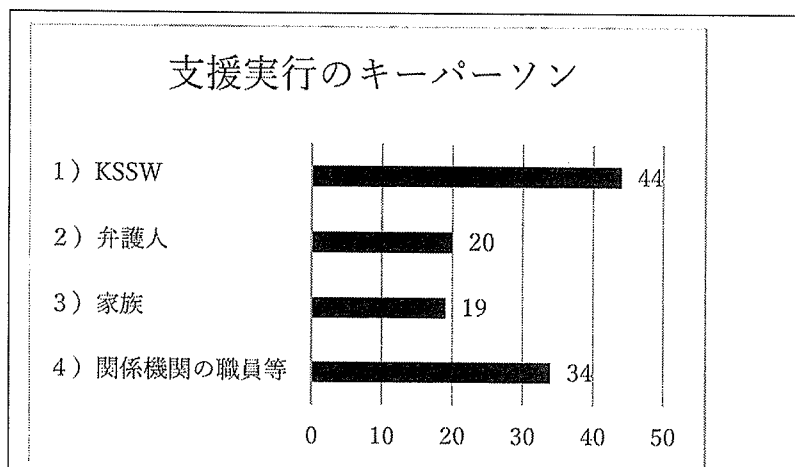
*つなげることが出来なかった 12 ケースの理由

- ・当事者の態度が判決終了後に翻意（含む行方不明）をした。これには、更生支援計画が減刑目的で、支援を特に必要としていなかったものもある。
- ・福祉事務所との相談中に翻意をした。福祉事務所が手続きしようとしても逃げ回り、居所不明となった。仮釈放になり出所したとの連絡はあったが、その後の連絡はない。自分本位に支援して欲しいと希望するため、予定していた関係機関の電話対応が気に入らず、相談機関に繋ぐことができなかった。当事者から取り下げの申し入れがあった等があげられている。
- ・また、生活保護の支援について当事者が理解できないため希望しないものもあった。矯正施設に行った後に連絡が取れなくなった。そろそろ出所とは思いますが収監先不明、もしくはハガキが来ないというものもあり、収監された当事者とのやり取りが困難なものも見受けられる。
- ・更生支援計画書により島根あさひ社会復帰促進センターにつなげることはできたが、出所後の支援の方向性については、当事者（成年）ではなく家族（母親）が難色を示し、当事者ではなく母親の不安に応えるだけの関係となってしまった。先に出所した共犯者から手紙が来るようになった。当事者が過去に複数の施設と問題を起こしているため繋ぐことができなかったというケースもあった。

② 支援実行のキーパーソンは誰でしたか？（複数回答可） 117

- 1) KSSW 44 人

- 2) 弁護士 20 人
- 3) 家族 19 人
- 4) 関係機関の職員等 34 人



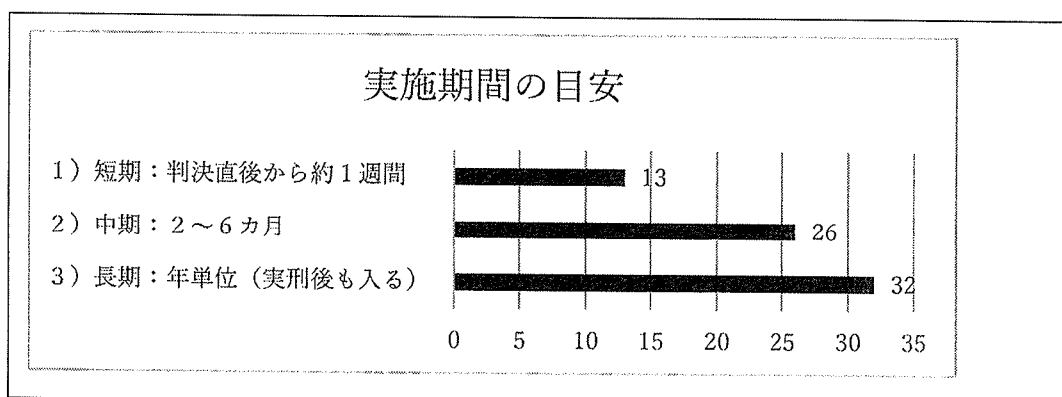
支援の中心は KSSW であるが、弁護士と連携して行ったものも多い。国選弁護士は判決後その任が解かれるが、終了後福祉事務所や関係機関への同行を一緒に行ってくださいる方もおられる。福祉事務所では弁護士の同行があると申請が通りやすくお願いをする。

引き継いだのちに関係機関の職員が勧めてくれ多様である。

他に、定着支援センター、ケアマネージャ、担当弁護士ではなく相談していた弁護士（好意で支援してくれた）、教会の牧師、保護司という回答もあった。

③ 支援実施の期間の目安はどのくらいでしたか？71 人

- 1) 短期：判決直後から約 1 週間 13 人
- 2) 中期：2～6 カ月 26 人
- 3) 長期：年単位（実刑後も入る） 32 人



この支援実施の期間については、実刑後も入るため回答記入がわかりにくかったようである。年単位は実刑の期間を入れるかどうかである。支援を実施したのは 68 であるところが 71 と 3 ケースが多くなっている。実刑終了後の実際の支援期間の長さだけでなく、実刑も含めて長期になってしまった。

④ 最終終結のポイントは何でしたか？

(繋がったケース)

- ・ 自立更生 (2 件の回答)
- ・ 生活保護受給
- ・ 福祉事務所へ初回面接に同行して、もう大丈夫と考えて終了した。
- ・ 医療を受け、自助グループで活動すること。数少ない成功事例。
- ・ 支援機関に繋いだこと
- ・ 多職種支援者の関わりが、当事者の考え方に少しずつ浸透し、環境を受け入れるが出来た。
- ・ やらなければいけないことが当事者に見えてきた。
- ・ グループホームに入所してうまくいっている。特に連絡もないので支援機関に引き継いだとして終結
- ・ 生活保護受給後に住居が決まったこと、医療機関に受診できるようになったこと。
- ・ KSSW の関与をきっかけに当事者が支援受入れに前向きになってくれたこと
- ・ 携機関に繋がった。
- ・ 介護保険、生活保護につなげて、家族関係の再構築などを見届けた
- ・ 再犯しないために独居をやめる。
- ・ 福祉事務所への同行、医療機関への動向
- ・ 家族支援
- ・ グループホームに馴染んで定着して入所を続けられるようになったこと。
- ・ 当事者が希望する施設に入所出来たこと。
- ・ 刑終了後、友人宅に戻り、回復支援施設を利用することになったため
- ・ 出所後のアドバイスができた (その後連絡はない)
- ・ 生活保護開始
- ・ 精神科病院入院

(途切れたケース)

- ・ 再犯 (2 件の回答)
- ・ 継続中 (5 件の回答) +1
- ・ 当事者宛の手紙に返事が来なくなった
- ・ 連絡待ち
- ・ 観察所で支援を拒否し、実家に帰りたくなった。
- ・ 出所後 1 年以内に再犯で逮捕
- ・ 当事者と連絡が取れなくなった。その後、本人が失踪した。
- ・ 当事者が、出所後、ダルクに入ってダルクで頑張ろうという気になっていたが、(暴力団と関係があった扱いになってしまい) 生活保護になれずに、自暴自棄になり退所してしまったこと。
- ・ 3 ヶ月ほどで連絡が取らなくなった
- ・ 施設を退寮
- ・ 執行猶予中の再犯により措置入院
- ・ 当事者が希望する形での支援が行われないと本人が理解したから。
- ・ 当初は相談したがすぐに相談しなくなった。

- ・当事者が自分本位に支援して欲しいと希望するため支援は終了した。
- ・その後の連絡なし

(その他のケース)

- ・無償で支援することについて、親族から詐欺の容疑をかけられたため
- ・当事者が病気で逝去された。

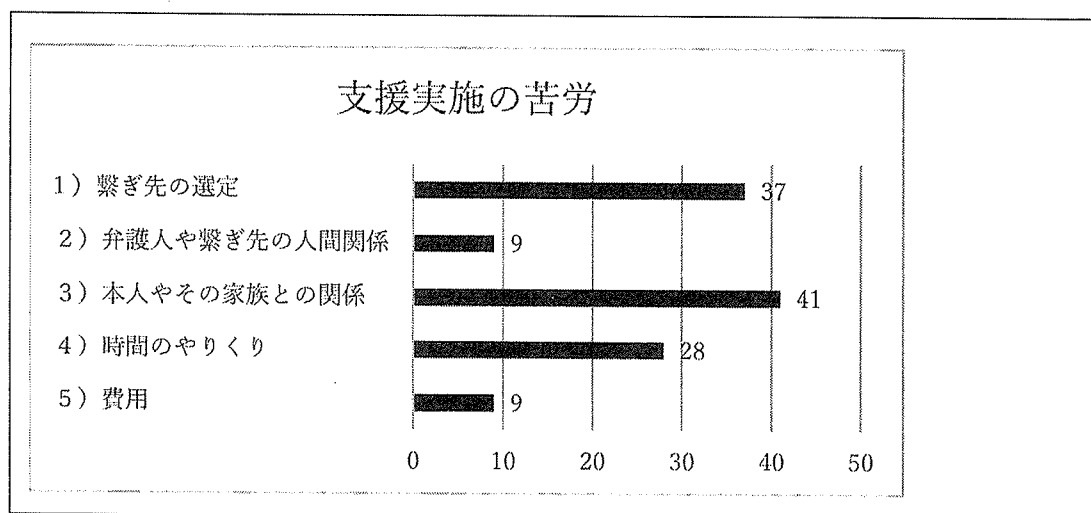
***刑事司法ソーシャルワーカーが最終終結と考えるポイント**

1. 生活保護受給。福祉事務所との連携強化。住居の安定。
2. 入院先決定。医療機関との連携強化。依存症の回復と治療機関との関係継続。医療機関の確立。医療機関に繋ぐ。
3. 障害福祉サービスの利用継続。相談支援体制の確立。障害者福祉の活用。
4. 経済的安定。就労の選定・継続安定。就労の安定。
5. 学業状況の安定、進路の方向性の確保。進学就労状況の安定。
6. 将来への展望の確立。国籍の確定。

全ての回答に「情緒・精神状態の安定継続。」が挙げられていた。

④ 支援を実施する際に苦労した点がありますか？（複数回答可）

- | | |
|-----------------|----|
| 1) 繋ぎ先の選定 | 37 |
| 2) 弁護士や繋ぎ先の人間関係 | 9 |
| 3) 本人やその家族との関係 | 41 |
| 4) 時間のやりくり | 28 |
| 5) 費用 | 9 |



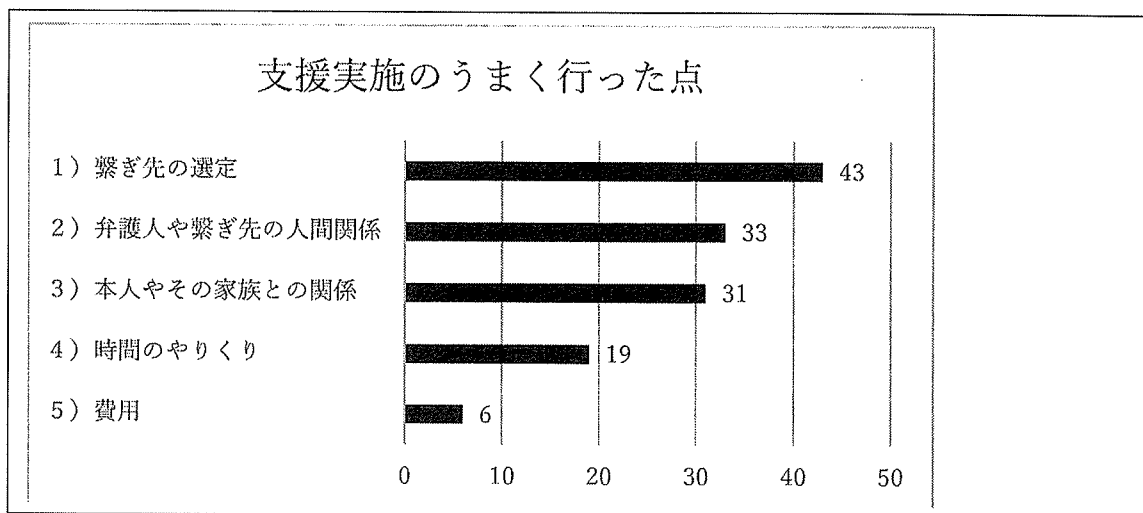
- ・当事者の福祉サービス利用への拒否感
- ・当事者が刑務所に入っている間に、役所の手違いで恩給が支給され続けていたため、出所に生活保護にすぐになれなかったため、医療や介護保険などの福祉サービスに費用が発生した。そのことで本人が急に難色を示して、スムーズにサービスを利用しなかったこと

があった。

- ・支援は問題なかったが検察が計画書を不同意にしたこと（情状出廷の準備に難儀した）
- ・当事者と連携先（依存性回復施設）との関係
- ・当事者が支援者と合わなかった

⑤ 支援を実施する際に上手くいった点がありますか？（複数回答可）

- | | |
|---------------------|----|
| 1) 繋ぎ先の選定 | 43 |
| 2) 弁護士や繋ぎ先の人間関係 | 33 |
| 3) 本人（当事者）やその家族との関係 | 31 |
| 4) 時間のやりくり | 19 |
| 5) 費用 | 6 |

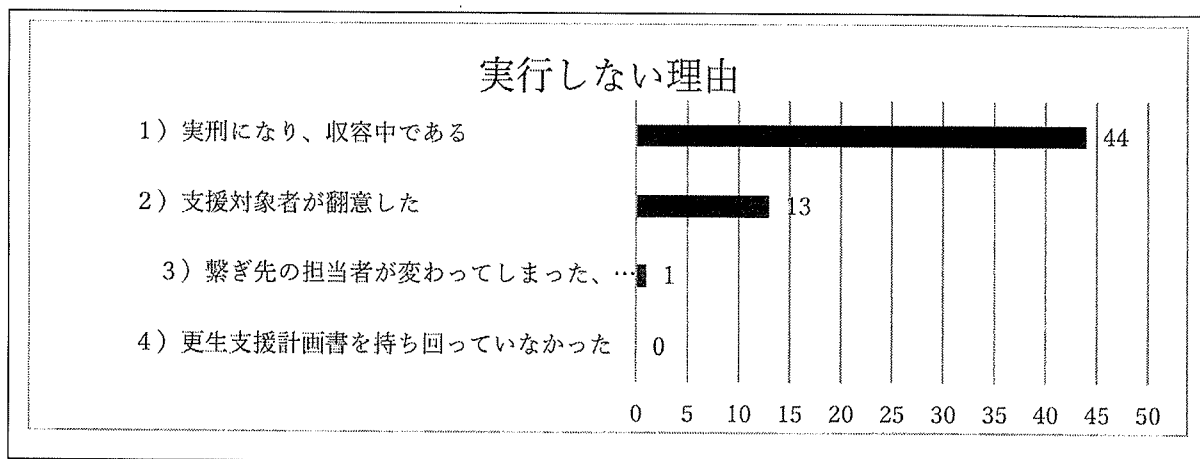


- ・本人の生活（金銭面）での支援
- ・初回であったためサブの助言。
- ・保護観察が付いたので現在保護司として関わっている
- ・MRI 検査をしたら、前頭葉・側頭葉型認知症が発見された。

設問3. 設問1で「していない」と答えた方へ。」実行していない理由を教えてください。

（複数回答可）

- | | |
|----------------------------------|----|
| 1) 実刑になり、収容中である | 44 |
| 2) 支援対象者が翻意した | 13 |
| 3) 繋ぎ先の担当者が変わってしまった、引き継ぎされていなかった | 1 |
| 4) 更生支援計画書を持ち回っていなかった | 0 |



自由記述

- ・本人死亡 2021. 1. 23 死因不詳
- ・勾留中に急死

- ・本人は支援を希望しなかったが、家族と面会し釈放後の生活について助言をした。
- ・本人が希望しなかったが、家族とは接触し今後の対応を助言
- ・弁護士から求められてなかった
- ・そもそも本人に会わずに終了した（親族が対応することになった）

- ・福祉事務所へ依頼するところまでできたが、その先は不明。
- ・罰金刑となり終了
- ・転院して現在も入院中
- ・処分保留で釈放、計画作成していない
- ・受任せずに終了
- ・更生支援計画書を作成していない（心神喪失で不起訴）
- ・更生支援計画を作成していない（不起訴釈放）
- ・計画書を作成していない。支援対象ではなかった
- ・更生支援計画書を作成していない
- ・更生支援計画を作成していない（「福ぷらん」のみ作成した）
- ・罰金刑になりそうだったので、支援はしたが更生支援計画は立てなかった。しかし、弁護士とともに、加害者家族の気持ちを整理したり、本人と向き合い、本人に受診の必要性を理解してもらい、医療機関につないだりした。在宅に戻った直後や数か月してモニタリングを行い、本人と家族の状況や気持ちを確認し、問題が内容だったので、何かあればまた支援しますと伝えて支援を終了した。
- ・不起訴釈放となったので更生支援計画書は作成していない。ただし、母親からは釈放後も相談があった。
- ・逮捕勾留中の事案であり更生支援計画書は作成していなかったが、不起訴釈放後福祉事務所での生活保護申請に同行した。
- ・現在も係争中。東京拘置所に拘留されている。
- ・出所は 2025 年を見込む

- ・10年の実刑控訴中
- ・少年事件であり審判まで期日がなかったので計画書は作成していなかったが、少年院入所後少年院面会に行き、また退所後本人からの相談に応じている。
- ・家族が本人（母）との直接連絡に難色を示し、家族（母）とのみ連絡を取っている
- ・失踪により支援中止
- ・本人から連絡がなく所在を把握できていない
- ・判決後、執行猶予がつくと「もうほっといてくれ」といわれた。
- ・週間先不明拘置所に送ったハガキの返事が来ない。
- ・仮釈になり、出所したとの連絡はあったが、その後の連絡はない。
- ・本人は、認知低下のため刑務所の担当者から連絡がある
- ・電話での状況確認は行っている。
- ・依存症回復支援施設への入所が先に決まったため

設問4. 収容中の対象者と手紙のやり取りをしている

- 1) はい 47
- 2) いいえ 53

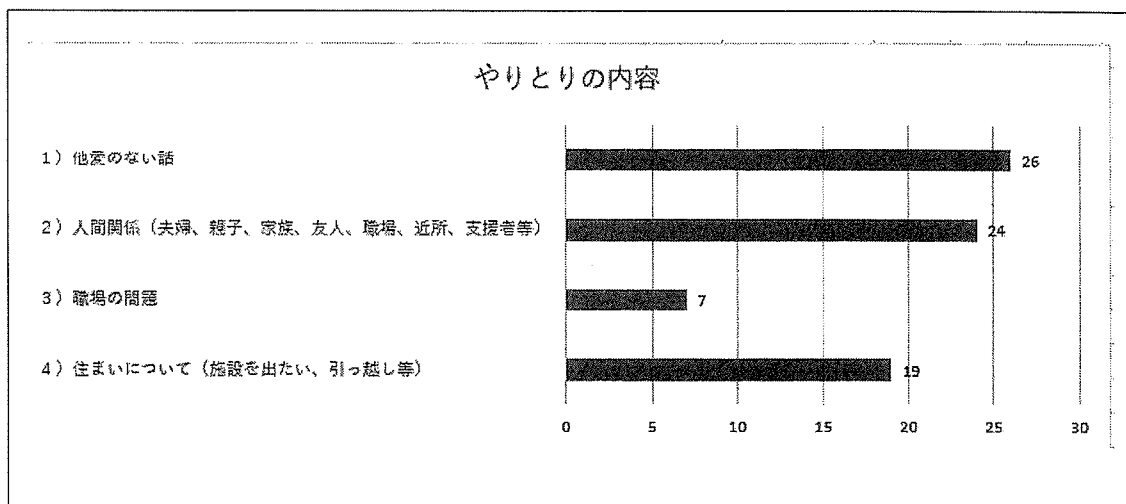
設問5 設問4でやり取りをしていると答えた方、継続的にやりとりをしていますか？

- 1) している 40
- 2) していない 11

設問6. 設問4でやりとりをしていると答えた方、どのようなやりとりをしていますか？

（複数回答可）

- 1) 他愛のない話 26
- 2) 人間関係（夫婦、親子、家族、友人、職場、近所、支援者等） 24
- 3) 職場の問題 7
- 4) 住まいについて（施設を出たい、引っ越し等） 19



【自由記述】

(挨拶程度のケース)

- ・年賀状の挨拶
- ・近況報告等
- ・本人の不満、愚痴など理不尽な要求への対応
- ・ネット上の個人情報削除、健康面の情報提供

(将来に向けた具体的ケース)

- ・出所後の話
- ・出所後の帰住先について
- ・今後について、かなり具体的に書いてきています。
- ・出所後の施設の利用等
- ・出所後の生活について
- ・体調確認、出所後の心配など
- ・現在の体調に関する相談や社会復帰後の希望他
- ・医療観察法の施設で、次にどのような 入所施設に移動するのか についての報告など。
また性依存のクリニックの場合には、そもそも通院したということに関する報告など。
- ・薬物依存について
- ・就職の話（希望職種、エリア、どのように仕事を見つけるか等）
- ・犯罪に影響を及ぼした自己の特性や考え方や行動の特性を踏まえ、対応策を考えてもら
う。
- ・成育環境に課題の多かった本人が、祖父母には愛情を受けていたことを文通から聞き出
すことができた。その中で本人が弱い人には優しく面倒見がよいこと、小柄ながらも運
動能力がたけていることを把握。KSSW の存在から本人が福祉の仕事に興味を持ったこと
もあり、介護の仕事について簡単な情報を提供。その結果本人が刑務所内の介護のクラ
スを複数回希望し、何回目かで選抜された。現在はその実習や勉強の質問や報告を受け
て、励ましている。一方で、累犯である本人が反省を忘れないような言葉かけもしてい
る。
- ・「更生支援計画に更生保護施設のことを書いたことにより、本人が更生保護施設に行く
ことを目標に刑務所で努力を継続していて、現在更生保護施設の面談が済んでいる状況で
ある。」という回答があったが、更生保護施設に行くということは仮釈放に向けて努力をし
ているということである。

(途切れたケース)

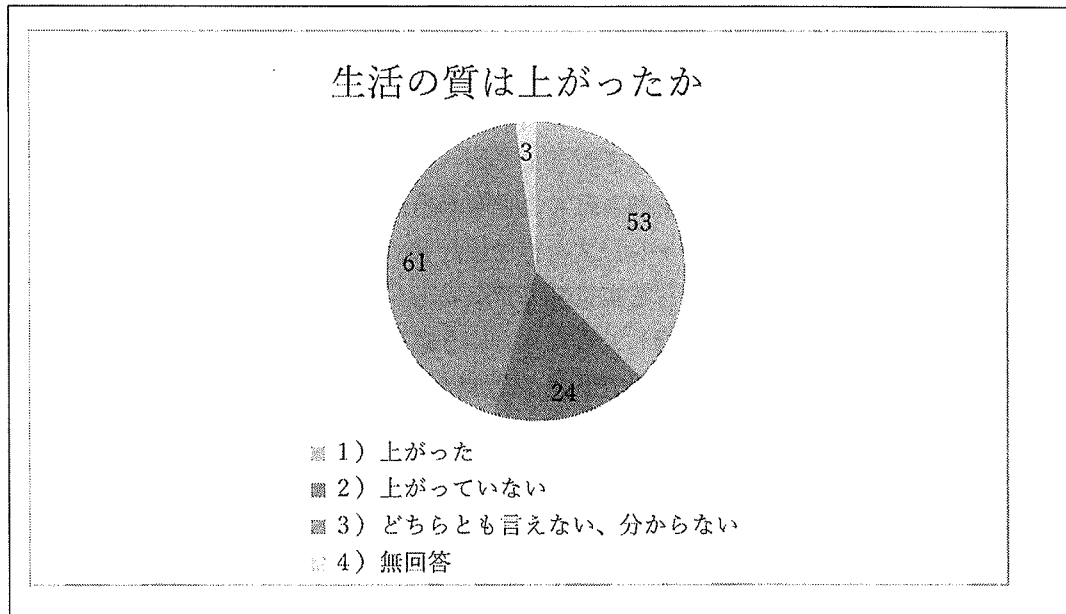
- ・本人が自分本位に支援して欲しいと希望するためやり取りは終了した。
- ・はがきを渡しており、今後やり取り開始予定。まだ移送先が分からない。

設問 7. 支援によって対象者の生活の質が上がったと思いますか？（全員がお答えください）

- | | |
|--------------------|----|
| 1) 上がった | 53 |
| 2) 上がっていない | 24 |
| 3) どちらとも言えない、分からない | 61 |

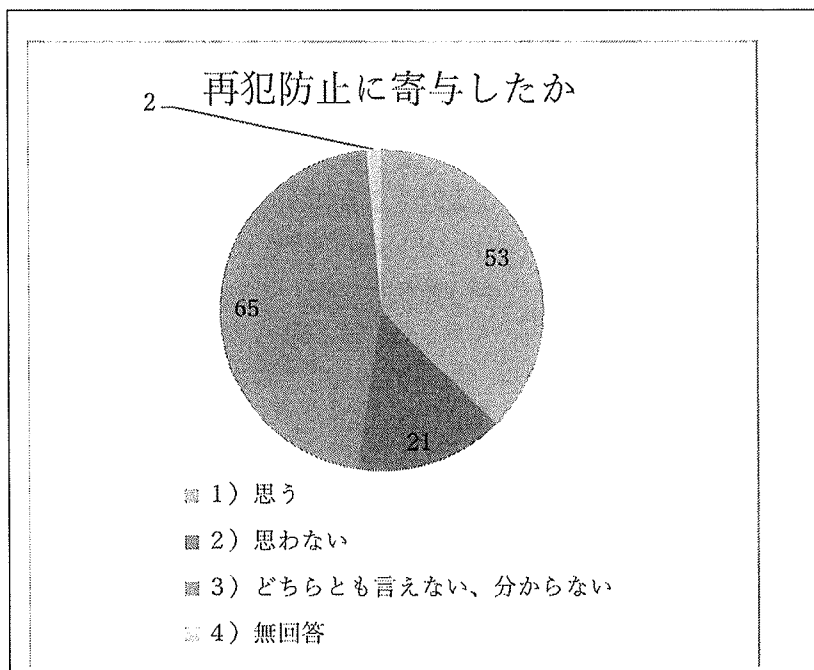
4) 無回答

3



設問8. 支援の結果、再犯防止に寄与したと思いますか？（全員がお答えください）

- | | |
|--------------------|----|
| 1) 思う | 53 |
| 2) 思わない | 21 |
| 3) どちらとも言えない、分からない | 65 |
| 4) 無回答 | 2 |



【刑事司法ソーシャルワーカーアンケートの検証】

アンケート結果を検証した。

○支援のキーパーソン

支援実行のキーパーソンは、刑事司法ソーシャルワーカーが多い。福祉事務所等の繋いだ先の職員も実施している。これは刑事司法ソーシャルワーカーが非公式のものであるため、きちんと引き継ぎたい。引き継ぎがうまく行っている場合は、医療機関、行政とのケースカンファレンスに定期的に招聘されることもある。保護観察官とも連携が取れることもある。更生保護施設でカンファレンスを行なったケースもある。

釈放後の住まいの確保として東京都のチャレンジネットを利用することがあるが、チャレンジネットはちゃんと支援してくれるという感想が多い。更生支援計画書を実刑で書いていたが、執行猶予で釈放されたため、急遽の支援であったが自立支援をしてもらった。いまでも時々、当事者と話をしている。

実刑になった場合は刑務所へ更生支援計画書の引き継ぎが重要となる。当事者に更生支援計画書を差し入れて、刑務所の分類の人に渡すようにいう。裁判で採用された更生支援計画書は身分帳にもついて行くが、別に手持ちでも持たせ、支援の継続を期待している。

○支援をできなかった理由

- ・本人は親への恨みだけで、母親の不安にだけ対応した。
- ・地域定着につなげるのはどうしたらいいのか。特別調整の説明をしたが、具体的でなくつながるのが難しい。
- ・依頼を受けても不起訴であることで、時間が少なく更生支援計画書を作成できないだけでなく、弁護士の活動が終了するため刑事司法ソーシャルワーカーの活動も終了する。
- ・本人が勾留・拘留中に死亡することで支援が行われないことがある。
- ・本人が携帯電話を持たず、親族を経由して連絡していた。弁護士の関与終了後も福祉的支援をしていたら、親族から疑われて中断してしまった。

○支援機関の目安

- ・支援の始まりをいつと考えるか。
- ・短期、中期は執行猶予の場合
- ・実刑の場合はどうしても長期となる

○最終のポイント

- ・本人がもういいというまで
- ・つなげて、キーマンができて、自分がメインの支援者ではなくなったら。

○支援の実施で苦労する点

- ・本人や家族との人間関係が最も多いのは、家族に問題がある場合が多いから。
- ・つなぎ先では、個人情報聞き出すことができない。これまでの支援内容を知ル事が難しい。弁護士等を紹介してもきけないことがある。
- ・板橋区の個人情報保護は厳しい
- ・ケースワーカーは福祉を知らないなので制度的に断る。

- ・更生支援計画書の作成課程で計画していたことが、釈放後の少しの手違いがあったことで不信感となり支援を拒否するということがある。信頼関係の弱さは拭うことができない。信頼関係は時間の長さに比例すると考えると当然のことであるが、伴走支援の重要性が確認される。

○手紙のやりとり

- ・たわいのないことの積み上げで関係の構築をする。
- ・文通の効果があり（1回7枚とか）

【現状の認識】

個人請負でいつまで続くか、また、再犯を犯しやすい人々を一人で支えていくのは困難である。

【課題】

- ・終了をどこに設定するか。キーパーソンは地域の人々になるだろうが、地域が醸成されていない。
- ・個人には限界がある。伴走型が必要であるし、裁判長に更生支援計画書の実行を証言するが、自分が動けなくなったらどうなるか、個人請負の限界を感じる。
- ・障害福祉サービス Q&A では、罪を犯した障害のある人は、重点支援対象者として手厚くするとなっている。
- ・弁護士会の請求書では、判決後支援の報告と請求が1回とされているが、長期にわたると困難である。

【最終的に判決後支援はどうしたら良いか】

公的体制が組めるかの検討が必要である。厚労省は入口支援を地域生活定着支援センターで行うとしているが、地域生活定着支援センターは保護観察所と連携することになっており、弁護士会からの依頼に対応するのは、少なくとも東京では難しいと思われる。

また、この仕事が生業とできるかによっても異なってくる。例えば、成年後見のようなシステム（ぱあとなあ）、刑事司法ソーシャルワークセンターのような形で会費を払ってワーカーが組織を作ることができ、引き継げるのではないかとと思われる。

■刑事司法ソーシャルワーカーへのアンケート

2023 年度「刑事司法ソーシャルワーカーの支援と効果」
「刑事司法ソーシャルワーカーの活動に関する」アンケート

相談依頼書番号

氏名 _____ (—)

(該当する項目の番号を○で囲んでください)

1. 更生支援計画書の内容を実行しましたか？（実刑—出所後の支援も含みます。）

- 1) した (→2. に進んでください)
- 2) していない (→3. に進んでください)

2. 1で「した」と答えた方へ。以下の設問に回答してください

①実行した支援について（複数回答可）

- 1) 福祉事務所につないだ（生活保護の申請等）
- 2) 医療機関につないだ（入院、通院）
- 3) 依存症回復施設等につないだ
- 4) 障害や高齢のサービスを受けられるようにした
- 5) その他

$$(\quad)$$

- 6) つなげることが出来なかった

()

②支援実行のキーパーソンは誰でしたか？（複数回答可）

- 1) KSSW
- 2) 弁護士
- 3) 家族
- 4) 関係機関の職員等
- 5) その他

③支援実施の期間の目安はどのくらいでしたか？以下の設問に回答してください

- 1) 短期：判決直後から約 1 週間
- 2) 中期：2～6 カ月
- 3) 長期：年単位（実刑後も入る）
- 4) 最終終結時期：

④支援を実施する際に苦勞した点があれば記載してください

- 1) 繋ぎ先の選定
- 2) 弁護人や繋ぎ先の人間関係
- 3) 本人やその家族との関係

- 4) 時間のやりくり
- 5) 費用
- 6) その他 ()

⑤支援を実施する際に上手くいった点を記載してください

- 1) 繋ぎ先の選定
- 2) 弁護人や繋ぎ先の人間関係
- 3) 本人やその家族との関係
- 4) 時間のやりくり
- 5) 費用
- 6) その他 ()

3. 1で「していない」と答えた方へ。」実行していない理由を教えてください（複数回答可）

- 1) 実刑になり、収容中である
- 2) 支援対象者が翻意した
- 3) 繋ぎ先の担当者が変わってしまった、引き継ぎされていなかった
- 4) 更生支援計画書を持ち回っていなかった
- 5) その他 ()

4. 収容中の対象者と手紙のやり取りをしている

- 1) はい → 5, 6へ
- 2) いいえ

5. 5でやり取りをしていると答えた方、継続的にやりとりをしていますか？

- 1) している
- 2) していない

6. 5でやりとりをしていると答えた方、どのようなやりとりをしていますか？

- 1) 他愛のない話
- 2) 人間関係（夫婦、親子、家族、友人、職場、近所、支援者等）
- 3) 職場の問題
- 4) 住まいについて（施設を出たい、引っ越し等）
- 5) その他 ()

*全ての方がお答えください。

7. 支援によって対象者の生活の質が上がったと思いますか？

- 1) 上がった
- 2) 上がっていない
- 3) どちらとも言えない、分からない

8. 支援の結果、再犯防止に寄与したと思いますか？

- 1) 思う
- 2) 思わない
- 3) どちらとも言えない、分からない

アンケートは以上です。ありがとうございました。

Ⅱ 研究報告 刑事司法ソーシャルワーカーの支援と効果

3) 事例を通して考える

【検証内容】

刑事司法ソーシャルワーカーが実際どのような判決後支援をおこなっているかを5人のワーカーに出してもらった。アンケートや座談会で問題点が出されたが、実際の活動が不明であるためである。実際にどのような支援があるか事例を提示することで、判決後支援への理解が進むと考える。

NPO 法人抱樸の奥田理事長にご執筆いただいているが、刑事司法ソーシャルワーカーの活動を検証する。ケースごとに様々な対象者がおり、ケースごとに対応を求められる。特徴的なケースを検証した。

検 証 項 目

- (6) 5年を超える支援
- (7) 飼い猫も支援
- (8) 医療観察法
- (9) 常習窃盗・生活保護
- (10) 社会福祉士である刑事司法ソーシャルワーカーが行う伴走型支援の意義、限界、可能性

3) 事例を通して判決後支援を考える

(1) 5年を超える支援

刑事司法ソーシャルワーカー
久保田 邦子

■プロフィール

- ・診断：覚醒剤精神病・統合失調症・慢性心房細動
- ・犯歴：傷害・窃盗・脅迫未遂・恐喝・詐欺・器物損壊

17歳から覚醒剤を始め、27歳で反社会的勢力団体に離脱届けを提出して、正式に破門状が来るまで約10年間、覚せい剤はいつでも安く、又はただで貰えるような環境にどっぷりと浸かり、数々の違法行為をなんの倫理観もなくこなしてきた挙げ句、自傷・自殺未遂6回を数える命の危機を、刑務所に守られてクリアした。だからこそその離脱届けで、その後は覚せい剤には近づいてはいないが、もうすでに覚醒剤による脳へのダメージはかなり深く食い込んでいいる。ストレスに弱く、不安だらけで、妄想もひどく、破門後も未だに強制力のある組長や親分の声から逃れるために、安全なところに避難をしなければならない。

刑務所はたしかに安全なところではあるが、もともとの設置目的が違う。入退院のタイミングさえ間違わなければ、通院によるこまめな処方薬の見直しや、デイ・ナイトケアの利用、B型の利用等複数の医療や福祉関係支援者に加え、保護司や民生委員など多職種の支援チーム作りが必要である。対人関係の摩擦を防ぐために一人暮らしをすることも考えられるが、生育歴を考えれば、孤独にならないように見守ることが必要な、色々面倒な人である。

4年前の最後の出所後、「新聞報道などもされている『暴れん坊』で、未だにネットから消えることなく晒されており、法人として受けることは出来ない」と、大手の無低入所担当から言われたが、山谷の旅館を飛び込みで交渉し、とりあえずの住処を見つけながら、最終的に某ダルクと某病院のセットで、人間関係に疲れたら休息入院を繰り返し、少し落ち着いて来た。

大きな体なのに蚤の心臓の持ち主だった彼は、ダルクの職員補佐として次第に同僚と共通言語を話すようになり、デイケアへの送り迎えのドライバーとして信頼を受けていくようになってきたと思ったが、多職種の支援者に支えられながら、社会が少し見えるようになってきたのに、つい調子に乗ってトラブル発生ということもあり、現在は他県のダルクへ修行に出されている。出所時から続いている久保田手作りの小遣帳と、デカ文字の近況報告はいまだに続いており、びっくりした事に、便せん2行使って書いていた文字が、今は1行に収まっている。やくざっけが抜けてきた証拠か？

5～6年からの付き合いで、やっとな変化の兆しが見えてきた今日この頃。修行が終われば元のダルクに帰ってくることになっている。当時の更生支援計画の支援目標は、「社会と少し接点を持ちながら、スローライフが楽しめるようにする」と、なっている。目標の緩やかな実現に向けて、本人なりのスローライフの見守り人としての立ち位置を保ち続けている。

3) 事例を通して判決後支援を考える

(2) 飼い猫も支援

刑事司法ソーシャルワーカー
今橋 泰子

判決後支援とは、伴走型支援であると考えている。

伴走＝となりについて走ること

例えば、一般的に障害があるランナーの伴走をする場合は、ランナーが安心して走れるように安全を確保し、周りで何が起きているか状況を説明する。ランナーが走りやすいようにフォームや走路、ペースに気を配る。最後は、目標をもって走れるようなタイム管理を行うことが、伴走者の役割になる。

私たちが、刑事司法ソーシャルワークで支援をする対象者は、何らかの障害を抱えた方、社会での生きづらさを抱えた方が主になる。まさに、障害のあるランナーの伴走をする役割と同じように、社会内の配慮や調整が重要になる。そして伴走型支援とは、厚労省によると「伴走型支援とは、つながり続けることを目指すアプローチ」と定義されている。

まさに判決後支援は、対象者が逮捕勾留されてから釈放され更生し社会復帰するまでつながり続けることを目指している。つながり続けていくことをどのようにアプローチしていくかが、我々刑事司法ソーシャルワーカーに求められるコンピテンシーなのではないだろうか。つながり続けていく形は、それぞれの対象者や刑事司法ソーシャルワーカーによっても千差万別。一つとして同じ支援はない。そこが、この支援の難しさであり、求められる根幹の部分なのであろう。

実際に私が支援している対象者について判決後支援において、対応したいいくつかの処遇困難事例について現在進行中のケースであるが紹介させていただきたい。

ケース1 Mさん トランスジェンダー FtoM 29歳

解離性障害 自閉スペクトラム

判決結果 万引き行為による保護観察付執行猶予4年懲役1年

Mさんは、逮捕拘留された時点で居宅に猫を飼っていた。しばらくの間、弁護人が、居宅に出向き猫の餌とトイレの後始末の世話を善意で担当。起訴され、当初予想していたよりも公判の開始が遅くなり、猫の行き先を考えなければならなくなった。猫は、まだ1歳に満たない子猫のため、飼い主が急にいなくなり、不安感がマックスになっていた。拘留中のMさんは、幼少期より親族からの虐待行為に合い家を出ていた為、猫にかける思いは強く、手放すことを拒否していた。まずは、猫の里親探しから始まった。幸い、同じ司法福祉のメンバーが、里親を引き受けてくれたため預けることができた。判決後支援は、判決当日釈放後から始まった。釈放されたMさんは、拘留のストレスから場面緘黙の症状を現し、言葉を発することができなくなっていた。こちらの話すことは理解するMさんは、ジェスチャーや筆談を交えて伝えてくるため、思いや意思を理解するほかなかった。そのため、受診や生活保護の手続きに同行し状

況をすべて本人に代わり、相手に伝えなければならなかった。

ODやリストカット、自殺企図歴もあるため本来ならば、心身が安定するまで入院が望ましいと誰もが考えることだ。しかし、都内、近県の病院に入院相談をしたが、トランスジェンダーを理由に受け入れてくれる病院は、1件もなかった。これは、拘留中も釈放後も同じだった。精神科治療については、逮捕前に通院していたクリニックで受診再開。訪問看護の毎日週6日派遣も主治医にオーダーした。釈放後、ひと月内でOD1回。リストカット2回。その他、めまい発症による救急搬送など、休む間もなく支援が続く。本人の試し行動などもあり、当方の本人に対する向き合い方も思考錯誤してきたが、距離感を保ちつつ、いけないことは、きっちりと理由を説明し叱る、教えるの繰り返しである。釈放後、間もなく13万円を一気に使い、何に使ったかわからないなど金銭感覚も異常であった。現在は、通帳、カードを預かり少額を5日ごとデビットカードに振り込んでいる。

また、居住先の大家からの契約解除などのため転居先を探し、生活保護のケースワーカーとの打ち合わせや保護観察官との面談調整を、さらに今後の生活基盤について、ケースワーカーや保護観察官、障害者相談専門員とMさんを交えた会議の開催などを行い、新たな居住先を決定した。

Mさんと接するうちに知的障害も疑われてきたため今後、精査も必要になってきた。

少しずつ、つながりができてきたところであるが、本人の特性である自閉スペクトラム症の影響からか、短絡的で自分本位な考え方に終始する。ODやリストカット行為で構築しかけた関係機関・関係者との信頼関係を壊そうとする。それでも見捨てないよという姿勢をみせながら支援に向き合うことは、困難に感じることもあるが、4年の執行猶予の間、Mさんが自分自身を見つけ、自分の足できちんと立つことができるように、支援をつないでいくつもりである。

いつの日か、支援者の遠くからの見守りを感じられることで、Mさんが人生をまっとうに生きつないでいけることを願っている。

3) 事例を通して判決後支援を考える

(3) 医療観察法

刑事司法ソーシャルワーカー
倉重 敦子

1) 事例の概要

医療観察法における入院又は通院処遇申立事件

手続き等の結果：鑑定入院後の審判により不処遇

20代後半女性、ひとり親世帯。2歳児の授乳中、自身の身体から引き離すような状態で子どもの首を絞め子どもが呼吸できない状態となったため、そばにいた女性の叔母が通報。鑑定により甲状腺機能低下症に伴う症状精神病の経過とする診断があり、入院加療を経て不処遇の審判。その後、退院に至った。帰住先は両親宅。子は児童養護施設にて生活している。

2) 入院中及び退院後7か月間の刑事司法SWの支援内容

①退院調整：帰住先を両親の住む家（従前の住まいアパートから徒歩7分）に調整し、そこでの生活に関するイメージトレーニング。入院中3回面談。親子関係調整のため退院前に3回両親と面談。内実母の担当ケアマネージャー同席1回。母は重いパーキンソン病を患っておりしきりに「孫と会いたい、うちで面倒みることができれば」と流涙。父は「何が起こったのかわからない」と話す。両親は娘を「扱いにくかった」と思う一方で家事、通院の送り迎え等生活全般を依存してきた。両親との関係構築に腐心。

②実母をとりまく福祉サービス利用連携（地域包括支援センターCM面談・連絡調整）：従前より母の対応（暴言、怠業あり）に本人が疲弊していることから、再度の介護認定・デイケア、訪問看護利用等の検討依頼。実母の通院先より実母に関する医療情報を本人の同意を得て入手。

③本人のための医療連携（精神科受診同行・マル親・手帳申請・内科通院支援）：精神症状を訴えるものの疾患に対する受容、理解が難しく通院時同行し本人意見の説明支援。病院PSWと連携し訪問看護を検討。ほか、怠業が予想される甲状腺機能低下症治療継続について内科通院支援。

④本人のための生活相談支援：月1-2回の訪問、面談（1時間程度）機会の確保。社会福祉士は本人一人で面談できるよう工夫するが、入れ替わり複数の家族・関係者が同席し意見を述べるため本人の実像把握が難しい側面がある。日記を続けてもらう。

⑤本人のための家計相談支援：

各種給付制度等、社会保障の枠組みで利用できるメニューや行政サービスについて情報提供。アルバイトを開始し労働時間と健康維持の調整を支援。本人、生活保護申請を望まない。

⑥子の福祉のための相談支援：

児童相談所相談員参加のカンファを精神科病院主催で実施。本人及び実母（実父は不参加）が意見を述べやすいよう支援。

3) 考察

医療観察法による手続きを経た人が地域にもどり生活を再開するためには、その背景からよ

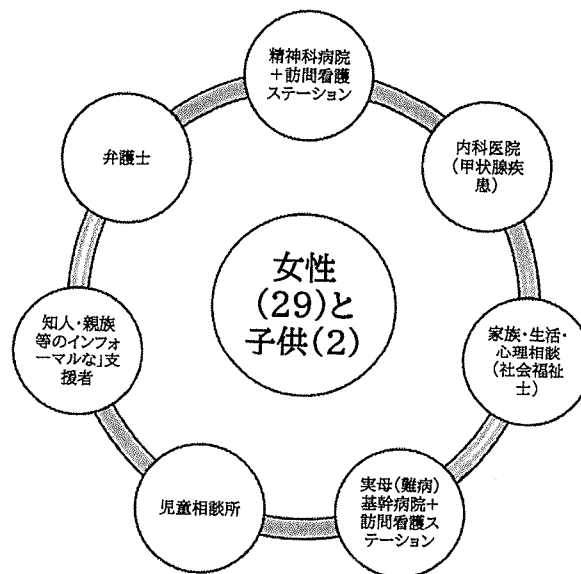
り適切で多面的な支援が必要とされる。支援は大きく二つの視点で検討されるべきで、第一は、本人をとりまく社会・生活環境の調整であり、社会復帰調整官が付かない本事例のようなケースでは刑事司法SWのコーディネートが不可欠と思われる。家族や知人などを含めたプライバシーに介入することを本人が了承し、安心して相談してもらえるように図らなければならない。安定した生活環境の確保は精神症状の軽快に不可欠である。第二は、本人が主体的に精神症状へ対応できる、対応し続ける行動を支援することである。極端な不安や止まることのないストレスに対し、日常生活のなかで本人が向き合っていけるように、専門職が丁寧に伴走すれば比較的心の安定が保たれることが期待できる。心理療法などの相談も有効と思われる。何より本人がいつでも「援助を求める叫び」をあげることでつながりを保ち続けなければならない。声をあげることを躊躇しない仕組みづくりが求められている。

【参考】医療観察制度とは（法務省 HP より）

「医療観察制度」は、心神喪失又は心神耗弱の状態（精神の障害のために善悪の区別がつかないなど、通常の刑事責任を問えない状態のことをいいます。）、殺人、放火等の重大な他害行為を行った人の社会復帰を促進することを目的とした処遇制度です。

平成15年に成立した「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づき、適切な処遇を決定するための審判手続が設けられたほか、入院決定（医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定）を受けた人については、厚生労働省所管の指定入院医療機関による専門的な医療が提供され、その間、保護観察所は、その人について、退院後の生活環境の調整を行います。

また、通院決定（入院によらない医療を受けさせる旨の決定）を受けた人及び退院を許可された人については、原則として3年間、厚生労働省所管の指定通院医療機関による医療が提供されるほか、保護観察所による精神保健観察に付され、必要な医療と援助の確保が図られます。



3) 事例を通して判決後支援を考える

(4) 常習窃盗・生活保護

司法福祉ソーシャルワーカー

撫養 知恵子

判決 執行猶予 4年 常習窃盗 50代 男性独居A区在住 生活保護

具体的な判決後支援

今回の判決後支援の目標は、再犯の恐れがあるため、独居生活ではなく、本人の施設等への入所であった。

執行猶予になったためすぐに保護観察所へ同行

東京拘置所に戻り、私物を受け取り、A区の福祉事務所へ同行。生活保護の再申請を行い、その後自宅へ同行。食品買い出しを行った。施設が決まるまでは入院してもらう。入院先を決めておく。(精神科)入院までも再犯の恐れが高いため自宅訪問、金銭管理、買い物同行。診察同行。その場で入院となる。

生活保護ワーカーとのやりとりでは、自宅へ戻らないならば自宅を処分する相談することになった。

自宅内に両親のお骨があったため葬祭業者へ納骨してもらい分割支払いの手配。自宅内壁紙貼り換え、便器、浴槽交換の為、管理会社から17万円の請求が有り分割払いの相談をする。

知的障害が疑われるため、愛の手帳を取得し、生活の場として障害者施設等への入所を考える。知的障害の判定の為、本人に心身障害者センターまで来てもらうために介護タクシーを利用することになり、入院先の看護師が同行してくれるよう病院の相談員と調整。介護タクシー代を生活保護ワーカーに請求する手配。施設入所に関してA区の保健師と相談。(そのことをワーカーが早くから提案してくれず、こちらで施設を探していたが、保健師に相談するとスムーズに進んだ。)保健師が施設を決めてくれ、保健師、施設の職員が入院先へ面談に行ってくれ来年入所予定となる。

本人は、入院も不本意であったであろうが、いたって素直な人物で大人しく従ってくれた。その点は、とても助かった。施設入所に関しても、自宅へ帰りたいのが本心だと思うが、自宅内の品を処分するという同意を生活保護ワーカーがとっている。

今回の犯罪の問題点。

本人の特性、知的能力、生活状況から起こるべくして起きた犯罪だと感じている。今回、私が行った支援は、判決後支援であるが、全てが犯罪発生前に行われていたのなら、起きなかったのではないかな。つまり、福祉の支援が追い付いていない人が再犯をしてしまう。今回も数か月前に窃盗で逮捕され、罰金刑で解決しているが、その時点で福祉の支援がはいっていたなら再犯は、なかったのではないかな。

本人の特性、生活状況。

中学卒業後から引きこもり傾向の生活をしており、社会で生きて行く能力がないまま家族が亡くなり一人になってしまい、家賃が払えなくなって生活保護につながる。金銭管理ができない→電気代が払えない→電気代の払い方がわからない→電気代を貯めることが出来ない→電気が止まる。ガス、水道に関しても同じ状態であった。

入浴、トイレ、洗濯ができなくてもなんとも思わない。少なくとも1年以上は、この生活をしているはずである。

トイレは公園で済ませ、何度かお金がないと福祉事務所を訪ねていた。
結局、支援はなくお金がなくなれば、最低限必要な食べる物は、盗るしかなかった。

このような住居の状態を知ったのは、もちろん判決後であるが事件前に福祉の支援が入っていれば、本人にとってもう少し自分らしい生活が送れたのではないかと考えさせられる事件であった。

3) 事例を通して判決後支援を考える

(5) 社会福祉士である刑事司法ソーシャルワーカーが行う 伴走型支援の意義、限界、可能性

刑事司法ソーシャルワーカー
藤田知美

1 刑事司法ソーシャルワーカーが行う伴走型支援

伴走型支援については様々な分野において様々な定義が見られるが、重層的支援体制整備事業の文脈で刑事司法ソーシャルワーカー活動における伴走型支援を説明すると、「支援への拒否があったり、本人が支援の必要性を認識していない」⁽¹⁾「制度の狭間、複雑・複合ケース」⁽²⁾への対応であって、課題を「解決」よりも「緩和」しながら、「本人との信頼関係を築きつつ、粘り強く関わり、寄り添い続ける」⁽³⁾ことであるといえる。

2 刑事司法ソーシャルワーカーが伴走型支援を行う意義

(1) 対象者のニーズに対応する支援

伴走型支援は専門職のみが行うものではないが、こと刑事司法分野に関しては、福祉専門職ですら対象者への関わりをためらうことがままある。また、制度に基づく関係が終了した後にも形を変えながら関係を持ち続けることが難しく、関係を持ち続けることが禁止される場合すらある。専門職の伴走型支援は支援関係が固定化され制限されるため、むしろ地域住民等の身近な人が担うことが望ましいが、その実現には対象者自身が地域に受け入れられていくための長い時間と多くのプロセスを要する。東京社会福祉士会における刑事司法ソーシャルワーカーの制度は、予算や組織に裏打ちされた公的制度ではないことから制度を維持するための基盤は脆弱かつ属人的であるが、伴走型支援も含め対象者のニーズに応じた支援を専門職が実施できるという利点がある。

(2) 対象者が人間という存在に対する信頼感を再構築するための支援

刑事司法ソーシャルワーク活動の対象者は、自分自身や身近な人に対して強い不信感を抱いていることが多い。刑事司法ソーシャルワーカーには、対象者が人間という存在に対する信頼感を再構築するための支援が求められており、伴走型支援で提供していく支援と重なる部分が多い。特に、身柄拘束されている対象者が、警察署等の面会室で「釈放されたら一緒に行動しましょう」と言われても、「この人は社会に出た自分に本当に会いに来るのだろうか、自分のために動く人だろうか」と疑念を持つことは当然である。私自身、活動の中で、この部分を対象者から観察されているとたびたび感じる。刑事司法ソーシャルワーカー自身が対象者の信頼を少しずつ得ていくことで、他者や世の中に対する対象者の捉え方も少しずつ変わると感じる。

(3) 対象者の直接支援を行う支援者への支援

サービス調整の入口部分に目を向けると、対象者は「警察沙汰になった人」というラベルによって、支援者にも恐れをもって迎えられることが多い。このような場合、刑事司法ソーシャルワーカーは、対象者の伴走支援だけではなく、対象者の直接の支援者の伴走支援をも行う必要がある。私たちが支援者の不安や要望に応えることで、対象者に対する支援者の拒否感を軽減し、ひいては本人が暮らしやすい生活環境づくりに寄与できる。

3 伴走型支援の限界と可能性

対象者や直接支援を行う支援者に対して伴走型支援を提供することで、対象者を取り巻く問題全てが解決するわけではない。他者や世の中に対する対象者の捉え方が少しずつ変わっていったとしても、犯罪行為は本人特有の不適切な問題解決方法であるため、再犯防止には別の働き掛けが必要であり、また長い時間をかけて身に付けてきた方法であればあるほど、改善には長い時間を要する。

再犯があれば、対象者だけでなく支援者も落ち込んで無力感を感じ、自然と従来の支援を振り返ることとなる。ここで、「自分は役に立たない」と身を引くのではなく、対象者と共に来し方を振り返り、次はどのようなやり方に変えるかを考えることが望ましい。このことは、過去に犯罪や非行で他者の気を引いては「やはり自分は見捨てられる存在だ」という考えを強化してきた対象者にとって、「自分の悪い行いにも態度を変えない人がある」という新たな発見となり、上記2(2)の再構築を助ける材料ともなり得ると考える。

【引用文献】

1), 2), 3)『重層的支援体制整備事業を検討することになった人に向けたガイドブック 重層的支援体制整備事業を始めてみたけどなんだかうまくいかない人に向けたガイドブック』三菱UFJリサーチ&コンサルティング、令和4年度厚生労働省生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(社会福祉推進事業)「重層的支援体制整備事業における多機関協働事業の実施状況に関する実態把握及び効果的な実施方法に関する調査研究事業」、令和5年3月、p.6

Ⅱ 研究報告 刑事司法ソーシャルワーカーの支援と効果

4) 更生支援計画書と判決後支援への期待

【検証内容】

2013(平成25)年に東京三弁護士会障害者等刑事問題検討協議会の数人の弁護士より「更生支援計画書」を、福祉的視点で作って欲しいとお声かけをいただいてから10年が過ぎた。この間、弁護士会と協働し、少しずつ発展してきたと考えている。さらに、先の「本研究のねらい」にも記したが、法務省矯正局、保護局での「更生支援計画書」の取り扱いも進んできた。いずれも判決後支援を見据えている。

現状での更生支援計画書と判決後支援への期待とご意見を出していただいた。いずれも今後の課題にもつながっていくと考える。

検 証 項 目

- (1) 更生支援計画書と判決後支援への期待1
- (2) 更生支援計画書と判決後支援への期待2
- (3) 法務省における更生支援計画書の活用に関する概要

4) 更生支援計画書と判決後支援への期待

更生支援計画書と判決後支援への期待 1

第一東京弁護士会 弁護士
橘 真理夫

1 はじめに

更生支援計画書とは、障害を有し、福祉的な支援を必要とする被疑者・被告人のために、その障害特性や病状を踏まえて、同じ行為を繰り返さないために必要な支援について記載された計画書です（他にもいろいろな定義があります）。

通常、更生支援計画書は、社会福祉士や精神保健福祉士等（以下、「社会福祉士等」といいます。）といった福祉専門職の先生方によって作成され、被疑者・被告人（同じ人でも、起訴前には「被疑者」、起訴後に「被告人」と呼ばれます）の成育歴、病歴等、帰住調整の内容、キーパーソン等の情報が具体的に記載されています。

これにより、被疑者・被告人の生きづらさを取り除き、円滑な社会復帰を可能にして、再犯防止に役立てようというものです。

更生支援計画書は、もともと司法機関による障害者や障害が疑われる人の検挙時に、有利な刑事処分を目指して弁護士から福祉専門職に作成を依頼されるものでした。東京では、不起訴の場合においても、東京地方検察庁の社会復帰支援室の指摘を受けて計画書作成に着手する例もあります。

しかし、お読みになってわかる通り、更生支援計画書は、本来は被疑者・被告人が、処分・判決後に社会に戻る際に生かされる内容ですから、これを刑事施設や保護観察所に引継ぎ、社会復帰に生かされなくては意味がありません。

そこで、今年から、判決後・処分後に、刑事裁判で証拠提出された更生支援計画書を

ア 判決で実刑になった場合には刑事施設

イ 判決で保護観察処分となった場合には保護観察所

に引き継ぐという活用策が全国展開されることになりました。

私が弁護士として携わった事件でも、もちろん、更生支援計画書が作成されるケースが多く存在致します。

その経験に基づきますと、計画書の作成自体が、被疑者・被告人に対して社会復帰への意欲を促し、実際の再犯率を低下させる効果に寄与していると考えられます。病識が不足していた被疑者・被告人が福祉や医療の専門家と接することで、自らの障害に気づき、また、社会復帰後のサポート体制の存在を知ること、安心感を得ている様子がうかがえます。これが社会復帰の動機づけを高め、再犯防止に大きく貢献していると思われます。

福祉専門職の職能団体である社会福祉士会や精神保健福祉士協会では、専門性の向上を目的とした幅広い研修を行い、また重大な案件では、経験豊富な専門家が後進の指導に当たりなが

ら計画書の作成を行い、実務における教育（OJT）を通じてスキルの向上に努めています。

また、今年に入ってから、更生支援計画書の作成段階と、社会復帰時にその計画書の内容の実行を保障するシステムの両方において、顕著な改善が見られました。

そのため、再犯防止のための施策の改善に大きく寄与するものと、弁護人として期待を寄せております。

以下、具体的にその内容を述べさせていただきます。

2 更生支援計画書作成段階の改善について

（1）更生支援計画書の作成作業環境の改善

更生支援計画書は、被疑者・被告人が拘置所などの刑事施設内に収容されている間に作成されることが多くあります。

福祉専門職の先生方は、刑事施設に一般面会として入り被疑者・被告人と面談をしていました。ご存じの通り、一般面会の場合には、一日1回までという回数制限があり、また、面会時間も限られておりました。また、説明資料や検査具の差し入れも大変で、更生支援計画書作成にあたって大きなハードルとなっていました。

しかし、本年3月、法務省矯正局長より「刑事施設における更生支援計画書の活用について」（通知）が発出されました（令和5年3月28日付、以下、「令和5年矯正局長通知」といいます）。

これは実務改善に積極的に踏み込んだ内容を含んでおり、私の想像を超えるものであると感じております。

具体的な内容としては、刑事施設の長が裁量をもって行う社会福祉士や精神保健福祉士等による作成段階の便宜供与（例えば、回数制限の撤廃、面会時間の延長、必要書類の差し入れの配慮）や更生支援計画書の全国の刑事施設への引継ぎ手順の具体化が定められております。

これらの通知内容が刑事施設で実施されれば、更生支援計画書作成段階での障害が大幅に解消され、作業の効率化と内容の充実につながるものと考えております。

（2）更生支援計画書作成に係る金銭的援助の拡充

更生支援計画書の作成は、障害が疑われる被疑者や被告人にとって非常に重要ですが、現在では国選弁護制度のような国からの費用援助は設けられておりません。

代わりに、弁護士会からの費用援助が行われており、昨年までは一部の弁護士会でそのような制度が存在していました。

今年度からは、日本弁護士連合会より費用補助が開始され、全国的に援助が行えるようになりました。この制度では、弁護人の所属する弁護士会を通じて、弁護人が社会福祉士等に支払う報酬を援助するという内容です。

この援助により、更生支援計画書の作成に際し、どの地域でも、最大で15万円の支援を受けることができるようになりました。

なお、第一東京弁護士会では、「必要な支援を必要な場所に」という方針のもと、日本弁護士

連合会の支援に加えて、適用される費用項目の拡大や金額の増額等の上乗せ援助を実施しております。

これにより、福祉専門職の先生方が十分な活動ができるよう援助制度が拡充されています、例えば、裁判員裁判対象事件では、費用援助の上限が原則として30万円（弁護士会が必要と認めた場合にはそれ以上の金額であっても可能です）に引き上げられています。

その結果、更生支援計画書の作成に当たる福祉専門職の先生方は、金銭的な心配をせずに必要な面会や調査を行えるようになっていないのでしょうか。

3 更生支援計画書の実行段階の改善について

最初に申し上げました通り、更生支援計画書は、刑罰や判決後の社会復帰の過程で積極的に活用されるべき文書ですから、その内容を実行しなければ意味がありません。

ただ、元被疑者・被告人の社会復帰後のサポートについては、多くの場合、元弁護人や更生支援計画書作成に係った福祉専門職の先生方による手弁当で行われていました。

つまり、元弁護人の弁護士や社会福祉士等の先生方による多大な負担で成り立っているのが現状です。

実際のところ、社会復帰を目指す元被疑者・被告人の方々には、法律関係者の知識よりも、福祉専門職の先生方による専門的な知見が活かされる場面が多いです。

このため、一部の福祉専門職の職能団体では、更生支援計画書の作成時の報酬の一部を積立て、その方々のサポートを行う仕組みを持つ団体もあるようです。

私自身も、元被告人の社会復帰に際し、社会福祉士の方々の支援を受けた経験がありますが、その福祉専門職の先生方の専門性なしには、支援は成立しないと考えられます。

また、重大犯罪となり長期間の受刑が伴う場合には、出所の時点で元々の更生支援計画書の内容（病状、支援者の状態・変更等）が大きく変わってしまっていて、実情に合わなくなっていることもあります。

そのため、これらの問題に対処する必要があります。

それらの課題に対し、本年度には以下のような大きな動向があり、その効果が期待されております。

（1）刑事施設による更生支援計画書の内容のアップデート

前述の令和5年矯正局長通知では、「関係連絡先一覧に記載のある関係福祉機関等については、計画書等が作成された時点から年数が経過することにより、その状況等に変化が生じ得ることを踏まえ、処遇施設においては、当該受刑者の同意を得た上で、関係福祉機関等とできるだけ早い段階での接触、定期的な接触に努めること。」（同通知第3項（3）イ）と記載されています。

これは一見当たりまえのように見えますが、私は素晴らしいことだと思います。

実は、刑事裁判において、長期受刑が見込まれる被告人については、更生支援計画書の存在が重視されていません。

裁判所においても、一般に「どうせ出所する頃にはすべてが変わっているから」という理由

で、更生支援計画書の実効性が低いと考えられているからです。

そのため、長期実刑が見込まれる重大事件については、弁護人も更生支援計画書の作成を躊躇してしまいます（せっかくお金をかけて計画書を作成しても、裁判所から冷たい反応をされて、弁護士会からの費用援助の審査で落ちたらどうしよう、と考えてしまうわけです）。

当初、弁護士会でもそのような考え方が主流だったと思います。

でも、現在は、それが大間違いであったと気づいています。

実際に弁護をしてみると、長期受刑が見込まれる被告人こそ、深刻な障害を背負っていることが多く、社会復帰の場面では、多方面（福祉、医療、弁護人等）からの支援が必要になるものです。

つまり、本来であれば、長期受刑が見込まれる程の被告人については、障害の内容を明らかにして、しっかりとした更生支援計画書の作成が必要であることになります。

上記の記載（同通知第3項（3）イ）は、このような長期受刑者についても、更生支援計画書の実効性を確保するために、コンタクト先をアップデートすることは、大変に重要な内容であり、素晴らしいことだと思いました。関係福祉機関との早期及び定期的な接触を促しております。これは非常に重要な進展であり、私はその取り組みを高く評価しております。

（2）日本弁護士連合会による処分後・判決後支援

本年度から、日本弁護士連合会による処分後・判決後支援も始まりました。

具体的には、更生支援計画書作成に係る援助について、弁護人等就任中のみならず、（不起訴や執行猶予判決が言い渡されて）弁護人等がその地位を失ってから一年以内の活動にも援助の範囲が広がりました。

そのため、不起訴や執行猶予判決が言い渡された場合にも、その事件の弁護人であった弁護士は、引き続き、元被疑者・被告人の社会復帰に携わることが容易になりました。

したがって、短い身柄拘束の後に不起訴釈放になった場合など、釈放後に更生支援計画書の作成する等の仕事についても費用援助の対象となります。

実際に弁護をしていると、留置場と社会を微罪で何度も往復する被疑者・被告人も結構多く、その多くが何らかの障害や精神疾患が疑われています。そして、その往復を繰り返す度に、だんだん言い渡される刑が重くなるという悪循環が起こります。

上記の援助の範囲の拡大は、それらの悪循環を止めるために、有効な手段になり得ると考えております。

（3）「寄り添い弁護士」について

元被疑者・被告人の方々が、社会復帰する際には、さまざまな問題が生じます。

それは、精神疾患等以外にも、帰住地探し、就業先探し、多重債務、離婚等の家族関係のトラブル等、さまざまな困難が伴います。

これまでは、市町村の職員や社会福祉士等の福祉専門職の先生方が、それらの問題の解決を担ってきました。

ただ、多重債務や法律上のトラブルは、その性質上、弁護士が関与せざるを得ません。

現実的な話としては、元被疑者・被告人は、いわゆる社会的弱者であることも多く、その社

会復帰直後は、多くの法律問題が発生していることが多いのが現状です。そのため、その問題に対処するためには、元被疑者・被告人をよく知る元弁護人が関与することが最も効果的であると考えます。

そこで、法律的な支援を必要とする人々の身近な存在として、サポートを提供する弁護士が必要になります。

現状では、愛知県弁護士会、兵庫県弁護士会、札幌弁護士会、第二東京弁護士会には、それぞれ「寄り添い弁護士」という制度があります。

これらの制度は、地域によって環境が異なるため、それぞれの地域の特性を生かした形で制度が成り立っています。

第一東京弁護士会でも、今後一年以内に「寄り添い弁護士」制度の立ち上げる予定で、現在詳細を詰めているところです。

第一東京弁護士会の「寄り添い弁護士」は、福祉専門職の先生方の専門的知見が不可欠と考えているため、福祉専門職の先生方と共同で、元被疑者・被告人の社会復帰や法的問題の解決するという方向で導入予定です。

その際、当会会員（弁護士）の報酬と共に、一緒に活動して頂ける福祉専門職の先生方の報酬や費用の援助もできるような制度を設計中です。

このような制度を通じて、更生支援計画の実行をより強く担保できるのではないかと考えております。

4 最後に

今年度も、上述のように、各部門において、更生支援計画の作成段階、実施段階についての具体的な進展があったことは間違いありません。

これらの事実、被疑者・被告人の援助に係る関係者の協調を促進し、社会復帰と再犯防止という大切な目標に一層近づける機会を提供するでしょう。

ですから、私は、今後も、先に述べた多方面からの地道な努力を継続することによって、更生支援計画書と判決後支援の成果が現れるものと期待しています。

以上

本稿は、執筆者自身の個人的な見解であり、執筆者が所属する団体の公式見解ではありません。

4) 更生支援計画書と判決後支援への期待

更生支援計画書と判決後支援への期待 2

第二東京弁護士会 弁護士

高野倉 勇樹

1 旧来の情状弁護

犯罪となるような行為をしたこと自体は認め、主として刑の軽重について主張する弁護活動のことを「情状弁護」という¹。

かつて、情状弁護の定番といえば、以下のようなものであった。まず、捜査段階では、取調べにおいて自白させ、「反省」の態度を見せる。公判になれば、家族を情状証人として法廷に呼び「監督します。」と証言させる。被告人質問では、質問という体裁で「とんでもないことをしたと分かっているのかね」などと説教をし、さらに、「反省しているね」、「もう、二度とやらないね」といった質問を重ねて、被告人に「はい」と言わせる。最終弁論では、「若年」、「反省している」、「前科がない」など被告人にとって伝統的に有利とされてきた事実を羅列する。それらがなぜ刑を軽くするのかについては特段述べない。そして最後は、「寛大な判決を賜りたい。」で締めくくる。かつての弁護人は、これらが記載された書面を平板に読み上げていた。

2 刑の定め方と情状弁護の変化

裁判所は、以下のような思考枠組みによって刑の量定（量刑）を行っている²。まず、犯行それ自体にかかわる事実（犯情事実）から量刑の大枠を決定する。この際、その犯行を特徴付ける要素から、どの社会的類型に属するのか、その類型の基本的な重さ（重く処罰すべき類型か否か）を検討して、大まかな刑の幅を決める。そして、その事案での個別の犯情事実を検討し、刑の重さを決めていく。その上で、犯情ではない事情すなわち一般情状を調整要素として考慮し、最終的な刑を定める。例えば、殺人罪（刑法199条）の法定刑法は、死刑から執行猶予付きの懲役刑³まで幅広い。そこで、まず、事件を特徴付ける事項からどの社会的類型に属する事件なのかを検討する。介護疲れを原因とする殺人は「介護殺」と言われる社会的類型である。この類型は、殺人の中でも軽い部類に属するとされ、執行猶予付きの判決も多い。そうした刑の傾向⁴を踏まえて刑の大枠を決めた上で、行為の危険性や動機など犯情事実を検討する。そしてさらに、再犯可能性などの一般情状を考慮して、最終的な刑を

¹ 行為責任を量刑の基本とする実務に対応した弁護活動を志向する立場から、「情状弁護」という用語は一般情状を弁護活動の中心に据えているかのような誤解を生むとして、「量刑弁護」という用語も提唱されている（岡慎一・神山啓史『刑事弁護の基礎知識（第2版）』175頁）。

² 「裁判員裁判における量刑評議の在り方について」（司法研修所編『司法研究報告書』第63輯第3号）6頁。社会的類型の考慮については、同18頁。

³ 令和4年刑法改正により「拘禁刑」となった。令和7年6月17日までに施行される。

⁴ 刑の傾向を把握するために、量刑分布が利用される。これは、裁判員裁判において利用されるものであり、一般には公開されていない。弁護士も自由に利用できるわけではなく、裁判員裁判を担当している場合に限り、裁判所の専用端末から利用する。

決定する。

このようなプロセスを経て量刑を判断するという手法が、裁判員裁判を通じて明確に意識されるようになった。それは、裁判員裁判ではない裁判（「裁判官裁判」といわれることもある。）でも同様である。こうした変化に応じて、刑事弁護人も、裁判官・裁判員を説得するための論理を明確にしようと試みるようになった。例えば、情状に関する事実を羅列するのではなく、「この事実をこのように考慮すれば、このような刑が相当だ」という理論を整理して提供したり、一見すれば一般情状と捉えられるような事情を犯情に「格上げ」して主張したりする弁護が行われるようになった。

このような情状弁護の変化は、更生支援計画（書）を活用した弁護が受け入れられる下地になったように思われる。

3 「作る情状」としての更生支援計画

被告人にとって有利な情状は、時的観点から2つに分けられる。探す情状と作る情状である。

「探す情状」は、問題となる行為がされた当時（又はその直後）に既に存在した、被告人にとって有利な事情である。例えば、窃盗をしたという被告人の場合、生活に困窮して盗んだのか、職業的に窃盗をしていたのか、といった事情である。

他方、「作る情状」は、ことが起こった後に被告人が行った「良いこと」である。被害弁償をしたことが典型である。謝罪や反省も、「作る情状」の一種といえる。

更生支援計画（書）は、上記したような刑事弁護変革の時代に現れた、強力な「作る情状」である。更生支援計画は、どのような原因ないし素因から犯罪をしてしまったのか、今後は何をすべきなのか、どのような助けが必要なのか、本人もそれを受け入れてやっていくことができるのか、誰がどんなサポートをするのかという、主として再犯防止という観点から情状として主張すべきことが凝縮されている。更生支援計画は、これまで平板に語られがちであった「監督」の内容を具体化し、計画実施の主体を依頼者自身と位置づけることで「反省」という言葉に実質を与えるものである。

さらには、更生支援計画は、情状弁護のケース・セオリー⁵を確立するにあたっての参考にもなると思われる。上述のとおり、一般情状が刑を定める際の調整要素として位置づけられてしまったので、これが軽視されがちとなった。そこで、一見すると一般情状と思われるような事実を、実は犯情であるとか、犯情に準じる事情であるとして、調整要素に留まらないと主張する弁護がよく行われている。更生支援計画を作成する過程で浮き彫りになる、事件に至る経緯などの背景事情に、そうした主張をするためのヒントが隠されていることがよくある。

更生支援計画が情状弁護、特に障害のある被疑者・被告人の情状弁護を語る上でしばしば言及されるメジャーなものとなった⁶のは、こうした背景もあると思われる。現在、第二東京

⁵ ケース・セオリーとは、「弁護人が求める結論が正しいことを示す論理的で法律に適った説明」であり、かつ「その説明が常識に合致しているだけでなく一貫している説明」である（後藤貞人編『否認事件の弁護（上）』12頁）。

⁶ 多くの若手刑事弁護人が参照する『刑事弁護 Beginners』（現代人文社）においても触れられているし、一般社団法人東京 TS ネット編『更生支援計画をつくる』（現代人文社）というその名もズバリという書籍も出版されている。弁護士会内の各種研修（特に障害がある人の刑事弁護に関する

弁護士会では、東京社会福祉士会と連携して、更生支援計画書の作成を主眼とした福祉職を紹介する制度と、その費用助成制度が実施され、広く利用されている。さらには、障害がある方の刑事弁護について特別の加算金を刑事弁護人に支給する制度もある。更生支援計画書を活用しやすい分野での弁護活動を支援する体制が拡充されつつある。

4 量刑か、生きづらさの解消か、あるいはその両方か。

こうした制度の活用によって、福祉職と連携して弁護活動を行う刑事弁護人が増えると、両者の考え方の違いを両者が実感する機会も増えたように思われる。すなわち、刑事弁護人は、あくまで依頼者（被疑者・被告人）の「利益」のために活動するが、ここにいう「利益」とは、基本的に、早期釈放、不起訴処分、そして、より軽い刑（執行猶予を含む。）である⁷。刑事弁護人は、そうした「利益」を実現するための証拠として更生支援計画書を用いる。語弊を恐れず言えば、更生支援計画書を証拠として、より軽い刑を得られれば「成功」であり、得られなければ「失敗」である。刑事処分又は刑事裁判の結果が、刑事弁護人にとっては、依頼者の利益の全てである。

他方、福祉職は、刑の軽重という裁判の結果を第一の目的とするわけではない。刑事手続はその人の人生の中の一ページにすぎず、その後も人生は続くのであり、何もしないままでは「生きづらさ」もまた続くのだから、それをなんとか解消又は緩和することを目指す。刑事手続の結果は、福祉職にとって、依頼者の利益の一部でしかない。

突き詰めれば、両者の考える「利益」が対立する場面もあり得ることは、認めざるを得ないところではあろう。しかし、刑事弁護人が刑の軽重を第一に考えつつも、刑事手続「後」に具体的につながる更生支援計画書を利用した弁護活動することは可能であり、実際には、そうした弁護活動が可能である場面の方が多いと思われる。

5 更生支援計画書の引継

上述のとおり、更生支援計画は、刑事手続のためだけに作成されるものではない。刑事手続が終わった後にこそ重要である。だからこそ、実刑判決を受けた被告人に関し、刑事裁判に際して作成された更生支援計画書が刑務所等の刑事施設に引き継がれる制度が確立された意義は極めて大きい。引継が行われることにより、実刑判決となった場合でも更生支援計画書がより意味あるものとなり得るからである。引継がされるのであれば、たとえ実刑判決とする場合であっても更生支援計画の存在を情状として考慮すべきだという主張が、弁護人としてはしやすくなった。弁護人が更生支援計画書を利用しようとする場面が増加した結果、より多くの依頼者が更生支援計画に基づいた援助を受けることができ、より多くの依頼者が生きづらさを解消するきっかけを得られるようになったと思われる。

研修）では必ず触れられるトピックでもある。

⁷ 例えば、被疑者・被告人の改善・更生に主眼を置くなら、余罪も洗いざらい告白すべきという考え方もあり得る。しかし、余罪の存在は、より重い刑を導く。改善・更生という、一見、弁護人からも福祉職からも支持されそうな「利益」であっても、対立があり得る。このことから、改善・更生は弁護の目的ではなく、弁護人は「刑事手続における権利の擁護に徹する」べきとする見解もある（前掲・岡174頁）。

6 寄り添い弁護士制度

更生支援計画が広がり、更生支援計画書の引継も広がるにつれ、判決後や服役後の支援に弁護士がかかわる場面も増えてきた。しかし、元・弁護人に過ぎない弁護士がその支援にかかわる場合、これに必要な費用と弁護士報酬は、弁護士自身が確保又は負担しなければならない。依頼者に資力があって費用や報酬を支払ってくれる場合は希である。頼るべき家族がないことも希ではないし、そもそも、家族に頼ることは（ある程度一般化しているとしても）あるべき方法とはいえない。

それでもなお支援に携わろうとする弁護士を援助するため、「寄り添い弁護士」制度を創設する弁護士会も存在する。第二東京弁護士会もその一つである。ただし、この制度によって十分な費用と報酬が確保されるわけではない。基本的には、ボランティア、悪い言い方をすれば、善意とやる気の搾取であって、およそ持続可能な体制とはなっていない。仕事として寄り添い弁護士を行うという環境は、残念ながら調ってはいない。こうした弁護士の活動にかかる費用と報酬は、本来であれば国費で賄われるべきである。苦しんでいる者の支援を苦しみながら行うという現状は、変えていかなければならない。なお、こうした状況は、福祉職の側も変わらない。更生支援計画書の作成費用はもちろん、それを実施していく過程で役所等に行き交う際の日当や交通費など、多くの費用が、低廉な金額あるいは福祉職の自己負担（無償）によって行われている。ある人が生きづらさを解消して更生することは、国民たるその人のみならず、社会・国民全体の利益（公益）のほうである。公益に資する活動が、私人である弁護士や福祉職の犠牲によって成り立っている現状は、変えなければならない。公的な制度として確立され、専門職に相応の対価が支払われることで初めて、持続可能で有意な制度となる。

7 今後のあるべき更生支援計画書の姿とその周辺

神ならぬ人間がよりよい結論を得ようとした場合に取り得る唯一の方法は、より多くの視点から検討を加えて議論することである。更生支援計画書の作成を中心とした刑事弁護人と福祉職との連携は、そうしたより多くの視点を展開するものであって、刑事手続としても、本人の人生にとっても、大きな意義を有する。この制度が、依頼者の生きづらさを改善する一助となることは間違いない。この制度が社会的に認知され、支持されれば、上述した弁護士や福祉職の手弁当という持続不可能な状況も改善されると思われる。そのためには、生きづらさの改善による再犯率の低下といった副次的な効果を強調せざるを得ない場面もあるかもしれない。その場合でも、連携制度によって双方の目的意識が共有されていれば、ぶれない支援が可能であろう。

4) 更生支援計画書と判決後支援への期待

法務省における更生支援計画書の活用に関する概要

法務省矯正局成人矯正課処遇第二係
法務省保護局観察課生活環境調整係

1 はじめに

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第7条に基づき令和5年3月17日に閣議決定された第二次再犯防止推進計画において、法務省は、社会情勢や犯罪動向の変化も考慮した上で、犯罪をした者等の特性や再犯リスク等を踏まえた適切な処遇方針を策定するため、更生支援計画書等の公的機関や民間団体等が保有する処遇に資する情報を活用した多角的な視点によるアセスメントを行うことも含め、アセスメント機能の強化を図るとともに、アセスメント内容の他機関への適切な引継ぎを行うこととされました。

このような、更生支援計画書（以下「計画書」という。）等の再犯の防止等に関する活動を行う民間団体等が保有する処遇に資する情報の活用の推進は、第一次再犯防止推進計画から引き続くもので、刑事施設及び保護観察所では、社会復帰支援等の実施における計画書の有用性や方策を検討するため、試行庁において、平成30年から計画書の活用に関する試行を続けてきたところです。

計画書は、主に裁判上の資料とする目的で、社会福祉士等が弁護士からの依頼を受けて作成する、被疑者又は被告人に必要な福祉的支援策等について取りまとめた書面ですが、障害等を有する者に対する福祉的支援の必要性や具体的な支援方策が記載されているなど、刑事施設においては受刑者の処遇調査や社会復帰支援を実施する上で、また、更生保護官署においては仮釈放審理や保護観察等を行う上で有益な資料となり得るものといえます。

法務省では、令和5年から、試行結果を踏まえて、対象を全国の刑事施設及び保護観察所に拡大する通知を発出し、本格実施することとしました。本稿においては、この通知による計画書の活用に関する概要を、刑事施設と更生保護官署とに分けて紹介します。

2 刑事施設における活用

(1) 試行について

刑事施設における試行では、対象となる受刑者を、第一審が東京地方裁判所及び大阪地方裁判所の管轄裁判所であったものとし、計画書を受領する施設も東京拘置所等に限定し、受刑者に対する社会復帰支援等の実施における計画書の活用方策やその有用性を検討したところです。

刑事施設が計画書を受領したものの、当該受刑者が刑事施設内では当初と異なる帰宅先を希望したり、入口支援を前提として支援を考えていた福祉機関等も受刑後の出口支援については受入体制について事情の変更が生じたりと、必ずしも、計画書記載のとおり支援が行われないことも多いところですが、試行を通じ、本人の申告だけでは知ることができないこれまでの生育歴や精神科受診歴、これまで本人が受けてきた福祉的支援の内容などを知ることが、処遇調査において非常に有意義なものであり、刑事施設における福祉的支援を考える際の具体的な足掛かりとなるものでした。また、特別調整の対象者の選定に

においても有用であり、地域生活定着支援センターへ情報提供することにより、特別調整も円滑に行えることも期待できるところです。

こうした試行結果を踏まえ、法務省矯正局からは、令和5年3月28日付けで矯正局長通知「刑事施設における更生支援計画書の活用について」（以下「矯正局通知」という。）が全国の刑事施設宛てに発出されました。

（2）矯正局通知について

矯正局通知においては、対象受刑者及び計画書を受領する刑事施設を全国に拡大し、受領後の具体的な運用や計画書の引継方法、計画書を作成する社会福祉士等に対する便宜供与等の取扱いを明確にしました。

刑事施設においても、受刑者の刑執行開始時等において、受刑者の資質及び環境の調査が行われており、この調査結果に基づいて、刑事施設内での矯正処遇を行うほか、社会復帰支援を実施しています。したがって、計画書は、飽くまで刑事施設の行う調査や社会復帰支援の際の参考資料の一つとして位置付けられますが、試行時におけるその取扱いは、刑事施設の長の裁量に任されており、どの程度活用していくのかは施設間でばらつきがあったものといえます。矯正局通知においても、計画書の参考資料としての位置付け自体は変わりませんが、本通知により、計画書の重要性について全国の刑事施設に周知を図るとともに、刑事施設の長による積極活用の後押しを図るという意義があるものと思われます。以下、具体的な本通知の内容について紹介します。

まず、社会福祉士等との面会に関する便宜の促進です。従来、社会福祉士等の面会是一般面会と位置付けられており、被疑者・被告人の面会回数が限定されていたことから、面会日に先に家族等の面会があると社会福祉士が面会できない場合などがありました。また、面会時間の延長のための手続も煩雑なものでした。本通知により、計画書作成の目的で社会福祉士等が被疑者・被告人と面会をする際は、①一般面会の回数にはカウントしないこと、②弁護士からの「特別面会依頼書」がなくとも必要に応じて面会時間の延長を可能とすること、③刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）以下第116条第1項の規定に基づき職員の立会いを省略するか録音又は録画に代えることとしても差し支えないこと、④上記の規定は、弁護士から依頼を受けた医師や公認心理師等が検査等を行う場合も適用されること、が規定されました。なお、③に関して、立会いも録音・録画もしないという場合は刑事施設の長が検察官へ意見を求めてからの判断となり、また、立会の省略等についても刑事施設の規律秩序の維持等の観点から必ずしも許可される訳ではありません。

次に、計画書の受領・引継ぎについてです。対象受刑者は、確定した裁判所を限定しないこととし、また、全国の刑事施設で計画書を受領できるようになりましたので、弁護人であった方は、計画書を収容先として把握している刑事施設に提出すればよいこととなりました。もちろん、対象受刑者が別の刑事施設へ移送されている場合もあります。その際は、受領した刑事施設が実際に収容されている刑事施設へ当該計画書を送付することとなります。また、計画書等に係る受刑者を他の刑事施設へ移送する場合は、計画書も同時に移送先の刑事施設へ引き継ぐこととなります。

最後に、計画書の活用方針についてですが、試行時と同様に、当該受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を図る観点から処遇調査及び社会復帰支援を行う際の参考とすることと

しています。なお、「関係連絡先一覧に記載のある関係福祉機関等については、計画書等が作成された時点から年数が経過することにより、その状況等に変化が生じ得ることを踏まえ、処遇施設においては、当該受刑者の同意を得た上で、関係福祉機関等とできるだけ早い段階での接触、定期的な接触に努めること。」との文言が追記されています。刑期の長い受刑者の場合、出所時には種々の状況が変わっていることが見込まれ、時間経過により裁判時に策定された計画書の実効性が低下していきます。しかし、長期受刑が見込まれる者ほど、社会復帰の際の支援が必要なケースが多いことから、受刑の早期から計画書に記載された関係福祉機関等との接触を保つなどし、計画書の情報をうまく活かしたいと考えています。

(3) 今後の期待

本通知により、対象受刑者や受領先施設が増加することが見込まれることから、初めて計画書を受領したり、初めて社会復帰支援に計画書を活用したりと、まだ慣れない刑事施設もあるかもしれません。この点、折しも、令和4年の刑法等の一部改正により、社会復帰支援が刑事施設の長の責務として明確化され、当該改正部分は令和5年12月1日から施行されました。法改正を踏まえ、受刑者の社会復帰支援と再犯の防止を推進する上で、計画書は非常に有益な資料と期待されるところであり、刑事施設での積極的な活用の推進を図っていききたいと考えています。

3 更生保護官署における活用

(1) 試行について

更生保護官署では、平成30年度から東京保護観察所において試行を開始し、令和元年度からは、対象を大阪保護観察所にも拡大して、令和3年度まで試行を実施しました。

試行において、更生保護官署では、次の場合に、計画書を受領し、活用することとしていました。

ア 保護観察付き刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者について、弁護人等から計画書の提出を受けた場合

計画書において、支援の対象とされている者（以下「支援対象者」という。）の弁護人若しくは弁護人であった者又は支援対象者本人から、次に掲げる要件をいずれも満たす計画書の提出があった場合は、これを上記の保護観察所において受領した上、保護観察等を行う上での参考としました。

(ア) 支援対象者が、東京地方裁判所、大阪地方裁判所等における刑事事件において、保護観察付き刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、東京又は大阪保護観察所において、保護観察が実施されることが見込まれる者又は現に保護観察が実施されている者であること。

(イ) 支援対象者の同意書、関係連絡先一覧表及び国選弁護人選任書又は弁護人選任届の写し等の必要書類が提出されていること。

イ 刑事施設から計画書の送付を受けた場合

弁護人等から刑事施設に提出された計画書が、地方更生保護委員会及び保護観察所に引き継がれた場合、これを仮釈放審理及び保護観察等を行う上での参考としました。

(2) 保護局通知について

保護局通知によって、(1) のアの対象については、東京保護観察所及び大阪保護観察所において保護観察を実施されることが見込まれる者に限られていたところ、これを全国の保護観察所に拡大しました。

基本的に試行時と保護観察所における対応内容が変更されるものではないものの、今般の矯正局通知により、刑事施設において、社会福祉士等との面会に関する便宜の促進や活用方針の変更等が行われることとなり、これらと連携するなどして、刑事施設収容中の者に対して、社会復帰を円滑にするために生活環境の調整を行っています。

(3) 今後について

改正更生保護法が令和5年12月1日に施行されました。改正更生保護法の主要な改正趣旨として、「息の長い」社会復帰支援の推進があり、この点は再犯防止施策における重要課題の一つでもあります。

「息の長い」社会復帰支援の推進のためには、その実施基盤となる関係機関等との連携体制の構築も重要であることから、計画書の活用を通して、関係機関等との緊密な連携確保にも努めてまいりたいと考えています。

研究総括：刑事司法ソーシャルワークの課題と可能性

東京社会福祉士会司法福祉委員会
○戸井 宏紀、忠澤 智巳、小林 良子

本研究は、東京社会福祉士会司法福祉委員会における刑事司法ソーシャルワークの活動をもとに、判決後支援をテーマとして実施した「被疑者・被告人となった高齢・障害者への判決後支援の研究」(2017年度)、「刑事司法ソーシャルワーク活動の検証」(2019年度)を踏まえてその後の活動を検証し、今後の判決後支援の課題と可能性を検討することを目指したものである。

前回2019年度の「刑事司法ソーシャルワーク活動の検証」報告書では、1「更生支援計画に関する課題」、2「ソーシャルワークの実践の質に関する課題」、3「身分保障と報酬の課題」、4「制度化への足掛かりとして」の4つの視点から研究の総括を行った。今回の報告書のまとめとして、ここではその後4年間における実践の積み重ねから見てきた変化と課題、そして刑事司法ソーシャルワークの可能性について展望したい。

1. 更生支援計画に関する課題

2019年度の「刑事司法ソーシャルワーク活動の検証」では、2014年度から2019年度までの対象者228名のケースをもとに、調査データの分析を行った。今回の研究では、第Ⅱ章の1「刑事司法ソーシャルワーカーの活動実績の集計データから」において、その後の活動も含め446件を対象として、活動の検証を行っている。

刑事司法ソーシャルワークの活動においては、弁護士からの依頼により更生支援計画を作成するケースが一般的であるが、前回2019年度のデータでは、全体の70%のケースにおいて更生支援計画を作成している実態が示された。今回の研究ではその比率がさらに高まり、76%のケースにおいて更生支援計画が作成されていた。また、前回2019年度のデータでは、全体の42%のケースにおいて、ソーシャルワーカーが情状証人として公判に出廷していたが、今回の研究ではその比率が51%へと上昇していた。

弁護士会からの依頼により、刑事司法ソーシャルワーカーが受任したすべてのケースにおいて更生支援計画の作成や、公判への出廷を求められる訳ではないが、刑事司法ソーシャルワークにおいて中心となるこれらの権利擁護実践の取り組みが、この間さらに進化している状況について、データからもうかがい知ることができる。

相談依頼から判決までに要する期間については、前回2019年度と同様に3ヶ月未満が最も多くなっているが、平均日数が2019年度は90日であったのに対し、今回のデータでは101日となっている。また、最大日数も前回2019年度は529日であったが、今回のデータでは619日と、刑事司法ソーシャルワークの活動が長期化している傾向を見て取ることができる。

今回の研究では、活動が長期化している要因を詳細に掴むまでには至っていないが、第Ⅱ章1の5「考察」にあるように、対象者が複合的な課題を抱える困難案件の占める割合が増えている可能性が推測される。この点については、第Ⅱ章の3「事例を通して考える」において取り上げられたケースからも、その一端を知ることができる。

前回の「刑事司法ソーシャルワーク活動の検証」に関する研究報告の時点では、矯正施設や保護観察所への更生支援計画の引継ぎが制度上保障されていないという課題に対して、東京三

弁護士会から法務省への働きかけにより、平成 30 年 4 月から刑事施設と保護観察官署で更生支援計画書の活用に関する試行が始まったばかりの段階であった。今回の報告書に寄せられた「法務省における更生支援計画書の活用に関する概要」にあるように、その試行結果を踏まえて、令和 5 年 3 月に出された法務省矯正局長通知「刑事施設における更生支援計画書の活用について」をもとに、現在では全国の刑事施設において、そしていくつかの条件を満たした場合に全国の更生保護官署においても、更生支援計画が引き継がれて活用されることになっている。

再犯防止推進計画の 5 つの基本方針の一つには、「犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること」が掲げられている。報告書に寄稿されたように、更生支援計画は、刑事手続のためだけに作成されるものではなく「刑事手続が終わった後にこそ重要である」（高野倉）。そのために、刑事司法システムの各段階において、そして刑事司法と地域とをつなぐ「切れ目ない支援」の一つの共通ツールとして、更生支援計画書の活用が各地で広がっていくことが期待される。

これまで更生支援計画については、その作成と裁判における活用に焦点があてられてきたが、令和 5 年 3 月の矯正局通知によって刑事施設や更生保護官署への引継ぎが制度化されたことにより、今後は対象となる人の社会復帰支援の過程での活用と、計画の実行が重要になる。一方この過程では、更生支援計画策定時点からの時間の経過が、計画実行に際しての大きな課題となってくる。特に、刑事司法ソーシャルワーカーによる判決後支援の対象となる人でも、とりわけ「長期受刑が見込まれる被告人こそ、深刻な障害を背負っていることが多く、社会復帰の場面では、多方面（福祉、医療、弁護士等）からの支援が必要になる」（橘）のである。こうした状況からは、社会復帰支援における更生支援計画の活用と実行を進めていく際には、これまで以上に「しっかりとした更生支援計画書の作成が必要」（橘）になってくる。

2. ソーシャルワークの実践の質に関する課題

今年度の研究においては、「支援を受ける当事者へのアンケート」と「刑事司法ソーシャルワーカーへのアンケート」を実施することにより、刑事司法ソーシャルワークの実践の質の評価に迫ろうとしている。

当事者へのアンケートの結果からは、「更生支援計画の内容がむずかしい」という回答が複数あるものの、全般として更生支援計画の内容や相談援助に関しては肯定的に受け止められていることがわかる。特に、「自分の人生に相談する人がいたら、人生は変わったと思いますか？」という質問に対しては、全員が「はい」と答えており、アンケートの回答者数は限られているが、現在も刑事司法ソーシャルワーカーとつながり続けている当事者にとっては、更生支援計画とワーカーによる援助を通して、よりよい人生に向けた変化への兆しへとつながっている可能性がうかがわれた。

一方、刑事司法ソーシャルワーカーに対する、更生支援計画書と判決後支援に関するアンケートの結果を見ていくと、「支援によって対象者の生活の質が上がったと思いますか？」との質問に対しては、「上がった」が 38%、「上がっていない」が 17%、そして「どちらとも言えない、分からない」が 43%となっている。同様に、「支援の結果、再犯防止に寄与したと思いますか？」との質問に対しても、「思う」が 38%、「思わない」が 15%、そして「どちらとも言えない、分からない」が 46%と、自らの実践に対する肯定的な評価は 4 割に満たない状況となっている。

更生支援計画は、作成のみならずその実行と評価、そして見直しのプロセスが重要になるが、

「更生支援計画書の内容を実行した」が48%であるのに対し、「実行していない」が52%となっている。実行していない回答の76%が「実刑になり、収容中である」ためであり、これらのケースについては、更生支援計画書が刑事施設へと引継がれた場合には、社会復帰支援の過程において、計画書の活用が期待される対象となってくる。他方で、「支援対象者が翻意した」「繋ぎ先の担当者が変わってしまった、引き継ぎがされていなかった」との回答があわせて24%となっている。「本人が希望しない」、「連絡がなくなった」「もうほっといてくれ」という記述からは、こうした自ら援助を求めないクライアント（Involuntary client）に向き合う場面も少なからずあることがうかがわれる。

この点は、「支援を実施する際に苦労した点がありますか？」という質問に対して、60%の回答者が「本人やその家族との関係」を挙げていることにも関連しているかもしれない。これらのアンケートの結果を踏まえると、刑事司法ソーシャルワークの実践に伴う困難や無力感が、自らの実践の質に対する厳しい評価につながっていることが推測される。

前回2019年度の研究からこの間、2020年6月には社会福祉士の新たな倫理綱領が採択され、専門職の原理の一つとして、「すべての人々を生物的、心理的、社会的、文化的、スピリチュアルな側面からなる全人的な存在として認識する」という「全人的存在」の原理が置かれた。刑事司法ソーシャルワーカーが、更生支援計画を作成していく際には、複合的な生活課題を抱える対象者を、全人的存在として丸ごと捉えてアセスメントを行っていることが、判決後支援の実際（第Ⅱ章の3「事例を通して考える」）からもうかがい知ることができる。

今回の報告書に「社会情勢や犯罪動向の変化も考慮した上で、犯罪をした者等の特性や再犯リスク等を踏まえた適切な処遇方針を策定するため、更生支援計画書等の公的機関や民間団体等が保有する処遇に資する情報を活用した多角的な視点によるアセスメントを行うことも含め、アセスメント機能の強化を図るとともに、アセスメント内容の他機関への適切な引継ぎを行うこととされました」（法務省）と寄せられているように、刑事施設内の処遇においては、対象となる人のアセスメントの重要性がより一層強調されるようになってきている。令和5年3月の矯正局通知により、今後は更生支援計画書が各地の刑事施設に引き継がれるケースが増えることが予想されるが、そこでは計画書を通してこれまで以上にソーシャルワークの実践の質が問われることになるだろう。そして、更生支援計画を作成する前提となる、アセスメントの質をどのように高めていくかが、刑事司法ソーシャルワークに求められる課題の一つとなってくる。

3. 身分保障と報酬の課題

前回2019年度の研究報告のまとめにおいては、「更生支援計画に関する課題、そして実践の質に関する課題に加え、刑事司法ソーシャルワークを巡る最大の課題は、ワーカーの実践を支える身分保障と報酬の問題である」との提起を行った。身分保障に関する課題は残るものの、報酬についてはこの間に改善がなされるようになった。

これまでの刑事司法ソーシャルワークの活動は、東京社会福祉士会にケースを依頼した東京三弁護士会の判断により、受任したワーカーに活動の報酬や交通費等の実費が支出される形で実施されている。令和5年度からは、日本弁護士連合会による費用補助が開始され、一部の地域だけでなく、全国的な費用援助の制度として、弁護士が所属する各地の弁護士会を通じて、社会福祉士等に支払う報酬を援助することが可能となった。今回の刑事司法ソーシャルワーカーへのアンケートは、この新たな制度が始まって間もない時期に実施されているが、「支援を実施する際に苦労した点がありますか？」との質問に対し、「費用」を挙げるワーカーは13%に留ま

っていた。

この新たな制度を用いることにより、「更生支援計画書の作成に際し、どの地域でも、最大で15万円の支援を受けることができる」（橘）ようになったことは、東京のみならず、各地でその地域に根ざした刑事司法ソーシャルワークを展開していくことを、後押しするものになると思われる。また、第一東京弁護士会では日本弁護士連合会の支援に加えて、適用される費用項目の拡大や金額の増額等の上乗せ援助を実施しており、こうした「必要な支援を必要な場所に」

（橘）届けていこうとする、刑事弁護チームの協働を支える仕組みが、さらに広がっていくことを期待したい。

一方、こうした報酬面での改善は見られるものの、刑事司法ソーシャルワーカーの身分保障に関する状況は、根本的には変わっていない。この点については、寄り添い弁護士制度に関連して、「ある人が生きづらさを解消して更生することは、国民たるその人のみならず、社会・国民全体の利益（公益）のはずである。公益に資する活動が、私人である弁護士や福祉職の犠牲によって成り立っている現状は、変えなければならない」（高野倉）とされる通りである。

令和5年度から始まった第二次再犯防止推進計画では、重点課題の一つとして、第一次計画では「関係機関の人的・物的体制の整備等」としていたものを、「再犯防止に向けた基盤の整備等」として第7番目の項目に掲げている。ここでは、具体的施策として関係機関における人的・物的体制の整備が挙げられているが、新たな被害者も加害者も生まないことが再犯防止の推進に資するとすれば、こうした刑事弁護の公益性を踏まえて、再犯防止に向けた基盤の整備の一環として、公的弁護人制度の構築についても、議論に加えていってもよいのではないだろうか。

刑事弁護の目的は再犯防止のみに限定されるものではないが、「公的な制度として確立され、専門職に相応の対価が支払われることで初めて、持続可能で有意義な制度となる」（高野倉）との指摘にあるように、次の段階として、公的弁護人制度（パブリックディフェンダーシステム）を日本においてどのように構築していくかという議論と検討が求められる。

4. 刑事司法ソーシャルワーク活動の課題と可能性

再犯防止推進法において国と地方自治体の役割と責務が明示され、各地で地方再犯防止推進計画の策定も進む中、刑事司法に関与した複合的な生活課題を抱える人に対しても、地域包括ケアシステムの中で、地域福祉の課題として捉えていこうとする視点も芽生えつつある。その中で、東京社会福祉士会における刑事司法ソーシャルワークの活動も、一つ一つのケースにおけるミクロの実践に加えて、メゾからマクロレベルへと、地域共生社会の実現を目指す過程として、制度や政策にも働きかけていく取り組みも求められる段階にきている。

第Ⅰ章に寄せられた下関駅放火事件のFさんは、地域社会において取り残され孤立し、これまでの裁判では知的障害があることが繰り返し認定されてきたにもかかわらず、制度の縦割りの狭間で生きてきた人である。事件前から事件に至るまで、そして事件後のFさんの生活と人生の道筋は、現在の再犯防止推進の取り組みが目指す「誰一人取り残さない」、「切れ目のない」、そして「息の長い」支援には何が求められるのかということを、原点に立ち戻って考える上で、刑事司法ソーシャルワークの活動にも多くの示唆を与えてくれる。

下関駅放火事件だけでなく、その後も「刑務所に入りたかった」、「刑務所に戻りたかった」、あるいは「刑務所に入るためにやった」という事件が現在に至るまで続いている状況にある。しかし、裁判では一貫として「刑務所に戻りたい」と言っていたFさんが、「僕はもういちど社会に戻りたい。奥田さんのところに行きたい」と変化していく姿を見ると、判決後支援に取り

組む多くの刑事司法ソーシャルワーカーも、自らの困難なケースに引き寄せた時に、励ましとなることも多いのではないだろうか。

一方、更生支援計画の課題としては、その内容が「専門職の連携や制度の利用という「解決型支援」に特化されることが多く、日常生活を含む「つながり」の構築など「伴走型支援」の視点が脆弱」（奥田）であることが挙げられている。刑事司法ソーシャルワーカーによる判決後支援は、専門職としての「質的支援である解決型支援」に加え、「（つながりの）量的支援である伴走型支援」（奥田）でもあることが、第Ⅱ章の3「事例を通して考える」に記された、各ワーカーの取り組みからも明らかである。そのためにも、被疑者・被告人としてのクライアントの権利を擁護し、地域における生活を支えていくための、判決後支援に対する財政基盤を伴った制度構築の検討が求められる。

本研究は、刑事司法ソーシャルワーカーが専門職としての力量を発揮し、更生支援計画の作成と、その実行を含めた判決後支援を通して提供するサービスの質と効果について、多面的に迫り評価していこうとするものであった。

弁護士と刑事司法ソーシャルワーカーのこれまでの取り組みに関する情報とデータを提供し、判決後支援が被疑者・被告人となった人の生活を支え、再犯防止推進計画が目指す、誰一人取り残さない地域社会を築いていくことに貢献可能であることを示す実践研究の成果として、本報告書を広くご活用いただければ幸いである。

公益社団法人 東京社会福祉士会
「社会福祉士の刑事司法への関与に関する事業」
実施要綱（案）

平成26年6月20日制定

（目的）

第1条 この要綱は、東京三弁護士会障害者等刑事問題検討協議会（以下「東京三弁護士会」という。）との連携で設立された東京司法・福祉連絡協議会の要請を受けて、公益社団法人東京社会福祉士会（以下「本会」という。）の会員が刑事司法活動に円滑に参加できる（「協力者」になれる）ように、本会の委員会等推薦要綱（以下「推薦要綱」という）」に基づき、その手順を定めたものである。

（指定推薦）

第2条 この事業は、本会の「推薦要綱」第4条による、『指定推薦』に該当する事業として実施する。

（養成研修）

第3条 刑事司法に対応できる社会福祉士を養成するため、東京三弁護士会検討会の協力の下、司法福祉委員会の企画、本会の主催によって、研修（養成講座）を行う。

2. 養成研修の修了者のみが、本会の「刑事司法福祉専門職（以下「刑事司法 SW」という。）指定推薦者名簿（以下「名簿」という。）」に登録される。

3. 研修の受講者は、社会福祉士の資格を有し、都道府県の社会福祉士会に所属する者に限定する。

4. 研修は、刑事司法 SW が必要とする刑事司法に関する知識習得を中心とする。

5. 研修は、本会のホームページやニュース等を通じて周知される。

（名簿登録）

第4条 名簿には、本会の会員のみが登録される。

2. 名簿登録者に関する個人情報、所定の様式によって本人より徴収され、事務局の責任によって管理される。

3. 名簿に登録される者は、司法福祉委員会に所属することとする。

（要請及び受付）

第5条 東京三弁護士会（東京弁護士会、東京第一弁護士会及び東京第二弁護士会）に属する弁護士（以下「東三所属弁護士」という。）による協力の要請により、推薦者の選定作業は開始される。

2. 東三所属弁護士からの要請は、本会の事務局にて受け付ける。

3. 要請を受理した事務局は、要請者（刑事司法の協力要請者／東三所属弁護士）に対し、

対象者や要請の内容等について、所定の様式によって詳しく確認しなければならない。

(推薦)

第6条 東三所属弁護士よりの協力の要請を受け、本会は名簿登載の中より本人の承諾を得て、推薦する。

2. 推薦者は、「推薦要綱」第12条に基づき、名簿登載者の中から会長によって選定される。

3. 本会は、要請内容等から判断し、協力要請を断ることがある。その場合は、要請をした東三所属弁護士に対し、会長からその理由を説明しなければならない。

4. 前項までの対応は、要請が行われて、遅くとも1週間以内になされなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

(協力者の決定と連絡)

第7条 前条の本会による推薦が終了した後、「協力者」への就任の可否についての連絡等は、東三所属弁護士によってなされる。

(運営)

第8条 推薦した本会会員（「協力者」）の刑事司法活動における責任等については、本会は負うことはできない。

2. 司法福祉委員会は、委員会活動の一環として、情報交換・指導助言等についての場（ケースカンファレンス）を設けることとする。

3. 司法福祉委員会に、刑事司法の活動に関して指導・助言するスーパーバイザーを配置する。スーパーバイザーは、経験等を考慮し、委員長が任命する。

4. 刑事司法の協力者は、守秘義務に十分な配慮を行いながら、司法福祉委員会（スーパーバイザー）に、年四半期（6・9・12・3の各月）度に、所定の様式による活動報告書を提出しなければならない。

(報酬等)

第9条 刑事司法活動における報酬は、当面は協力を求めてきた東三所属弁護士の判断で実施される。本会にあっても、近年中の制度的確立を追求する。

2. 交通費等の実費弁償は、本会の財政状況を考慮して会長が判断する。

(経費)

第10条 この事業の遂行に必要な経費は、司法福祉委員会の事業予算にて支出する。

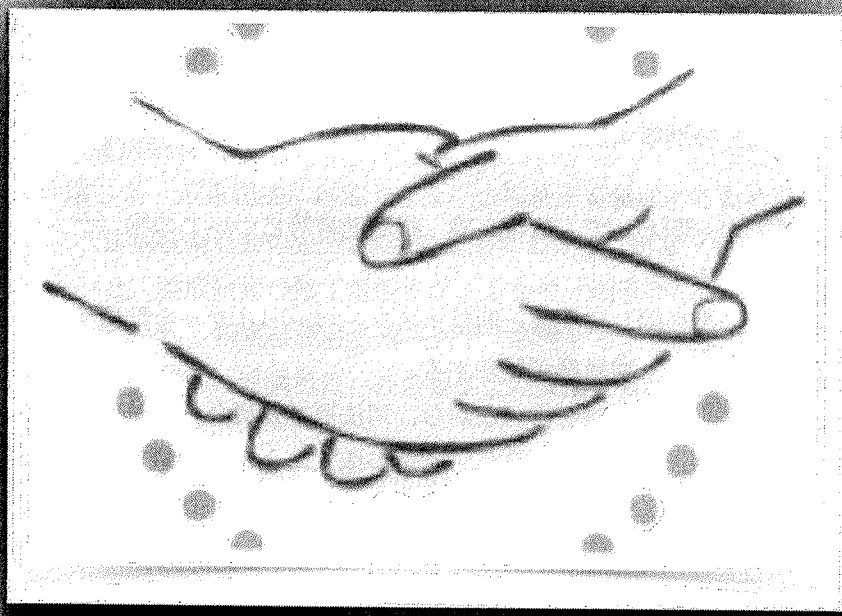
(執行)

第11条 この要綱は、平成26年7月1日より施行する。

(変更)

第12条 この要綱は、会長の専決によって変更することができる。

刑事司法ソーシャルワーカー の手引き



公益社団法人 東京社会福祉士会
司法福祉委員会
2024年3月

INDEX

I. 刑事司法手続きと社会福祉士（刑事司法ソーシャルワーカー）の役割

II. 刑事司法SWの活動のポイント……入口支援

1. 相談受付、受任
2. 弁護士との打合せ
3. 本人との面会
4. 情報収集
5. アセスメント
6. 更生支援計画案の検討と支援体制の構築・受入先の確保
7. 更生支援計画書の作成
8. 更生支援計画書の立証
9. 更生支援計画の実践
10. 報告書等の作成、司法福祉委員会への報告、精算手続き

III. 判決後の支援

「判決後支援」のポイント

「判決後支援」の着地点

「判決後支援」の書類作成

IV. 書式

（本文中では【 】で示しています）

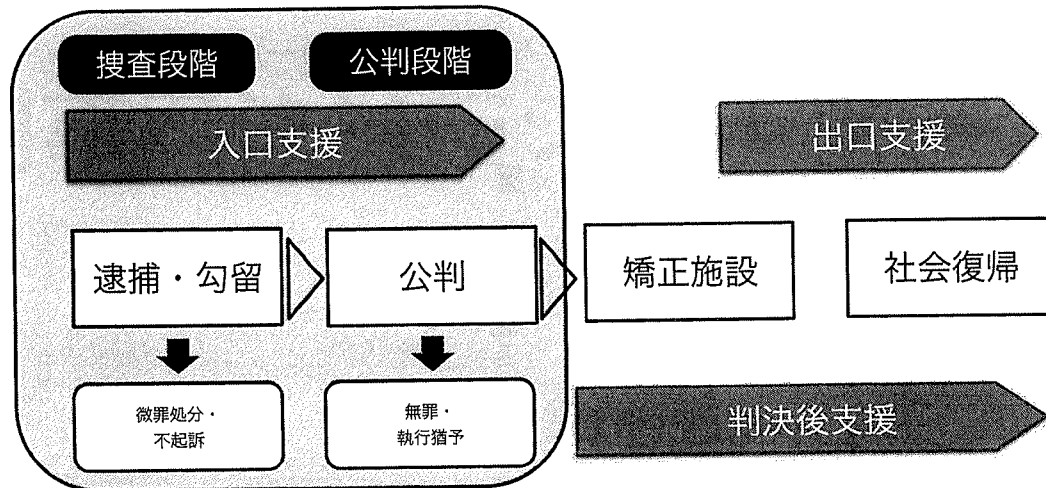
1. 刑事司法ソーシャルワークの料金表／精算書
2. 個人情報使用及び収集同意書
3. アセスメントシート
4. 生活歴チャート
5. 更生支援計画書（本人用として以下の書式も作成することがある）
5-1 福ぷらん（本人用）
6. 刑事司法ソーシャルワークの報告書
7. 刑事司法ソーシャルワーク判決後支援の報告書兼精算書

■ 添付資料

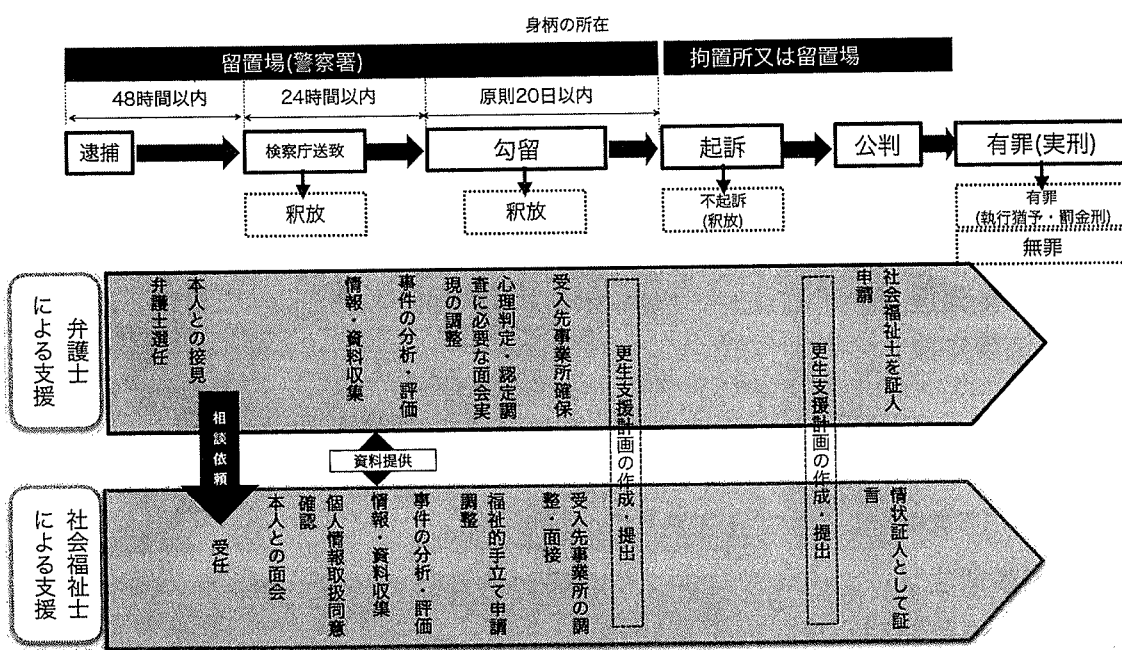
刑事司法ソーシャルワーカー紹介リーフレット（司法福祉委員会作成）

1. 刑事司法手続きと社会福祉士（刑事司法ソーシャルワーカー）の役割

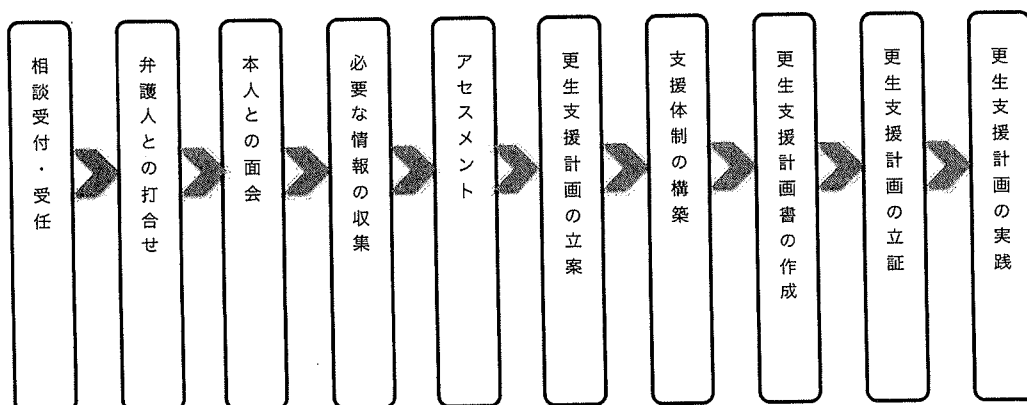
刑事司法手続きにおける入口と出口支援



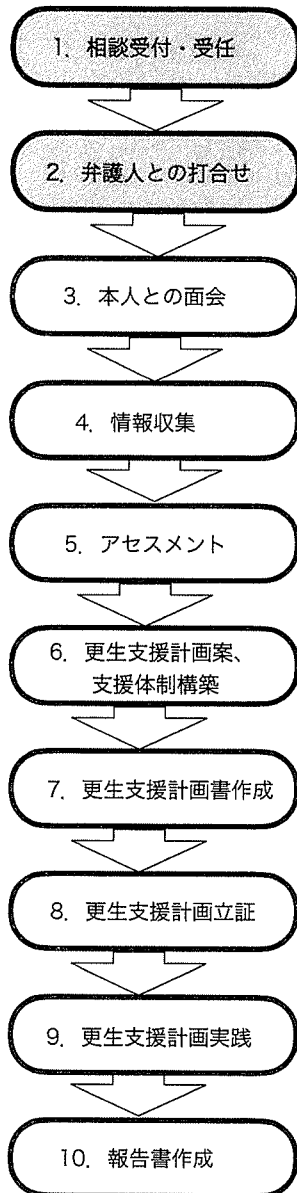
入口支援における弁護士と社会福祉士の役割



刑事司法SWの活動の流れ



Ⅱ. 刑事司法SWの活動のポイント……入口支援



1. 相談受付、受任

■弁護人の相談依頼内容をしっかり把握し支援内容を想像する【相談依頼書】

- ・弁護人は対象者をどう見ているか ⇒ 障害、特記など
- ・罪名は何か ⇒ 軽微な罪名でも根が深いことはよくある
- ・今の段階は ⇒ 捜査段階、公判段階
- ・どこに居るのか ⇒ 留置所、拘置所、在宅
- ・初公判はいつか ⇒ スケジュールがタイトになるか
- ・依頼内容は ⇒ 社会福祉士に何を望んでいるのか
- ・知りたい情報の整理 ⇒ 疑問・質問を洗い出す
- ・見立てをしてみる ⇒ 仮説を立てる、想像する
手を挙げる勇気を！ ⇒ MLに立候補
- ・サブメンバーに ⇒ 連絡をとる

2. 弁護士との打合せ

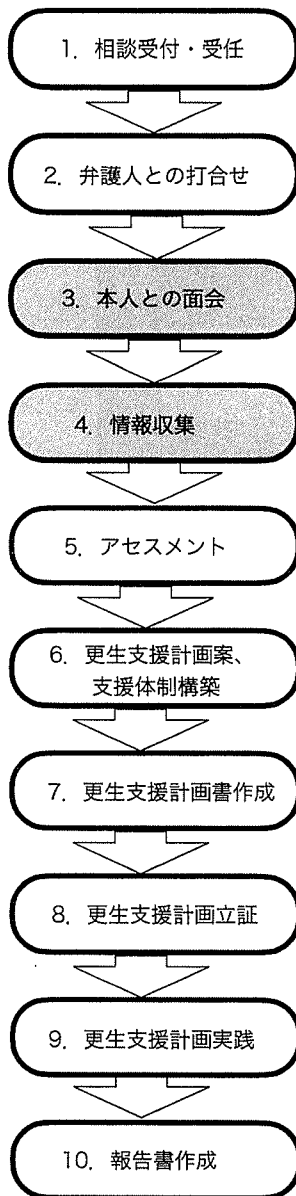
■できるだけ早い段階で打合せをする

- ・まず電話連絡し、受任を伝え、打合せの日程を調整する（状況により本人面会が先になることもある）
- ・身分を明らかにし、刑事司法SWの役割、報酬等を伝える
- ・依頼内容について共有する ⇒ 弁護人の問題意識
- ・刑事手続きのスケジュールは ⇒ 今後の活動の見通し
- ・本人情報の確認 ⇒ 弁護人の収集した情報、（起訴後は）供述調書、起訴状、鑑定書等
- ・本人の状況 ⇒ 服薬状況や懲罰、社会福祉士の面会について等
- ・周辺情報の確認 ⇒ 家族、友人、福祉サービス、学校、職場等
- ・分かりやすい言葉で話す ⇒ 専門用語は噛み砕いて
- ・【個人情報使用及び収集同意書】を提示し、本人同意を依頼
- ・更生支援計画書等が必要になる時期はいつか
- ・初回面会の手続、連絡先の確認

弁護士との密な連携に心がける

- ☐ サブメンバーに打合せ、面会等の連絡をしたか
- ☐ 弁護士との連絡方法は確認したか（初回電話で）
- ☐ 必要な書式は揃えたか

メモ



3. 本人との面会

■有意義な面会をする

- ・面会は制約が多い ⇒ 面会時間、平日のみ、1日一組等
- ・面会の予約 ⇒ 弁護人に依頼(特別面会で申込)
- ・身分証明書(住所、生年月日入り)を持参
- ・面会の目的を明確に ⇒ 事前準備はしっかり
- ・障害特性やコミュニケーション方法に留意 ⇒ よく伝わるように
- ・自己紹介、何をする人かを伝える ⇒ 応援する人
- ・面会のルール ⇒ 本当のことを話す、嫌なことは言わなくてよい
- ・よく話を聴く、希望を聴く、観察をする ⇒ ラポールを築く
- ・メモの承諾、個人情報の取扱いの同意
- ・また来ても良いか ⇒ 本人に受入られているか

本人を理解することに努める

4. 情報収集

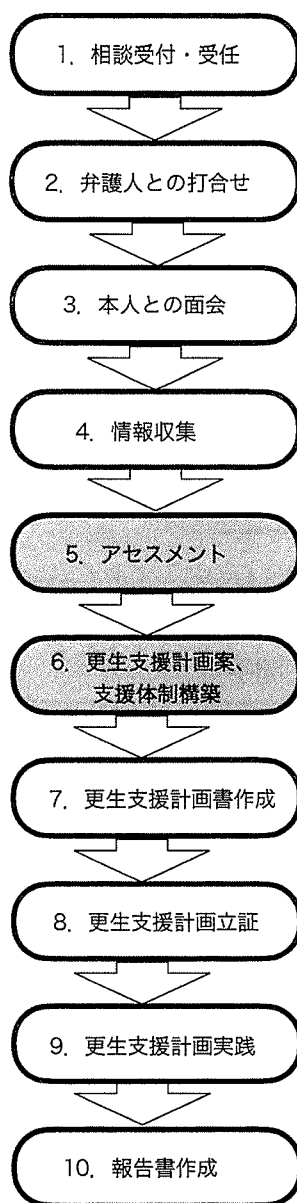
■必要な情報を収集する

- ・本人から得る ⇒ 面会
- ・弁護人から得る ⇒ 捜査と公判段階では情報量が違う
- ・弁護士照会を依頼 ⇒ 病院のカルテ、学校の成績、手帳取得時の判定情報、刑務所で実施されたCAPAS、供述調書、犯罪歴照会結果報告書等
- ・関係者、機関から得る ⇒ できるだけ会う、名刺、リーフレット等
- ・知識、情報を得る ⇒ インターネット、頼れる人等
- ・鑑定結果など ⇒ 精神症状、知的レベル等を把握
- ・個人情報取扱い、記録保管 ⇒ パスワード、保管場所を考慮
- ・弁護人との情報の共有
- ・サブメンバーに相談

点から線、面へと本人理解を深め、
必要な支援を考える

- ☐ 身分証明書は所持したか
- ☐ 個人情報同意書は得たか(あわせて面会時に支援の同意も確認したか)
- ☐ 弁護人、サブメンバーと情報は共有できているか

メモ



5. アセスメント

■情報をもとにアセスメントシートを作成

- ・自己理解、希望、力をみる ⇒多面的にみる
- ・なぜ罪を犯すような事態に至ったのか ⇒背景や課題
- ・安心して暮らすことを実現するために何が必要か
- ・どのような環境や支援があれば良いのか
- ・【アセスメントシート】【生活歴チャート】を作成

■支援者の落とし穴!

- ・本人を理解できた ⇒わかったようでわからない
- ・本人にとって良かれと思っている ⇒パターンナリズム
- ・福祉につなげば安心 ⇒支援を受けること、誰につなぐ
- ・安定、安心を追う ⇒不安定、不安を分かっているか
- ・弁護人と刑事司法SWの役割は異なることを理解

6. 更生支援計画案の検討と支援体制の構築・受入先の確保

■更生支援計画案の検討

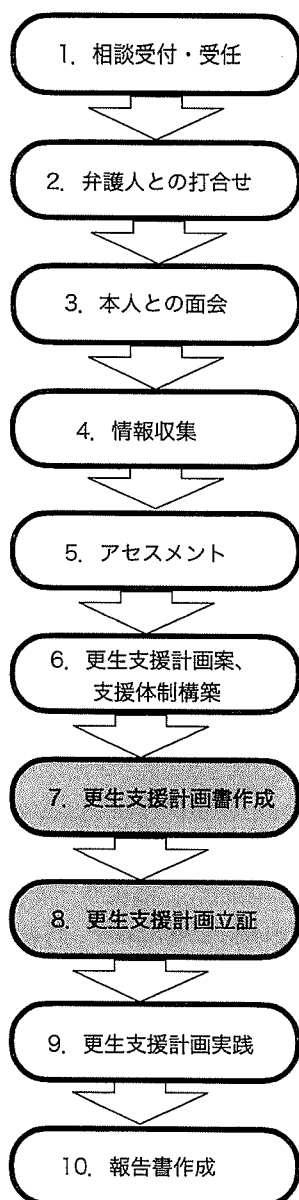
- ・安心、安定した暮らしを実現するために何が必要か
- ・どのような環境や支援があれば良いのか ⇒具体的に、福祉サービスやインフォーマルな資源を利用するための支援体制を考える
- ・ケアプランではないので、望ましい姿を描くのではない

■支援体制や受入先の確保

- ・更生支援計画を実行するための具体的な支援体制を構築 ⇒ 絵に描いた餅、こうなったらいいだけではNG
- ・利用までのプロセス、期間、対象者 ⇒シミュレーション
- ・関係者、関係機関との調整、交渉 ⇒支援会議等
- ・釈放直後の居場所の確保

- ☐ 本人の情報を正確に記しているか（思い込みで記していないか）
- ☐ 関係者、関係機関の情報を十分に得ているか
- ☐ 支援方針、支援体制について、具体的に検討できているか

メモ



7. 更生支援計画書の作成

■【更生支援計画書】の記載内容

- ・これまで取り組んだ内容 ⇒計画を裏付ける活動
- ・収集した情報 ⇒どのような情報に基づいているか
- ・アセスメント結果 ⇒何故、今回の行動に及んだか
- ・望ましい支援や環境調整 ⇒生き直しに向けた支援、ケアプランではない
- ・支援目標 ⇒簡潔に
- ・支援計画短期・中期・長期内容 ⇒釈放直後～数年後
- ・支援体制 ⇒計画を実行するための体制
- ・資料添付 ⇒関係機関のパンフレット等
- ・分かりやすい表現 ⇒用語などの説明は文末に注記
- ・刑事司法SWが行う支援について可能な限り明らかにしておく（つなぎの支援を考慮して）

弁護士との連携+本人への説明と同意

8. 更生支援計画書の立証

■更生支援計画書を提出

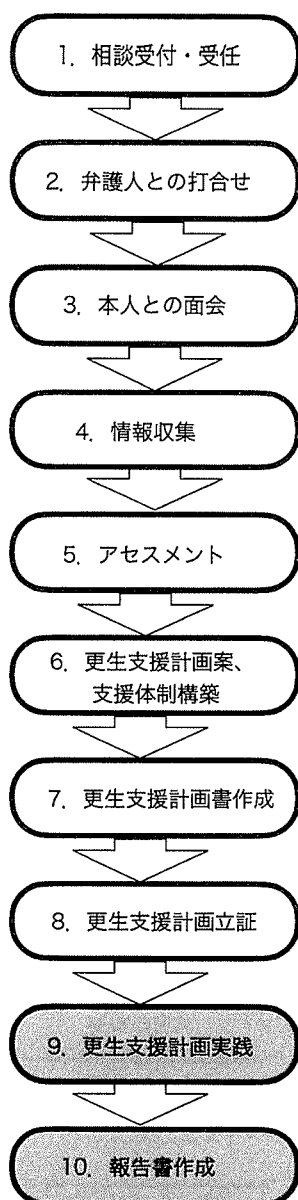
- ・弁護士と事前打合せをしっかりとっておく
- ・弁護士を通して、本人の同意を得て提出
- ・刑事裁判の場で、「証拠」として、検察官・裁判官・(裁判員)に示す
- ・起訴前に検察官に提出することもある

■証人尋問

- ・弁護士から依頼される ⇒証言の目的や意図は何か
- ・弁護士との打合せ ⇒弁護人の質問、一問一答方式
- ・証人尋問の流れ ⇒宣誓書・主尋問・反対尋問・補充尋問
- ・原稿やメモの持ち込みは不可、印鑑持参
- ・聞かれたことに対して、簡潔に答える
- ・暗記は不要 ⇒弁護士がしっかりフォローする

- ☐ 本人、弁護士、裁判所、検察官等が理解できる表現をしているか
- ☐ 本人、弁護人の意見を踏まえ、了解を得ているか
- ☐ 支援計画は具体的か
- ☐ 弁護士との打合せは十分行ったか

メモ



9. 更生支援計画の実践

■計画の実践は誰が担うのか

- ・弁護人の職務は原則、判決（もしくは不起訴釈放）まで
- ・刑事司法SWが当面、更生支援計画実践のキーパーソンとして速やかに実践開始
- ・支援し続けることに限界もあることから、計画段階からソフトランディングできるような支援体制を構築

■更生支援計画の効力は？

- ・「判決文でも、更生支援計画に沿って再出発して下さいと読上げられ判決を言い渡されたが、本人は福祉の世話にはならないと言って関わりを拒否された」⇒強制力はない、再アセスメント

■更生支援計画書の活用（法務省矯正局）

- ・「刑事施設における更生支援計画書の活用について（通知）」により、更生支援計画書の社会復帰支援への活用が進められている⇒本人の同意を得て、弁護人が提出

10. 報告書等の作成、司法福祉委員会への報告、精算手続き

■報告書を作成するタイミング

- ・判決（もしくは不起訴釈放）後、弁護人の職務は終了。このタイミングで【刑事司法SWの報告書】と【刑事司法SWの料金表／精算書】を作成する
- ただし、刑事司法SWとしての活動は終了しない場合が殆ど。判決後の活動内容も報告書に記載しておく

■司法福祉委員会への報告

- ・刑事司法SWのMLに終了の報告⇒相談依頼NO+結果
- ・【刑事司法SWの報告書】と【更生支援計画書】を司法福祉委員会担当者へ送付

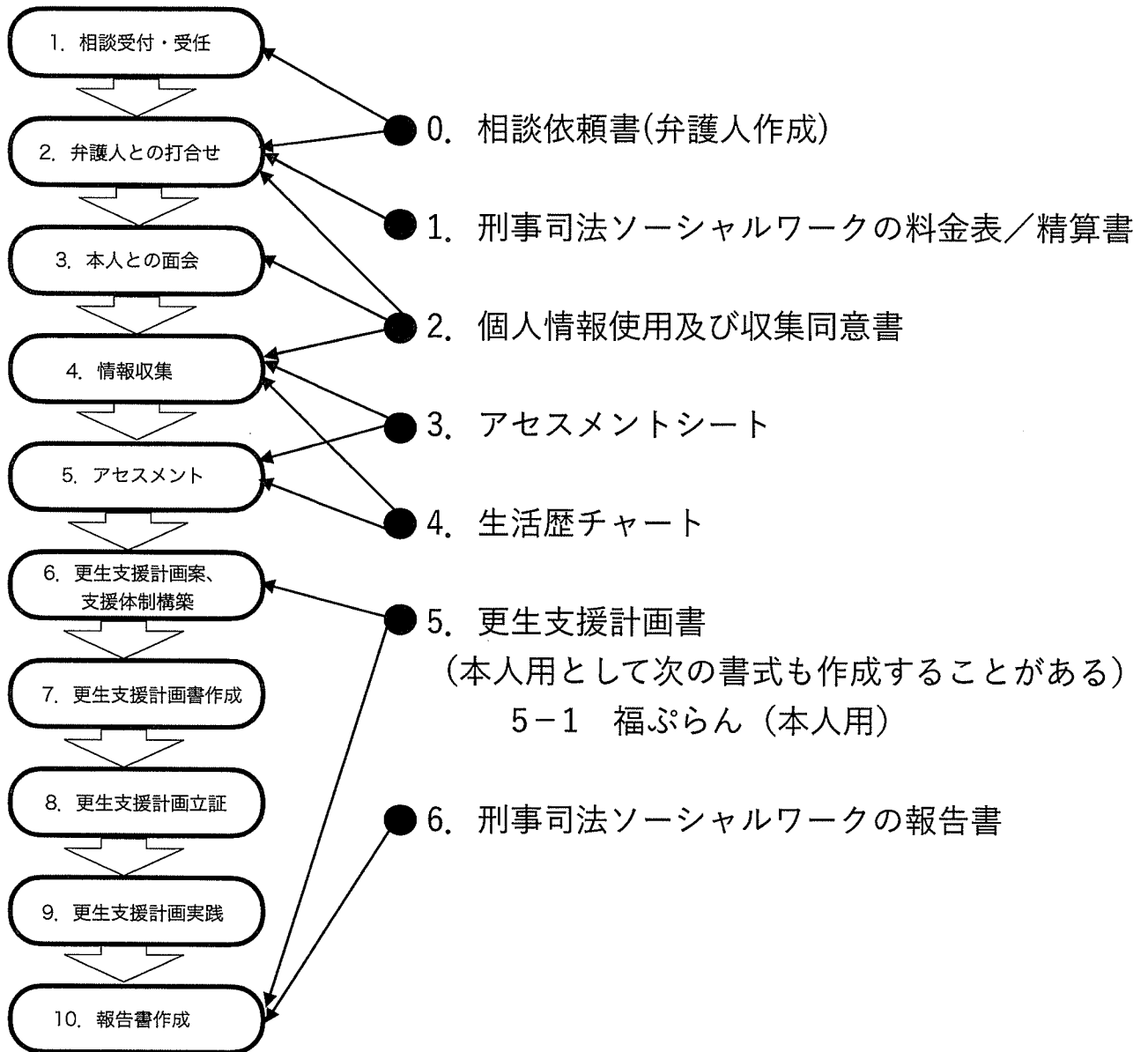
■弁護人への費用等請求

- ・料金や交通費を【刑事司法SWの料金表／精算書】の「活動集計・実費」のシートに入力し、依頼弁護士の所属する弁護士会のページをプリントして、弁護人へ送付
- ・弁護人から費用等の支払いを受ける
- ・求められたら弁護人あて領収書（書式任意）を送付

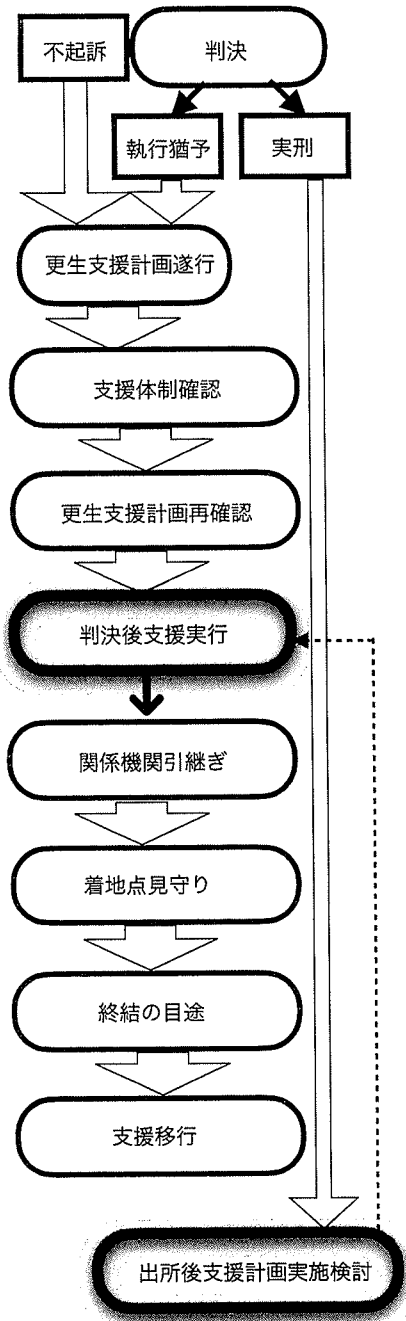
- ☐ 釈放時ただちに対応できる体制はとれているか
- ☐ 実刑となったときの対応は検討されているか
- ☐ 司法福祉委員会への報告はおこなったか
- ☐ 弁護人への請求は行ったか

メモ

受付から判決（不起訴釈放）までの書式一覧



III. 判決後の支援



「判決後支援」のポイント

■判決を把握する

- ・判決の受け止め⇒本人、弁護人はどう考えているか
- ・本人の判決内容の理解・受容を確認
- ・判決文の写しを弁護人を通じて入手
- ・更生支援計画を実現するために判決後支援を検討

■更生支援計画の実行に向けて—判決後支援に移行

- ・更生支援計画を実行するための支援体制を確認
⇒支援体制は十分か
- ・更生支援計画の再確認 ⇒計画が実行可能か
- ・関係者、関係機関との連絡 ⇒支援の引継ぎと連携
- ・釈放直後の居場所、生活の確保 ⇒同行支援

「判決後支援」の着地点

■「判決後支援」はどこまで続くか

- ・判決後、刑事司法SWとしての活動はどこで終了するか、判決後の支援により変化が生じる場合を想定し、状況を見守りながら着地点を描くことが多い。
- ・関係機関による支援に移行し活動終結の目途を立てる ⇒関係機関による更生支援計画の見直しと支援実施

■想定外の判決の場合

- ・措置入院など想定外の判決では、移送場所を確認する ⇒移送先の機関と協議し、更生支援計画の見直しを図る

■実刑判決の場合

- ・本人が移された刑務所の確認 ⇒刑務所から手紙をもらう(予め連絡方法を決めておく)
- ・出所後の更生支援計画の実施を検討する

- ☐ 釈放時の支援体制は整えたか
- ☐ 関係者、関係機関への連絡は行ったか
- ☐ 更生支援計画についてあらためて本人に理解を求め、実行を確認したか

メモ

「判決後支援」の書類作成

■【刑事司法ソーシャルワーク判決後支援の報告書兼精算書】の作成

・判決後、刑事司法SWの活動として面会やカンファレンス出席などにより発生した交通費は、活動内容と合わせて費用を【刑事司法ソーシャルワーク判決後支援の報告書兼精算書】に記載して提出する。提出時期は年度の半期ごとに定める。

・活動が終結したらその旨記載し、提出する。

■判決後支援活動の書類

・【刑事司法ソーシャルワーク判決後支援の報告書兼精算書】

・提出先：司法福祉委員会担当者（書式に記載）

■その他

・活動には必要によりサブチームのメンバーがサポートする

・活動中に発生した問題はリスク管理委員会により対処する

受任から判決後支援に関する書類一覧（一部再掲）

0. 相談依頼書(弁護士作成) ……添付していません
1. 刑事司法ソーシャルワークの料金表／精算書
2. 個人情報使用及び収集同意書
3. アセスメントシート
4. 生活歴チャート
5. 更生支援計画書
(事情に応じて以下の書式も作成)
 - 5-1 福ぶらん（本人用）
6. 刑事司法ソーシャルワークの報告書
7. 刑事司法ソーシャルワーク判決後支援の報告書兼精算書

☐ 判決後支援について報告書兼精算書を期限に提出したか

☐ 活動中に発生した問題についてリスク管理委員会に報告したか

メモ

刑事司法ソーシャルワークの料金表/精算書

	A	B	C	D	E
1	【基礎情報】				
2	項目				
3	住所				
4	氏名				
5	振込先				
6	担当弁護士名				
7	依頼日				
8	対象者イニシャル				
9					
10	【活動の集計】				
11	活動内容	活動実績	単価		
12	更生支援計画の策定		選択	50 000	
13	弁護士等の接見又は面会への同行		回	10 000	
14	罪に問われた障がい者等との面会		回	10 000	
15	罪に問われた障がい者等の家族、 関係機関等との面会及びケース会議への出席		回	10 000	
16	証人としての出廷		回	10 000	
17					
18	【実費・交通費】				
19	項目	請求額			
20	交通費				
21					
22					
23	↑任意の項目を追記してください				
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

活動集計・実費
請求額
単価
請求額

共通入力ページと各弁護士会書式あわせて4シートで構成されています。

「活動集計・実費」シートに入力すると各弁護士会書式に自動的に反映されます。
依頼弁護士所属弁護士会の書式を印刷し（ファイルにすることもあり）、弁護人に
請求してください。（次ページに東京弁護士会の書式を挙げます。）

＜東京弁護士会の書式＞

請 求 書

24/12/2023

弁護士

様

ご依頼いただいております以下の件について、下記の通りご請求申し上げます。よろしくお願いいたします。

依頼日		対象者イニシャル	
-----	--	----------	--

請求金額	¥0
支払期限	24/3/2024

(税込)

← 作成日から3か月後
が自動的に入る

＜内訳＞

活動内容	回数等	単価 (税込)	請求額
更生支援計画の策定	0	50 000	¥0
更生支援計画作成に向けた活動 (上限10万円)			¥0
弁護士等の接見又は面会への同行 (a)	0	10 000	¥0
罪に問われた障がい者等との面会 (b)	0	10 000	¥0
罪に問われた障がい者等の家族、関係 機関等との面会及びケース会議への出 席 (c)	0	10 000	¥0
証人としての出廷 (d)	0	10 000	¥0
合計額			¥0
(内消費税)			¥0

【お振込先】

--

※弁護士が2023年4月以降に国選弁護人に選任された事件が当請求書の対象となります。

個人情報使用及び収集同意書

私の個人情報については、次に記載するところにより必要な範囲内で使用または収集すること、更生支援計画を作成した場合には同計画を関係機関、矯正施設、保護観察所に伝達することに同意します。

※「個人情報」とは、利用者個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものをいう。

記

1 個人情報使用及び収集の目的

私が自立更生するために必要な、更生支援計画の作成及び更生支援計画の実践に必要な範囲内で、使用・提供または収集することを目的とする。

2 使用する事業者等の範囲

福祉サービス提供事業者、主治医や医療機関、就労関係、福祉関係、出身学校、地域の行政機関や民生委員などの関係機関(団体)、その他協力が必要な関係者。

3 使用する個人情報の内容(例示)

氏名、生年月日、住所、家族関係、学歴、職歴、病歴、健康状態、障害の状況、友人関係、支援に必要な家族に関する情報、犯罪歴と内容、福祉サービス利用歴、施設等の利用状況、その他必要なもの。

4 使用にあたっての条件

(1)個人情報の提供は、1 に記載する目的の範囲とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

(2)個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと

年 月 日

社会福祉士 _____ 様

(公益社団法人 東京社会福祉士会)

(本人同意欄)

氏 名 _____

⑩

個人情報使用及び収集同意書

私の個人情報については、次に記載するところにより必要な範囲内で使用または収集すること、更生支援計画を作成した場合には同計画を関係機関、矯正施設、保護観察所に伝達することに同意します。

※「個人情報」とは、利用者個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものをいう。

記

2 個人情報の使用及び収集の目的
私が自立更生するために必要な、更生支援計画の作成及び更生支援計画の実践に必要な範囲内で、使用・提供または収集することを目的とする。

2 使用する事業者等の範囲
福祉サービス提供事業者、主治医や医療機関、就労関係、福祉関係、出身学校、地域の行政機関や民生委員などの関係機関(団体)、その他協力が必要な関係者。

3 使用する個人情報の内容(例示)
氏名、生年月日、住所、家族関係、学歴、職歴、病歴、健康状態、障害の状況、友人関係、支援に必要な家族に関する情報、犯罪歴と内容、福祉サービス利用歴、施設等の利用状況、その他必要なもの。

4 使用にあたっての条件

(1) 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

(2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと

年 月 日

社会福祉士 _____ 様

(公益社団法人 東京社会福祉士会)

(本人同意欄)

氏 名 _____

印

アセスメントシート

受付番号: _____

作成日(更新日): _____

担当弁護士: _____

担当者: _____

ふりがな			☐ 男 ☐ 女	生年月日	年 月 日 (歳)	
氏 名						
本 籍					連絡先	
住所/居所						
住民票	☐ 有 ☐ 無	住居形態	☐ 持家 ☐ 賃貸 ☐ 施設 ☐ 実家 ☐ 知人 ☐ 路上 ☐ その他 具体的に記載:			
家族構成	氏名	続柄	年齢	同居他	(家族図)	
学 歴	☐ 小学校通級 ☐ 特支学校 ☐ 特支学級 ☐ 不明 ☐ 他		☐ 中学校通級 ☐ 特支学校 ☐ 特支学級 ☐ 不明 ☐ 他		☐ 高校通級 ☐ 特支学校 ☐ 中退 ☐ 不明 ☐ 他	☐ 大学卒 ☐ 中退 ☐ 不明 ☐ 他
生活歴 稼働歴						
障害や 精神状態	☐ 知的障害 ☐ 手帳所持 (度・A・B1・B2 ☐ 不明) ☐ 疑い ☐ 精神障害 ☐ 手帳所持 (級・ ☐ 不明) ☐ 疑い ☐ 身体障害 ☐ 手帳所持 (級・ ☐ 不明) ☐ 疑い ☐ 認知症 ☐ 長谷川式簡易鑑定(点 ☐ 不明) ☐ 疑い				社会資源・キーパーソン	
	☐ 障害支援区分:() ☐ 要介護・ ☐ 要支援 () 本人の様子:				社会性(コミュニケーション・人間関係)	
既往歴						
通院・服薬						
逮捕までの経緯	罪名・嫌疑・動機等:					
逮 捕	年 月 日 ()	勾留場所	段 階		☐ 逮捕勾留段階 ☐ 公判段階	
犯罪歴						
飲 酒	☐ 有 ☐ 無	喫 煙	☐ 有 ☐ 無	反社会組織	☐ 有 ☐ 無	嗜癖等の特記
嗜 癖	☐ アルコール ☐ 薬物 ☐ 食物 ☐ ギャンブル ☐ 買い物 ☐ 万引き ☐ 性 ☐ 暴力 ☐ その他					
収 入	☐ 生保 ☐ 年金(社・老・障害 級) ☐ 稼働		円/月	☐ 無	所持金・預貯金:	

福祉サービス利用状況	障がい・介護保険サービス等:	
自己理解	長所・得意	
	短所・苦手	
	罪の意識	
	困った時の解決方法	
本人の希望	生活	
	就 労	
	支 援	
	その他	
本人の力		
課題と背景要因		
支援方針		

生活歴チャート

和暦	西暦	年齢		居住	生活歴・社会性	非行・犯罪歴等
昭和58	1983	0				
59	1984	1				
60	1985	2				
61	1986	3				
62	1987	4				
63	1988	5				
平成1	1989	6				
2	1990	7				
3	1991	8				
4	1992	9				
5	1993	10				
6	1994	11				
7	1995	12				
8	1996	13				
9	1997	14				
10	1998	15				
11	1999	16				
12	2000	17				
13	2001	18				
14	2002	19				
15	2003	20				
16	2004	21				
17	2005	22				
18	2006	23				
19	2007	24				
20	2008	25				
21	2009	26				
22	2010	27				
23	2011	28				
24	2012	29				
25	2013	30				
26	2014	31				
27	2015	32				
28	2016	33				
29	2017	34				
30	2018	35				
令和1	2019	36				
2	2020	37				
3	2021	38				
4	2022	39				
5	2023	40				
6	2024	41				

更生支援計画書

本計画は、〇〇〇〇氏(以下「本人」という。)の依頼により、本人の自立更生のために作成したものである。

対象者	氏名	〇〇〇〇	性別		年齢		生年月日	
	障害・認知			心身の特徴等				
	罪名・概要							
取り組んだ活動								
収集した情報								
アセスメント結果								
望ましい支援や環境調整								
支援目標								
支援計画・期間 (短期・中期・長期)								
支援体制								

添付資料:

2024.3.1

作成日: 〇〇年〇月〇日

作成者: (社会福祉士)

連絡先:

所属:公益社団法人 東京社会福祉士会

※この計画と、この計画に基づいて支援を受けることに同意します。

(本人同意欄)

氏 名

印

福 ぶ ら ん

～ 新しいはじまりに ～

《 目 標 》

--

《 ○○さん が す る 事 》 《 支 援 し て く れ る 所 》

	→
	→
	→
	→
	→
	→

公益社団法人 東京社会福祉士会 2020.3.1

困った時やどうしたらよいか分からなくなった時は、一人で悩まないで、遠慮なく支援者に相談してください。

作成日

社会福祉士

連絡先

刑事司法ソーシャルワークの報告書

依頼日: 終了日: 受付番号: 作成日:
 担当弁護人、東京・第一・第二、国選・私選:
 担当社会福祉士名:

ふりがな 氏名			男 女	生年月日	年 月 日 (歳)	
本人面会	回	会議・打合せ等	回	情状証人出廷	有 無 (約 分)	
更生支援計画書作成	有(稿数:)・無		更生支援計画以外の文書作成	有(文書名:)・無		同行支援 回
結 果	不起訴 略式罰金 万円		求刑: / 判決:			
支援経過の概要	支援の経過を箇条書きに簡潔に記載(日付+面会・会議・出廷・同行支援等)					
行政申請・調整等	生保、帰住先、障害者手帳取得・更新、介護保険・障害支援区分、年金・手当、その他サービスの利用申請手続き等					
保健・医療関係	精神鑑定や医療機関との連携、選定・利用手続き等					
生活支援	住まい・作業・就労 余暇活動等			今後の活動	今後(判決後等)にSWとしての活動がある場合	
その他特記	良かった事、課題や苦勞したこと等				☐ アセスメントシート ☐ 生活歴チャート ☐ 更生支援計画書 ☐ 福ぶらん ☐ ケース記録 ☐ 具体的支援方針(アセスメント支援方針記 ☐ ☐	
請求額	活動費等	円+交通費等	円=合計	円 / 振込額 (済・未 円)		
活動に費やした総時間数		時間		公益社団法人 東京社会福祉士会 2020.3.1		

※判決後1か月以内に「更生支援計画書」と共に提出して下さい
 提出先: 報告書受付担当(久保田) meguro.kubota@nifty.com

刑事司法ソーシャルワーク判決後支援の報告書兼精算書

【対象期間】 ☐ 前期(4～9月) ☐ 後期(10月～3月)

ふりがな		住所	☐ 自宅 ☐ 事務所		提出日
名前(申請者)					
振込先銀行 支店名	【 】銀行			【 】支店	
預金種目	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ その他		☐ 口座 番号	判決日/ 出所日)	
口座名義 (ふりがな)		受付番号/ 対象者イニシャル		判決 結果	

↓※判決後の支援活動の内容(項目分類)と日付、項目ごとの合計回数をお書きください

NO	項 目	日付(実施日をカンマで区切って記載)	合計回数
1	面会		
2	会議・打合せ等		
3	同行支援		
4	文書作成		
5	電話・FAX・メール・手紙等		
6	その他調整等		
7			

↓※例示を参考に、交通費をお書きください

[illegible]

※判決後支援にかかる経費のうち、交通費のみが請求の対象となることを予めご了承ください

活動の概要・特記		今後の見通し
		添付資料
		☐ アセスメントシート ☐ 生活歴チャート ☐ 更生支援計画書 ☐ 福ぶらん ☐ ケース記録 ☐ ケア会議録 ☐ 具体的な支援方針(アセスメント支援方針記載)
報告期間の活動に費やした総時間数	時間	

公益社団法人 東京社会福祉士会 2024.3.1

※請求金額の有無に係らず、支援を行った場合は、提出期間内に提出して下さい

提出先: 金計担当 info.tcsaw-shihoufukushi@gmail.com

刑事司法ソーシャルワーカーについて

✓. 何をしますか？

障がいや高齢などにより福祉的な支援が必要と思われる被疑者、被告人に対し支援を行います。

✓. 資格はありますか？

- ① 東京社会福祉士会の会員
- ② 司法福祉委員会に入会
- ③ 「刑事司法ソーシャルワーカー養成講座」を受講
- ④ 「刑事司法ソーシャルワーカー」として名簿登録
- ⑤ 毎年、実施する「スキルアップ研修」を受講、名簿更新登録

■①+②+③+④(+⑤)の条件を満たす社会福祉士

✓. 活動の始まりはいつからですか？

弁護士会からの「相談依頼書」により要請を受け、名簿登録している社会福祉士が、刑事司法ソーシャルワーカーとして、東京社会福祉士会から推薦、受任が決定された時から活動が始まります。

✓. 活動はいつ終わるのですか？

判決後(釈放後)の活動は、対象者や関係者、関係機関等により異なります。個別に状況を確認し、関係機関へ移行しながら、活動を終了していきます。

(※)「刑事司法ソーシャルワーカー」は、公益社団法人東京社会福祉士会の独自の名称です。

■詳細は、本パンフレットの中面をご覧ください

■公益社団法人 東京社会福祉士会とは

- ・東京都に在住または在勤の社会福祉士で組織する職能団体です (会員数 3,873名 2018.2月現在)
- ・1993年2月に設立され、2013年4月に公益社団法人となりました
- ・社会福祉士の自己研鑽の支援、調査研究、研修の実施とともに成年後見の相談・受任、安心電話相談、福祉サービス第三者評価など東京の社会福祉向上のための事業を担っています
- ・司法福祉委員会は、2009年から刑事司法分野における社会福祉士の技能を高める活動や啓発活動をしています



わたしたち

刑事司法ソーシャルワーカー

は

生きづらさを抱えている人の

生きなおいを

応援します

刑事司法ソーシャルワーカーに

名簿登録している社会福祉士は...

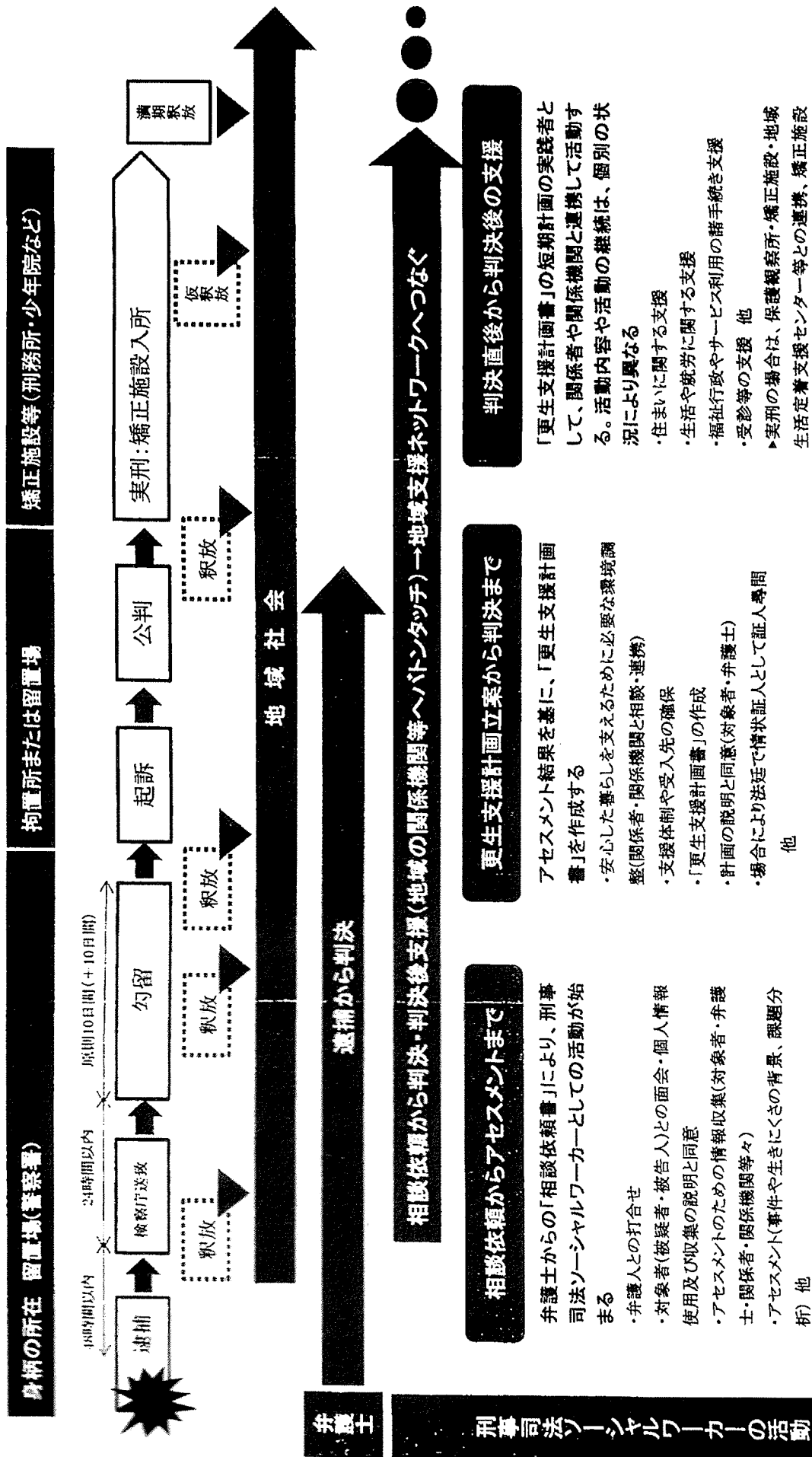
障害・高齢・生活困窮・母子・女性・子ども・依存・病気、その他の専門分野で、行政機関・福祉施設・地域支援関連機関・学校・病院・一般企業・独立型社会福祉士事務所・司法領域で働いています。都内23区、多摩地域の東京全域を活動の拠点としています。

〒170-0005
東京都豊島区南大塚3-4-11
福祉樹田ビル5階
電話:03-5941-0406
FAX:03-5941-0407

このパンフレットは、公益社団法人「日本社会福祉弘済会」の助成金で作成しました
2018.3.31 作成

公益社団法人 東京社会福祉士会
司法福祉委員会

刑事司法手続きにおける刑事司法ソーシャルワーカーの支援活動の標準的な流れ



「更生支援計画」とは、福祉的支援を必要とする対象者が、地域で安心して暮らすために、望ましいと考えられる生活環境や関係性・必要な支援内容を具体的に提案した、本人の生き直しに向けた支援計画です。